



第72回 定時総代会議案書

2019年7月2日

会議の目的事項

報告事項

頁

1. 2018年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、
連結貸借対照表、連結損益計算書および連結基金等変動計算書報告の件 … (1)
2. 評議員会に対する諮問事項およびニッセイ懇話会開催結果報告の件 …… (64)

決議事項

- 第1号議案 2018年度剰余金処分案承認の件 …… (65)
- 第2号議案 2018年度決算に基づく社員配当金割当の件 …… (66)
- 第3号議案 定款一部変更の件 …… (87)
- 第4号議案 評議員選任の件 …… (88)
- 第5号議案 総代候補者選考委員選任の件 …… (89)
- 第6号議案 取締役11名選任の件 …… (90)
- 第7号議案 監査役1名選任の件 …… (98)
- 第8号議案 退任取締役および退任監査役に対する慰労金贈呈の件 …… (100)

(ご参考)

- コーポレートガバナンス基本方針 …… (101)

以上

1. 2018年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、連結貸借対照表、連結損益計算書および連結基金等変動計算書報告の件

2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告書

1. 保険会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

①総括

当年度のわが国の経済は、堅調な企業収益を背景に設備投資が増加する等、緩やかな回復基調が続きました。長期金利（10年物国債金利）は、日本銀行が「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続していることを受け、引き続きゼロ%近傍で推移しました。

このような環境の中、当社は、2018年4月の新社長就任により発足した新たな経営体制のもと、人生100年時代をリードする日本生命グループとして、「成長し続ける事業基盤を作り、揺るぎないマーケットリーダーに成る」という目標を掲げ、中期経営計画「全・進-next stage-」（2017-2020）に全社をあげて取り組んでまいりました。また、お客様や社会から一層の信頼をいただくため、「お客様本位の業務運営に係る方針」のもと、あらゆる業務運営においてお客様本位の行動を推進してまいりました。その結果、当年度の「お客様満足度」^(注1)は前年度比ではマイナス1.6ポイントとなりましたが、89.2%と引き続き高い水準を確保しております。更に、安心・安全で持続可能な社会の実現に貢献するサステナビリティ経営を全役員・職員が一丸となって推進してまいりました。

業績面については、金融機関窓販領域において2018年10月の商品改定等により販売量が増加したことを主因として、保険料等収入は4兆7751億円（前年度比+6.4%）と増加しました。基礎利益は、海外やクレジット領域および成長・新規領域への投融資の強化に取り組んだことに加え、投資先の堅調な企業業績を背景に資産運用収支が改善したことを主因として、6782億円（前年度比+1.5%）と増加しました。

「全・進-next stage-」において2020年度末6.5兆円の目標を掲げた自己資本^(注2)については、2018年4月および9月の証券化公募形式による円建劣後ローンの借入^(注3)や諸準備金の積み増しにより、6兆2417億円（前年度末比+4226億円）と増加しました。なお、超低金利が継続する中、将来の逆ざやリスクの軽減を図り、今後の安定的な配当を実現していくため、今後5年間で約5100億円の追加責任準備金の積立を計画しており、当年度は1212億円を積み立てております。

ご契約者配当（個人保険・個人年金保険）については、発売から一定期間が経過した総合医療保険とがん医療保険への配当割当を開始することにより、危険差益配当を増配とする予定です。なお、危険差益配当については、安定的な配当財源を確保するため、2013年度に設定した社員配当平衡積立金^(注4)を活用する方針としております。また、超低金利という厳しい資産運用環境の継続が見通される中にあっても、安定配当の観点から、利差益配当は据置きとする予定です。

また、連結保険料等収入は、当社単体の増収に加え、2018年5月に子会社化したマスマチュアラル生命（1月にニッセイ・ウェルス生命に社名を変更。以下、「ニッセイ・ウェルス生命」。）の業績の反映や、三井生命^(注5)の増収により、6兆692億円（前年度比+11.9%）と増加しました。また、グループ保険事業からの基礎利益^(注6)は、当社単体の増益に加え、ニッセイ・ウェルス生命の業績の反映により、7551億円（前年度比+4.5%）と増加しました。

(注1) お客様の視点から当社の取組を評価いただき、商品やサービスの改善に役立てることを目的に、ご契約者を対象に1年に1度実施しているアンケート調査において、「満足」「やや満足」と回答いただいたお客様の割合です。当社は、これをお客様本位の業務運営に係る方針の定着を測る指標としています。

(注2) 基金・諸準備金等（株式会社の資本金にあたる基金等に、リスク対応のために積み立てる危険準備金・価格変動準備金等の資本性の高い準備金を加えたもの）と劣後債務を合わせた額です。

(注3) 当社が特別目的会社から円建劣後ローンを借り入れ、当該特別目的会社が円建劣後ローン債権を裏付資産として公募劣後債を発行するスキームです。なお、2019年4月に、同スキームで更に900億円の借入を実施しました。

(注4) 保険業法施行規則第30条の5において規定される「社員に対する剰余金の分配の額を安定させることを目的とする任意積立金」です。

(注5) 2019年4月1日に三井生命保険から大樹生命保険に社名を変更しました。

(注6) 日本生命の基礎利益、三井生命の基礎利益、ニッセイ・ウェルス生命の基礎利益、海外生命保険子会社・関連会社の税引前純利益に、持分比率、一部の内部取引調整等を行い算出しております。

②当社の当年度の概況

[個人マーケット]

(営業職員チャンネル)

当社販売戦略の中核となる営業職員チャンネルでは、2018年4月の保障性商品を中心とした保険料の引き下げや生活習慣病等に備える「特定重度疾病保障保険“だいじょう”」の発売等を活用し、積極的な販売活動に取り組んだ結果、新契約高（保障額等）、新契約件数は増加しました。一方、新契約年換算保険料は、減少しました。これは、主に、前年度に発売した経営者向け商品「傷害保障重点期間設定型長期定期保険“プラチナフェニックス”」の販売量が、競争激化等により減少したことの影響が大きかったことによるものです。営業職員の在籍数は、採用・育成の強化を通じた定着率の改善に取り組んだ結果、50085名（前年度末比+1496名）と増加しました。また、2018年11月に、従来の個人賠償特約から補償範囲を大幅に拡充させたニッセイ個人賠償プラン「まるごとマモル」^(注7)の販売を開始し、新たなお客様の拡大を図ってまいりました。（注7）当社のみでご加入いただける、あいおいニッセイ同和損害保険を引受会社とした損害保険商品です。

(代理店チャンネル)

前年度に発売した「プラチナフェニックス」の販売量が減少したことを主因として、新契約年換算保険料は減少しました。一方、当社代理店担当者の人員拡大や、個々代理店の状況に応じた情報提供・支援体制の強化に取り組んできた結果、稼働代理店数は前年度比で増加し、代理店チャンネルの販売基盤が拡充しました。

また、近年増加している自ら比較して生命保険に加入したいという意向を持つお客様との接点拡大に向け、2018年12月に、インターネット上での集客事業や乗合代理店等に対する送客事業等を営むLHL^(注8)を子会社化しました。1月には、当社グループの乗合代理店領域におけるガバナンス体制や、マーケティング・web戦略等を強化するため、LHLを当社の乗合代理店子会社を束ねる事業持株会社とし、ライフサロン、ライフプラザパートナーズ、ほけんの110番をその子会社とすることを決定^(注9)しました。

（注8）不動産・住宅情報サイトの運営を行うLIFULLの連結子会社であるLIFULL FinTechが、同社の営む集客・送客事業、保険に関するメディア事業等を当社へ譲渡するために、2018年11月に新設分割した会社です。

（注9）2019年4月に、LHLは事業持株会社に移行し、ライフサロン、ライフプラザパートナーズ、ほけんの110番をその子会社としました。

(金融機関チャンネル)

2018年10月に外貨建定額終身保険「ロングドリームGOLD2」^(注10)を発売するとともに、超低金利環境を背景に販売を停止していた円建定額終身保険「夢のかたちプラス」について、資産運用手法の工夫等により、2018年8月から一部の金融機関において順次販売を再開し、積極的な販売に努めてまいりました。その結果、新契約年換算保険料は増加に転じました。更に、当社営業担当者による三井生命やニッセイ・ウェルス生命の商品の販売サポートを進める等、グループ一体となって販売を推進してまいりました。また、商品パンフレットを改定し、元本割れリスクを表紙に明瞭に表示する等、お客様にとっての分かりやすさを強化するとともに、よりお客様のご意向等に即したご提案を行えるよう、金融機関への研修等に努めてまいりました。

（注10）外貨建定額終身保険「ロングドリームGOLD」を改定し、定期支払機能の付与や2017年12月に持分法適用の関連会社となった米国のTCWのファンドへの投資等による利回りの向上等を行った商品です。

以上の結果、個人マーケット全体では、新契約業績について、年換算保険料は3112億円（前年度比△3.4%）と減少したものの、契約高は8兆4294億円（同+28.0%）、件数は490万件（同+38.5%）といずれも増加しました。また、ご加入から1年経過後の「継続率」^(注11)は95.7%（前年度比+1.0ポイント）となりました。

保有契約については、契約高は159兆2699億円（前年度末比△1.5%）と減少したものの、年換算保険料は3兆7479億円（同+2.2%）と8年連続で増加、件数は3187万件（同+6.0%）と7年連続で増加しました。また、お客様数（被保険者数）は、1188万名（前年度末比+3.7万名）と増加しました。

なお、2019年2月に、国税庁から、「プラチナフェニックス」をはじめとする経営者向けの定期保険について税務取扱いの見直しを検討している旨の連絡を受け、今後の税務取扱いが不透明となったことから、当該保険商品については販売を停止しました。

（注11）ご加入から一定期間経過後に継続している契約の割合（保険金額ベース）です。

[法人マーケット]

団体保険については、お客様のニーズに応じた情報提供やソリューションの提案に取り組んだ結果、保有契約高は97兆1022億円（前年度末比+1.7%）と増加しました。団体年金保険については、お客様の多様なニーズにお応えするため、低金利環境下においても、元本保証に加え安定的に利回りを確保できる商品「確定給付企業年金保険（無配当）」の提案等に努めたことにより、資産残高は13兆1770億円（前年度末比+2.5%）と増加しました。

また、お客様により幅広いソリューションを提案すべく、ニッセイアセットマネジメントとの協業にも取り組んでまいりました。

【損害保険】

当社として取り扱った損害保険^(注12)の収入保険料は2235億円（前年度比+5.3%）と増加しました。これは、当年度に地震や豪雨等の災害が頻発したことを背景に火災保険のニーズが高まったことや、あいおいニッセイ同和損害保険との協業による法人のお客様への団体長期障害所得補償保険の提案等に取り組んだことによるものです。

(注12) 当社は、あいおいニッセイ同和損害保険の代理店業を営んでおります。

【お客様サービス】

営業職員による「ご契約内容確認活動」を継続的に展開するとともに、営業職員が一定期間接点を持てなかったお客様に対し、内務職員によるフォローを行う等、営業職員、内務職員一体でフェイス・トゥ・フェイスのサービスを提供し、お客様満足度の向上に努めてまいりました。

また、ご高齢のお客様や障がいのあるお客様等、より丁寧な対応が必要となるお客様に対するサポートも一層向上させてまいりました。ご高齢のご契約者については、「ご契約情報家族連絡サービス」^(注13)の登録を進めており、2019年3月末時点で70歳以上のご契約者の約6割に登録いただいております。障がいのあるお客様については、お客様が望まれるサポート方法についての社内での教育機会の充実等に努めてまいりました。

更に、当年度に甚大な被害が発生した地震や豪雨について、被災されたお客様への十全な対応こそが、安心をお届けする生命保険事業の社会的使命であるとの認識のもと、保険金・給付金の請求手続きの簡略化等、様々な特別取扱いを速やかに実施しました。

(注13) ご高齢のご契約者によるお問合せが困難になった場合に備え、事前に登録いただいたご家族にも契約情報をお知らせするサービスです。

【IT活用】

お客様サービスの向上や業務の効率化に向け、先端ITの活用を進めてまいりました。2018年9月には、各種お手続きが可能^(注14)なスマートフォンアプリの提供を開始し、生体情報を用いた本人認証機能により、お客様の利便性を一層向上させております。更に、2019年3月には、サービス強化や業務の効率化、生産性向上に向け、AI等の先端技術を組み込んだ営業職員用新携帯端末「T A S K A L L」を導入しました。また、2018年3月に新設した全社のRPA^(注15)推進を統括する専管チームが中心となり、資産運用等の保険事務以外にも対象業務を拡大させる等、RPAの導入・活用を加速させてまいりました。この結果、2019年3月末時点で約180業務にRPAを導入しております。

(注14) 2018年9月時点では、契約貸付手続きが可能であり、順次、搭載機能を拡充する予定です。

(注15) RPA (Robotic Process Automation) とは、人間が端末上で行う操作をソフトウェアロボットが代行し、自動で入力処理やアプリケーションの実行等を行う技術の略称です。

【「保険+α」の価値の提供】

将来の社会構造の変化を見据え、保険の領域に隣接し、当社グループのノウハウや経営資源を活かせる「保険+α」の価値の提供に努めてまいりました。

子育て支援領域では、ニチイ学館と協働で企業主導型保育所^(注16)の全国展開を進めてまいりました。2018年7月には、全都道府県において開所し、3月末時点で69カ所となっております。また、2019年3月には、企業の従業員の方々に円滑に企業主導型保育所をご利用いただける環境を整備していくため、企業主導型保育所のサービス内容や空き状況等を企業に案内する事業を営むグローバルキッズと業務提携しました。

ヘルスケア領域では、2018年4月に、野村総合研究所等と共同で開発した企業・団体等向けサービス「ニッセイ健康増進コンサルティングサービス“Wellness-Star☆”」の提供を開始しました。ご契約者向けには、生活習慣病予防に向けた新サービスとして、「健康サポートマイル」^(注17)に歩数目標の達成等によりポイントが貯まる仕組みを新設するとともに、生活習慣病に関する悩みを専門家に無料で相談できる「生活習慣病サポートメニュー」を開始しました。また、2018年6月から、日本生命病院で「糖尿病予備群向け予防プログラム」の開発に向けたトライアルを開始しました。更に、2018年7月から、様々な疾患の前触れを検知する未病指標を活用した健康増進サービス等の研究・開発に取り組むため、保険イノベーション創出研究会^(注18)へ参画しました。

(注16) 内閣府が2016年から開始した、政府が企業に対し推奨している保育所形態です。

(注17) お客様の健康に対する取組（お客様がご自身の健康状態を知り、健康状態の維持・改善を図る等）に応じて貯まるポイントです。

(注18) 理化学研究所が中核機関として参画する事業団体である「健康“生き活き”羅針盤リサーチコンプレックス」が運営する研究会であり、未病指標の確立や事業化を進めています。

【資産運用】

当年度は、国内外の金融政策の動向や米中貿易摩擦等の政治・地政学リスク等によりマーケットが不安定となる局面はあったものの、好調な米国景気が牽引し世界経済は堅調に推移しました。一方、国内金利は依然として歴史的な低位で推移しており、厳しい資産運用環境が継続しております。

こうした中、長期安定的な利回り確保に向け、海外やクレジット領域、成長・新規領域への投融資の一層の強化に取り組むと同時に、個々投融資先の状況等のきめ細かなフォローやフォワードルッキングなリスク管理^(注19)により、リスク対応力の継続的な強化に努めてまいりました。また、成長・新規領域への投融資のうち、E S G投融資は、2017年度からの4年間の目標を2000億円としておりましたが、グリーンボンドや再生可能エネルギー関連事業向けの投融資等に積極的に取り組んできた結果、目標を早期に達成しました。これを受け、当年度に目標金額を7000億円に引き上げるとともに、新たに海外農地投資ファンド^(注20)への投資や英国での洋上風力発電プロジェクトへの融資も行う等、一層の推進を図っており、その結果、2019年3月末までの累計額は、4481億円となっております。

また、投資先企業に対しては、対話を通じて企業の発展に寄与・貢献するという考え方にに基づき、スチュワードシップ活動を推進してまいりました。なお、投資先企業の株主総会における個別議案ごとの議決権行使結果について、2019年度より開示することとしました。

これらの取組を進める中、投資先の堅調な企業業績を受けた国内株式配当金の増加や外国投資信託の分配金の増加等により、利息および配当金等収入は1兆4276億円（前年度比+1.4%）と増加し、9年連続で順ぎやを確保しました。

(注19) フォワードルッキングなリスク管理とは、収支や財務健全性への影響が大きいと想定される潜在的なリスク懸念事象を洗い出し、必要な対応策を検討・実施するリスク管理手法です。

(注20) Hancock Natural Resource Group, Incが運用する、オーストラリア等の環境に配慮した運営を行う農地への投資を行うファンドです。

【コーポレートガバナンス】

「コーポレートガバナンス基本方針」に基づき、生命保険会社としてお客様に対する長期にわたる保障責任を全うするため、不断の取組として、経営の適正性の確保および透明性の向上に資するコーポレートガバナンス体制の継続的な発展に努めてまいりました。その一環として、取締役の解任基準を策定し開示する等、2018年6月のコーポレートガバナンス・コードの改訂を踏まえた対応^(注21)を実施してまいりました。また、監査役や内部監査部門等による他社不祥事案の分析を踏まえ、各事案におけるガバナンス上の課題等を経営層で共有し、当社の態勢整備に活用する取組を進めてまいりました。

(注21) コーポレートガバナンス・コードは、相互会社に直接適用されるものではありませんが、当社のコーポレートガバナンスの基本的な考え方に合致するものであることから、当社は当コードの趣旨を踏まえた対応を進めております。

【リスク管理・ERM】

超低金利環境の継続やサイバー攻撃の高度化・複雑化、グループ事業の拡大等、当社の事業環境の変化を的確に把握し、各種リスク特性に応じた管理を行うとともに、各種リスクが全体として経営に及ぼす影響について、統合的な管理を行ってまいりました。また、グループ会社の特性等を踏まえ、グループ会社リスク管理の枠組を再構築する等、グループベースのリスク管理の高度化に取り組んでまいりました。

これらの取組に加え、当社では、経営計画の策定およびそのPDCAにERM^(注22)を活用し、健全性の確保を前提としつつ資本効率も意識した経営を行っております。当年度は、長期安定的な収支向上と健全性確保に向け、経済価値ベースでの資産運用リスク量の圧縮に向けたPDCAや、商品単位でのリスク・リターンの確認の充実に取り組んでまいりました。また、グループ全体の資本効率や健全性に関する計画等の定期的なPDCAを通じ、グループベースのERMの活用にも取り組んでまいりました。

(注22) ERM (Enterprise Risk Management) とは、経営目標を達成するために、会社を取り巻くリスクを網羅的・体系的に捉え、それらを統合的かつ戦略的に管理・コントロールする手法です。

【コンプライアンス】

「コンプライアンス基本方針」のもと、実践計画「コンプライアンス・プログラム」を策定し、適切な保険募集管理、情報資産保護、反社会的勢力への対応を重点課題として掲げ、コンプライアンスの推進に取り組んでまいりました。また、社会情勢等を踏まえ、マネー・ロンダリング対応態勢の高度化や、パワハラ・セクハラ等のハラスメント防止取組の強化を図るとともに、グループベースでの内部通報体制を整備する観点から、2018年10月に、国内グループ会社共通の内部通報窓口を設置しました。

【人材育成】

当社の持続的成長を支える人材を育成するため、「人材価値向上プロジェクト」のもと、働き方変革の推進や「ニッセイアフタースクール^(注23)」の更なる充実等により、ワークライフマネジメントの一層の定着を図るとともに、ダイバーシティマネジメントの理解促進に努めてまいりました。また、今後の更なる事業領域の拡大を見据え、IT・資産運用等の専門人材やグローバル人材の育成強化、女性・シニアの活躍推進、グループ一体での人材育成体制の強化に取り組むとともに、営業職員の定着率向上に向け、入社初期の営業職員育成体制の強化等を進めてまいりました。

(注23) 主に勤務時間外の時間において実施する資格取得や能力伸長等に関するセミナー等の能力開発支援プログラムです。

【東京2020オリンピック・パラリンピックゴールドパートナー（生命保険）としての取組】

当社は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会におけるゴールドパートナーとして、日本代表選手をはじめとするアスリートや支える人々の姿を通じて、「応援すること」「支えること」の大切さをお伝えするべく、オリンピック・パラリンピックのムーブメントを全国に拡げる様々な取組を展開してまいりました。その一環として、2018年7月から、約2年間をかけて全国47都道府県を巡回する「みんなの2020全国キャラバン^(注24)」を開始しました。また、2019年3月には、東京2020オリンピック聖火リレーのスポンサープログラムの最高位であり、聖火ランナーの募集キャンペーン等の活動が可能となるプレゼンティングパートナーに就任しました。

(注24) 大型ビジョン搭載のキャラバントラックをシンボルとして展開する、東京2020競技体験フォトブース、CG等を駆使したアスリートとの競争体験、車いすバスケットボール体験等の参加型プログラムです。

【サステナビリティ経営の推進に向けた取組】

国民生活の安定と向上に寄与することを創業の精神に掲げ、発展させてきた当社のあらゆる企業活動は、SDGs^(注25)が目指す安心・安全で持続可能な社会を実現していく活動そのものであり、当年度は、以上の取組のほか、以下の取組を通じ、サステナビリティ経営を推進してまいりました。

(注25) 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されています。

（地域社会発展への貢献）

地方自治体と包括的連携協定を締結し、営業職員によるフェイス・トゥ・フェイスの活動を通じたがん検診受診促進等の疾病予防や健康増進、高齢者支援、地域活性化等の取組を推進してまいりました。当協定は、2019年3月末時点で28道府県との締結に至っております。また、こうした取組を一層進めていくため、2019年3月に「地域振興支援室」を新設しました。

（健康経営の推進）

2018年9月に、当社の健康経営に関する基本的な姿勢を示す「健康経営の目指す姿」を策定し、公表しました。また、2019年3月には、当社役員・職員の健康増進取組を一層推進していくため、「健康経営推進部」を新設しました。

（気候変動問題への取組）

2018年12月に、気候変動がもたらすリスクおよび機会の財務面への影響について企業・団体等が自主的に把握・開示することを推奨するTCFD^(注26)の提言へ賛同しました。

(注26) G20の財務大臣・中央銀行総裁からの要請を受け、2015年12月に金融安定理事会（主要国の金融当局で構成される国際的な金融システムの安定を目的とする組織）のもとに設置された、財務に影響のある気候関連情報の開示に関するタスクフォースです。

③当社グループ事業の当年度の概況・連結業績

当社は、長期にわたる保障責任を全うし、ご契約者の利益を最大化するためには、事業基盤を分散させ、安定した収益を獲得していくことが不可欠と考えており、そのための取組として、グループ事業の拡大とグループガバナンスの高度化に努めております。グループ事業の拡大に向けては、既存のグループ事業の成長に加え、当社と親和性が高く、シナジー創出が期待できる国内保険事業、海外保険事業、アセットマネジメント事業を中心に新規出資にも取り組んでおり、その具体的な目標として、「全・進-next stage-」において、「グループ事業純利益^(注27)700億円」の達成を掲げております。

(注27) 三井生命、ニッセイ・ウェルス生命、海外保険・アセットマネジメント事業子会社等の当期純利益に、一部費用の調整等を実施したうえで、持分比率を乗じた利益総額です。

【国内保険事業】

三井生命では、一時払外貨建養老保険「ドリームロード」について、2017年10月から当社でも販売を開始し、積極的な販売に努めたこと等により、保険料等収入は増加しました。一方、2018年4月の保険料引き下げ等によ

る危険差益の減少を主因として、基礎利益は減少しました。

また、金融機関窓販領域における、幅広く迅速な商品開発とより充実した金融機関サポートの実現に向け、2018年5月に、ニッセイ・ウェルス生命を子会社化しました。

更に、代理店領域では、2019年2月に、乗合代理店等に対し商品を機動的に提供していくため、新会社はなさく生命を設立しました。

国内保険事業におけるグループ事業純利益は、ニッセイ・ウェルス生命の業績反映があったものの、前年度に三井生命で多額の有価証券売却益等が一時的に発生したことの反動減により、減少しました。

[海外保険事業]

当社グループは、米国、オーストラリア、中国、タイ、インド、インドネシアにおいて保険事業を展開しております。当年度は、オーストラリアのMLCにおいて、保険販売関連費用や団体保険での保険金支払が減少したこと等により、増益となったことを主因として、海外保険事業におけるグループ事業純利益は増加しました。

[アセットマネジメント事業]

当年度は、2017年12月に持分法適用の関連会社となった米国のTCWの業績が反映されたことや、ニッセイアセットマネジメントにおいて、年金基金、個人・機関投資家等からの資金が着実に増加したこと等により、アセットマネジメント事業におけるグループ事業純利益は増加しました。

[グループ経営体制]

グループ事業の拡大や多様化を踏まえ、社長が務める「グループ事業統括本部長」のもと、各社への経営管理上の要請事項を各社の位置付けや事業特性に応じて定める等、グループ全体の業務効率化や法令遵守体制等の強化を図り、グループガバナンスの高度化を進めました。また、2019年3月に、グループ全体の統合的な経営体制の整備・構築を担う「グループ事業推進部」を新設しました。

これらの取組の結果、「グループ事業純利益」は、海外保険事業、アセットマネジメント事業で増加する一方、国内保険事業での減少が大きく、565億円（前年度比△25.1%）と減少しました。

また、「全・進-next stage-」では、当社と三井生命合計の目標として「保有年換算保険料+8%（2016年度末比）」、「お客様数1400万名」を掲げております。当年度末の保有年換算保険料は、当社、三井生命ともに2016年度末比で増加し、両社計は+5.2%となりました。また、当年度末のお客様数は、当社、三井生命ともに2016年度末比で増加し、両社計は1383万名（2016年度末比+6.0万名）となりました。

④今後の経営方針

2019年度は、中期経営計画「全・進-next stage-」の目標達成に目処をつける年と位置付け、様々なチャネルを通じより一層お客様のニーズにお応えしていくとともに、揺るぎないマーケットリーダーに成るべく、長期にわたり持続的・安定的に成長し続ける事業基盤の構築を加速させてまいります。

営業職員チャネルにおいては、2019年4月の「入院総合保険「NEW in 1」^(注28)の発売により、更に進化する「ニッセイみらいのカタチ」をはじめ、「まるごとマモル」や2019年4月に三井生命から社名を変更する大樹生命の「ドリームロード」等、充実した商品ラインアップで多様なお客様ニーズにきめ細かくお応えしてまいります。また、営業職員育成体制の高度化や新携帯端末「TASKALL」の活用により、営業職員のコンサルティング力強化に努めてまいります。代理店チャネルにおいては、販売商品の大半を占める経営者向けの定期保険を一時販売停止とする中、2019年4月に開業するはなさく生命の医療保険等、当社グループが有する幅広い個人向け商品ラインアップの活用により、各代理店との関係強化に努めてまいります。金融機関チャネルにおいては、2019年4月に、外貨建定額終身保険「ロングドリームGOLD3」^(注29)を発売するとともに、ニッセイ・ウェルス生命の新商品「年金新時代」^(注30)の販売を開始する等、グループ全体で多様なお客様のニーズにお応えし、シェアの拡大を図ってまいります。

更に、高齢者のみ世帯の増加を踏まえ、2019年4月から、ご契約者向け新サービス「GranAge Star」^(注31)を一部地域で開始する等、「保険+α」の価値の提供も一層進めてまいります。

(注28)「みらいのカタチ」の「総合医療保険」を刷新した、従来の日額方式ではなく一時金方式で入院給付金を支払う新しいタイプの入院保険です。

(注29) 外貨建定額終身保険「ロングドリームGOLD2」を改定し、ご契約時に定期支払金額を円建で固定し、毎年決まった金額を円で受け取ることも選択できるようにした商品です。

(注30) 死亡保障や解約払戻金を抑制し、年金受取開始時まで生存した場合の年金額（年金原資）を大きくするトンチン性を取入れた一時払の指定通貨（円、米ドル、豪ドル）建個人年金保険です。

(注31) NPOりすシステム等が提供する「身元引受保証」「日常の生活支援」「任意後見」「葬儀や納骨等の亡くなった後の対応」と特別企画付シニア旅行のご案内やみまもりサービスの優待等の「暮らしのサポートデスク」をパッケージ化した有償サービスです。

また、成長し続ける事業基盤の構築を加速させていくため、グループ事業を一層推進し、既存出資先の更なる成長やグループシナジーの発揮、今後の新規出資に向けた体制・戦略の一層の強化を図ってまいります。更に、中長期的な固定的経費の削減に向け、コスト構造を抜本的に見直すと同時に、成長領域には積極的な投資を行ってまいります。2019年度からは、デジタル5カ年戦略「Next Valueプロジェクト」を開始し、デジタルを活用したコンサルティング力の向上、サービス提供体制の高度化、新たな商品やチャネルの開発等を進め、お客様に提供する価値の更なる向上を図ってまいります。

加えて、あらゆる取組の礎となるお客様本位の業務運営を一層推進していくべく、お客様の声に耳を傾け、お客様満足度の向上に資する取組を進めてまいります。その一環として、2019年4月に、代理店手数料について、お客様本位の業務運営に対する取組等を評価する体系に見直し、開示してまいります。

また、安心・安全で持続可能な社会の実現に貢献していくため、貧困や格差を生まない社会の実現、世界に誇る健康・長寿社会の構築、持続可能な地球環境の実現の3つのテーマとE S G投融資に特に重点を置き、サステナビリティ経営を推進してまいります。

以上の取組を通じ、人生100年時代をリードする日本生命グループとして、「成長し続ける事業基盤を作り、揺るぎないマーケットリーダーに成る」という目標を実現してまいります。

【当社の主要な項目の状況および推移】

< 保険業績 >

(個人マーケット)

		前年度	増加率 (前々年度比)	当年度	増加率 (前年度比)
個人保険・ 個人年金保険 合計	新契約高	6兆5829億円	△40.4%	8兆4294億円	28.0%
	減少契約高	11 3220	△1.6	10 8881	△3.8
	新契約年換算保険料	3221	△7.0	3112	△3.4
	販売件数	354万件	△18.4	490万件	38.5

- (注) 1. 「新契約高」、「新契約年換算保険料」には、転換による純増減を含みます。
 2. 「販売件数」は、新契約と転換後契約の合計です。
 3. 「新契約高」、「減少契約高」の金額は、個人保険については保障額、個人年金保険については年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資額と、年金支払開始後契約の責任準備金額の合計です。
 4. 「年換算保険料」とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額です。）。

		前年度末	増加率 (前々年度末比)	当年度末	増加率 (前年度末比)
個人保険・ 個人年金保険 合計	保有契約高	161兆7286億円	△2.8%	159兆2699億円	△1.5%
	保有契約年換算保険料	3 6657	2.9	3 7479	2.2
	保有契約件数	3008万件	4.5	3187万件	6.0

(法人マーケット)

		前年度末	増加率 (前々年度末比)	当年度末	増加率 (前年度末比)
団体保険保有契約高（保障額）		95兆5119億円	1.3%	97兆1022億円	1.7%
	総合福祉団体定期保険	36 9498	1.0	37 6855	2.0
	希望者グループ保険	22 7672	0.7	23 5103	3.3
	団体信用生命保険	35 7536	1.9	35 8659	0.3
団体年金保険保有契約高（責任準備金額）		12 8541	1.8	13 1770	2.5
	特別勘定	1 1177	△1.8	1 956	△2.0

- (注) 1. 団体保険の当年度の新契約高（保険金額の増加と中途加入・脱退による純増を含む。）は、4兆8324億円（前年度比7.9%減少）、減少契約高は、3兆2422億円（同20.1%改善）となりました。
 2. 「責任準備金額」とは、将来の年金等の支払いに備えて積立てている準備金額です。

<収支の状況>

	前年度	増加率 (前々年度比)	当年度	増加率 (前年度比)
経常収益	6兆3385億円	△1.8%	6兆6050億円	4.2%
保険料等収入	4 4884	△3.4	4 7751	6.4
資産運用収益	1 6526	△0.6	1 6495	△0.2
利息および配当金等収入	1 4073	3.1	1 4276	1.4
有価証券売却益	1796	△29.3	1949	8.5
特別勘定資産運用益	495	41.3	168	△66.1
経常費用	5 9280	△1.1	6 2215	5.0
保険金等支払金	3 6631	3.8	3 6545	△0.2
責任準備金等繰入額	1 1129	△12.2	1 3698	23.1
資産運用費用	3242	△16.4	3451	6.5
有価証券売却損	1028	△13.4	1387	35.0
有価証券評価損	112	△59.5	213	90.2
事業費	6005	5.0	6119	1.9
経常利益	4104	△10.5	3835	△6.6
特別利益	164	△57.6	39	△76.3
特別損失	1768	△7.6	1110	△37.2
価格変動準備金繰入額	1653	△2.4	994	△39.9
法人税および住民税	1047	21.5	1146	9.4
法人税等調整額	△970	—	△976	—
法人税等合計	77	△79.3	170	119.5
当期純剰余	2423	△9.8	2593	7.0

(注) 特別勘定については、資産運用収益と資産運用費用を通算した数値を、特別勘定資産運用益に記載しております。

	前年度	増加率 (前々年度比)	当年度	増加率 (前年度比)
基礎利益	6682億円	5.2%	6782億円	1.5%
キャピタル損益	△269	—	△537	—
臨時損益	△2308	—	△2409	—
経常利益	4104	△10.5	3835	△6.6

- (注) 1. 基礎利益+キャピタル損益+臨時損益=経常利益
 2. キャピタル損益には、有価証券売却損益、有価証券評価損等が含まれます。
 3. 臨時損益には、危険準備金繰入額、追加責任準備金繰入額等が含まれます。

<財務の状況>

(資産)

	前年度末	構成比	増加額 (前々年度末比)	当年度末	構成比	増加額 (前年度末比)
資産の部合計	66兆4726億円	100.0%	1兆6586億円	68兆 847億円	100.0%	1兆6120億円
現金および預貯金、コールローン	1 3056	2.0	1185	1 4074	2.1	1018
公社債	22 8152	34.3	△1592	23 9006	35.1	1 854
国内株式	9 5216	14.3	6424	9 1100	13.4	△4115
外国証券	19 6619	29.6	4602	20 1215	29.6	4596
貸付金	7 4683	11.2	△2811	7 4387	10.9	△295
不動産	1 6073	2.4	△119	1 6496	2.4	422
一般勘定資産合計	65兆1785億円	98.1%	1兆6803億円	66兆8267億円	98.2%	1兆6481億円
特別勘定資産合計	1 2941	1.9	△216	1 2579	1.8	△361

(注) 「特別勘定資産合計」は、個人変額保険特別勘定、個人変額年金保険特別勘定、団体年金保険特別勘定、確定拠出年金特別勘定の各資産の合計です。

(負債・純資産)

	前年度末			当年度末		
	金額	構成比	増加額 (前々年度末比)	金額	構成比	増加額 (前年度末比)
負債の部合計	59兆9093億円	90.1%	1兆2986億円	61兆5027億円	90.3%	1兆5933億円
責任準備金	53 7410	80.8	1 907	55 886	80.9	1 3475
純資産の部合計	6 5632	9.9	3600	6 5819	9.7	186
基金の総額	1 3500	2.0	500	1 3500	2.0	—
基金	1500	0.2	—	1000	0.1	△500
基金償却積立金	1 2000	1.8	500	1 2500	1.8	500
その他有価証券評価差額金	4 8821	7.3	2968	4 8826	7.2	5
土地再評価差額金	△609	△0.1	△29	△546	△0.1	62
負債および純資産の部合計	66 4726	100.0	1 6586	68 847	100.0	1 6120

(健全性等の指標)

	前年度末		当年度末	
	金額	増加額 (前々年度末比)	金額	増加額 (前年度末比)
基金・諸準備金等	4兆7902億円	3359億円	4兆9928億円	2026億円
純資産の部	1 5821	261	1 5730	△91
負債の部	3 2080	3098	3 4198	2117
危険準備金	1 6633	1399	1 7771	1137
価格変動準備金	1 2821	1653	1 3816	994

劣後特約付債務	1 288	1880	1 2488	2200
---------	-------	------	--------	------

自己資本	5 8190	5239	6 2417	4226
------	--------	------	--------	------

(注)「純資産の部」は、貸借対照表上の純資産の部合計から、評価・換算差額等を控除した上、前年度末については、剰余金処分後の額を記載し、当年度末については、剰余金処分案による予定額を記載しております。

	前年度末		当年度末	
	比率	前々年度末比	比率	前年度末比
ソルベンシー・マージン比率	917.9%	21.9pt	933.3%	15.4pt

(注)ソルベンシー・マージン比率とは、大規模な自然災害や株価の大幅な下落等、通常予測できる範囲を超える諸リスクを数値化した「リスクの合計額」に対する、「ソルベンシー・マージン総額（自己資本に有価証券含み損益等を加えたもの）」の比率です。支払余力をどの程度有しているかを判断するための行政監督上の指標の一つであり、この比率が200%を下回った場合には、監督官庁による業務改善命令等の対象となります。

	前年度		当年度	
	金額	増加額 (前々年度比)	金額	増加額 (前年度比)
配当準備金繰入額等	1883億円	142億円	2018億円	134億円
修正当期純剰余	5089	△200	4123	△966

お客様配当性向	37%	—	49%	—
---------	-----	---	-----	---

(注)1.「配当準備金繰入額等」は、前年度については、剰余金処分後の額を記載し、当年度については、剰余金処分案による予定額を記載しております。

2.「修正当期純剰余」は当期純剰余に危険準備金等の法定繰入額超過等を加算して算出しております。

3.「お客様配当性向」は「修正当期純剰余」に対する「配当準備金繰入額等」の割合です。

<お客様満足度の推移>

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度(当期)
お客様満足度	89.2%	90.1%	90.5%	90.8%	89.2%

(注)お客様の視点から当社の取組を評価いただき、商品やサービスの改善に役立てることを目的に、ご契約者を対象に1年に1度実施しているアンケート調査において、「満足」「やや満足」と回答いただいたお客様の割合です。

当社は、これをお客様本位の業務運営に係る方針の定着を測る指標としています。

【当社グループ事業・連結業績の主要な項目の状況および推移】

＜保険業績（国内保険）＞

（個人マーケット）

		前年度	増加率 (前々年度比)	当年度	増加率 (前年度比)
個人保険・ 個人年金保険 国内計	新契約高	7兆6061億円	△36.1%	9兆9459億円	30.8%
	新契約年換算保険料	3708	△2.0	5139	38.6
	販売件数	380万件	△16.9	518万件	36.4

- (注) 1. 国内計は、日本生命、三井生命、ニッセイ・ウェルス生命の合計値（ただしニッセイ・ウェルス生命については当年度実績のみ）です。
2. 「新契約高」、「新契約年換算保険料」には、転換による純増減を含みます。
3. 「販売件数」は、新契約と転換後契約の合計です。
4. 「新契約高」の金額は、個人保険については保障額、個人年金保険については年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資額と、年金支払開始後契約の責任準備金額の合計です。
5. 「年換算保険料」とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です（一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額です。）。

		前年度末	増加率 (前々年度末比)	当年度末	増加率 (前年度末比)
個人保険・ 個人年金保険 国内計	保有契約高	181兆8756億円	△3.0%	182兆 496億円	0.1%
	保有契約年換算保険料	4 1722	2.8	4 5346	8.7
	保有契約件数	3264万件	4.2	3479万件	6.6

- (注) 国内計は、日本生命、三井生命、ニッセイ・ウェルス生命の合計値（ただしニッセイ・ウェルス生命については当年度末実績のみ）です。

（法人マーケット）

		前年度末	増加率 (前々年度末比)	当年度末	増加率 (前年度末比)
団体保険保有契約高（保障額） 国内計		108兆7696億円	0.5%	109兆6952億円	0.9%
団体年金保険保有契約高 国内計		16 3853	2.7	16 7845	2.4

- (注) 1. 団体保険保有契約高の国内計は、日本生命、三井生命、ニッセイ・ウェルス生命の合計値（ただしニッセイ・ウェルス生命については当年度末実績のみ）です。
2. 団体年金保険保有契約高の国内計は、日本生命、三井生命、ニッセイ・ウェルス生命の責任準備金（将来の年金等の支払いに備えて積立てている準備金）、ニッセイアセットマネジメントの投資顧問残高、確定拠出年金の投資信託（日本生命販社分）の合計値（ただしニッセイ・ウェルス生命については当年度末実績のみ）です。

<収支の状況（連結）>

	前年度	増加率 (前々年度比)	当年度	増加率 (前年度比)
経常収益	7兆6098億円	4.2%	8兆2271億円	8.1%
保険料等収入	5 4220	3.6	6 692	11.9
資産運用収益	1 8712	3.7	1 8423	△1.5
利息および配当金等収入	1 4965	2.6	1 5960	6.6
有価証券売却益	2524	△12.1	2054	△18.6
特別勘定資産運用益	661	31.1	191	△71.1
経常費用	7 1379	5.4	7 7986	9.3
保険金等支払金	4 4073	6.2	4 5974	4.3
責任準備金等繰入額	1 2344	4.7	1 6526	33.9
資産運用費用	3839	△2.8	3717	△3.2
有価証券売却損	1268	2.5	1456	14.8
有価証券評価損	113	△59.2	190	67.4
事業費	7892	11.4	8254	4.6
経常利益	4718	△10.7	4284	△9.2
特別利益	217	△45.5	174	△19.9
特別損失	2232	13.7	1178	△47.2
価格変動準備金繰入額	2102	22.2	1044	△50.3
契約者配当準備金繰入額	172	△4.9	138	△19.9
法人税および住民税等	1295	29.7	1356	4.7
法人税等調整額	△1230	—	△1024	—
法人税等合計	64	△85.7	331	410.5
当期純剰余	2465	△20.0	2810	14.0
非支配株主に帰属する当期純剰余	26	△58.6	22	△15.3
親会社に帰属する当期純剰余	2439	△19.2	2787	14.3

(注) 特別勘定については、資産運用収益と資産運用費用を通算した数値を、特別勘定資産運用益に記載しております。

(グループ保険事業からの基礎利益)

	前年度	増加率 (前々年度比)	当年度	増加率 (前年度比)
グループ保険事業からの基礎利益	7227億円	5.4%	7551億円	4.5%
日本生命	6682	5.2	6782	1.5
三井生命	492	13.6	438	△10.9
ニッセイ・ウェルス生命	—	—	262	—
MLC	66	114.9	64	△2.5

(注) 三井生命、ニッセイ・ウェルス生命、MLCについては、持分比率を乗じた額を記載しております。

(2) 財産および損益の状況の推移

区分		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度 (当期)
年度末契約高	個人保険	1,451,163 ^{億円}	1,432,370 ^{億円}	1,381,477 ^{億円}	1,353,326 ^{億円}
	個人年金保険	218,107	232,306	235,809	239,372
	団体保険	932,899	943,263	955,119	971,022
	団体年金保険	123,757	126,254	128,541	131,770
	その他の保険	5,409	5,198	5,352	5,401
保険料等収入		6,080,915 ^{百万円}	4,647,334 ^{百万円}	4,488,421 ^{百万円}	4,775,136 ^{百万円}
資産運用収益		1,500,162	1,661,965	1,652,609	1,649,502
保険金等支払金		3,749,890	3,529,231	3,663,124	3,654,589
経常利益		537,509	458,464	410,461	383,518
当期純剰余		288,049	268,604	242,344	259,369
社員配当準備金繰入額		229,857	184,086	218,353	211,818
総資産		63,453,836	64,814,005	66,472,661	68,084,710

(注) 1. 個人年金保険の年度末契約高は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資額と、年金支払開始後契約の責任準備金額の合計です。

2. 団体年金保険の年度末契約高は、責任準備金額です。

3. 2018年度 (当期) の社員配当準備金繰入額については、剰余金処分案による予定額を記載しております。

(ご参考) 企業集団の財産および損益の状況の推移

区分	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度 (当期)
経常収益	8,057,594 ^{百万円}	7,301,817 ^{百万円}	7,609,805 ^{百万円}	8,227,132 ^{百万円}
経常利益	561,348	528,385	471,825	428,445
親会社に帰属する当期純剰余	403,463	301,969	243,927	278,795
包括利益	△809,717	251,754	595,109	307,315
純資産額	6,454,053	6,528,981	6,922,373	6,978,221
総資産	70,607,941	72,464,294	74,392,516	78,809,517

(3) 支社等および代理店の状況

区分		前期末	当期末	当期増減 (△)
支社等	支社	99 店	99 店	0 店
	ブランチ	9	9	0
営業部		1,536	1,533	△3
海外駐在員事務所		4	4	0
計		1,648	1,645	△3
代理店		16,536	17,493	957
計		16,536	17,493	957

(注) 1. 「ブランチ」とは、主に都市部法人職域営業に特化した、支社に準じる組織です。
2. 「代理店」には、銀行等の金融機関代理店等も含んでおります。

(4) 使用人の状況

区分	前期末	当期末	当期増減 (△)	当期末現在		
				平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
内務職員	19,515 名	19,392 名	△123 名	44.8 歳	11.8 年	295 千円
営業職員	52,356	53,868	1,512	44.9		

(注) 「営業職員」には、営業総合職、採用前に生命保険募集人の登録を受けた者等を含んでおります。

(ご参考) 企業集団の使用人の状況

区分	前期末	当期末	当期増減 (△)
保険業および保険関連事業	83,471 名	86,194 名	2,723 名
資産運用関連事業	725	782	57
総務関連事業等	2,198	2,222	24
計	86,394	89,198	2,804

(注) 当社ならびに連結される子会社の使用人数を記載しております。

(5) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
日本生命第1回劣後ローン流動化株式会社	100,000 百万円
日本生命第2回劣後ローン流動化株式会社	120,000

(注) 上記借入先は、劣後ローン債権を裏付け資産とする劣後債を発行し、発行代わり金を劣後ローン債権の購入資金に充当しております。

(6) 資金調達状況

2018年4月、証券化スキームを活用した公募方式により、1000億円の劣後特約付借入金の調達を実施しました。

2018年9月、証券化スキームを活用した公募方式により、1200億円の劣後特約付借入金の調達を実施しました。

(7) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	184,440
---------	---------

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内容	金額
日本生命浜松町クレアタワーの竣工	40,428
国際赤坂ビルの一部取得	45,014

(8) 重要な子会社等の状況

イ. 子会社（保険業法第2条第12項に規定する子会社）の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率
三井生命保険株式会社	東京都千代田区	生命保険業	1947. 8. 1 (株式取得年月日 2015.12.29)	百万円 167,280	% 82.6
ニッセイ・ウェルス 生命保険株式会社	東京都品川区	生命保険業	1947.10. 1 (株式取得年月日 2018. 5.31)	百万円 30,519	85.11
ニッセイアセットマネジメント 株式会社	東京都千代田区	投資運用業、投資助 言葉および第二種金 融商品取引業に係る 業務	1995. 4. 4	百万円 10,000	100
ニッセイ信用保証 株式会社	大阪府大阪市	信用保証業務	1980. 4. 1	百万円 950	100
ニッセイ・リース 株式会社	東京都千代田区	リース業務	1984. 3.30	百万円 3,099	70
ニッセイ・キャピタル 株式会社	東京都千代田区	ベンチャーキャピ タル業務	1991. 4. 1	百万円 3,000	100
ニッセイ情報テクノロジー 株式会社	東京都大田区	ソフトウェア開発、 情報処理サービス およびシステムの 運用・管理	1999. 6.25	百万円 4,000	75
Nippon Life Insurance Company of America	Iowa, U.S.A. (New York, U.S.A.)	生命保険業	1972. 8.23 (株式取得年月日 1991.12.20)	百万US\$ 3.6	96.96
MLC Limited	New South Wales, Australia	生命保険業	1886.12.31 (株式取得年月日 2016.10. 3)	百万オーストラリア\$ 2,045	80
NLI Commercial Mortgage Fund, LLC	Delaware, U.S.A.	モーゲージ貸付	2003. 5. 6	百万US\$ 100	100
NLI Commercial Mortgage Fund II, LLC	Delaware, U.S.A.	モーゲージ貸付	2005. 3.17	百万US\$ 100	100
NLI US Investments, Inc.	Delaware, U.S.A.	投資業	2013. 3.25	US\$ 2	100

(注) 海外に所在する子会社の所在地欄の括弧内書は、本店オフィスの所在地です。

□. 関連法人等（保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等）の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率
企業年金ビジネスサービス株式会社	東京都品川区	企業年金の制度管理業務	2001.10. 1	百万円 6,000	49 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区	信託銀行業	1985.11.13 (株式取得年月日) 2000. 4.26	百万円 10,000	33.5
長生人寿保險有限公司	中華人民共和国上海市	生命保険業	2003. 9.23	百万人民币 2,167	28.57
Bangkok Life Assurance Public Company Limited	Bangkok, Thailand	生命保険業	1951. 3.23 (株式取得年月日) 1997. 2.24	百万バーツ 1,707	24.21
Reliance Nippon Life Insurance Company Limited	Maharashtra, India	生命保険業	2001. 5.14 (株式取得年月日) 2011.10. 7	百万インドルピー 11,963	49
PT Asuransi Jiwa Sequis Life	Jakarta, Indonesia	生命保険業	1984.12.15 (株式取得年月日) 2014.10. 8	百万ルピア 77,630	0.01
Reliance Nippon Life Asset Management Limited	Maharashtra, India	投資助言業務・投資一任契約に係る業務	1995. 2.24 (株式取得年月日) 2012. 8.16	百万インドルピー 6,120	42.88
Post Advisory Group, LLC	California, U.S.A.	投資助言業務・投資一任契約に係る業務	1992. 4.24 (株式取得年月日) 2013. 4.25	百万US\$ 2.6	0
The TCW Group, Inc.	California, U.S.A.	投資助言業務・投資一任契約に係る業務	1971.11.19 (株式取得年月日) 2017.12.27	百万US\$ 200	0
PT Sequis	Jakarta, Indonesia	保険持株会社	2001.10. 9 (株式取得年月日) 2014.10. 8	百万ルピア 4,240	29.26

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況
2019年3月22日	ニッセイ・リース株式会社の株式を追加取得し、当社の議決権比率は、54.5%となりました。
2019年3月25日	同社の株式を追加取得し、当社の議決権比率は、70.0%となりました。

(10) その他保険会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
筒井 義信	代表取締役会長	株式会社帝国ホテル 西日本旅客鉄道株式会社 パナソニック株式会社 株式会社三井住友フィナンシャルグループ	取締役 監査役 取締役 取締役
清水 博	代表取締役社長 〔グループ事業統括本部長〕		
古市 健	代表取締役副会長 〔内部監査部門担当 本店管掌〕	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 京王電鉄株式会社 公益財団法人ニッセイ聖隷健康福祉財団	取締役 取締役 理事長
中村 克	代表取締役 副社長執行役員 〔リーテイル部門、 ネットワーク事業部門、 資産運用部門（財務審査、 証券管理関係）、 総務スタッフ部門（企画 総務、健康経営推進関係）、 販売スタッフ部門（営業 教育、業務、損保業務、 法人職域関係）担当 代理店営業本部管掌 地域総括部長、人材育成 推進本部長、 損保業務推進本部長〕		
赤林 富二	代表取締役 副社長執行役員 〔ホールセール部門、 販売スタッフ部門（法人 営業関係）担当 金融法人本部管掌〕		
有馬 朗人	取締役（社外役員）	学校法人根津育英会武蔵学園 公立大学法人静岡文化芸術大学	学園長 理事長
牛島 信	取締役（社外役員）	弁護士 牛島総合法律事務所 株式会社朝日工業社 松竹株式会社 特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク	シニア・パートナー 監査役 監査役 理事長
今井 和男	取締役（社外役員）	弁護士 虎門中央法律事務所	代表弁護士
三浦 惺	取締役（社外役員）	日本電信電話株式会社 株式会社広島銀行	特別顧問 取締役
八木 誠	取締役（社外役員）	関西電力株式会社 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社	代表取締役会長 取締役
松永 陽介	取締役 専務執行役員 〔資産運用部門統括 資産運用部門（財務企画 関係）担当〕	ニッセイアセットマネジメント株式会社	取締役
三笠 裕司	取締役 常務執行役員 〔総務スタッフ部門（IT統 括・推進関係）、 事務スタッフ部門（サービ ス企画・業務・教育、 お客様サービス、引受、支 払関係）担当 お客様サービス本部長〕	ニッセイ情報テクノロジー株式会社 三井生命保険株式会社	取締役 取締役
井出口 豊	取締役 常務執行役員 〔海外事業部門担当〕	MLC Limited	Non-Executive Director
長谷川 靖	取締役 常務執行役員 〔資産運用部門（融資、不動 産関係）担当〕		

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
藤本 宣人	取締役 常務執行役員 総務スタッフ部門（秘書、オリンピック・パラリンピック推進、CSR推進、関連事業、人事、総務関係）、コンプライアンス部門、リスク管理部門担当		
朝日 智司	取締役 常務執行役員 総務スタッフ部門（企画、グループ事業推進、広報、調査、本店企画広報、主計、法務関係）担当	ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社	取締役
田中 聡	取締役 常務執行役員 代理店部門、金融法人部門、総務スタッフ部門（CRM開発、商品開発関係）、販売スタッフ部門（営業企画、チャネル開発、営業勤労、代理店、金融法人関係）担当 チャネル開発部長、審議役（営業企画部）		
戸田 和秀	取締役 常務執行役員 資産運用部門（有価証券、特別勘定運用関係）担当		
小林 一生	取締役 （審議役（監査部））	株式会社百十四銀行	取締役
矢部 剛	取締役	ニッセイ情報テクノロジー株式会社	代表取締役社長
早田 順幸	取締役		
今井 敬	監査役（社外役員）	新日鐵住金株式会社 日本証券金融株式会社 日本テレビホールディングス株式会社 日本テレビ放送網株式会社	名誉会長 取締役 取締役 取締役
豊泉 貴太郎	監査役（社外役員）	弁護士 品川リフラクトリーズ株式会社 三菱石油株式会社	取締役 監査役
但木 敬一	監査役（社外役員）	弁護士 株式会社大和証券グループ本社 株式会社ミロク情報サービス 株式会社アール・エス・シー	取締役 監査役 取締役
佐藤 良二	監査役（社外役員）	公認会計士 株式会社東芝	取締役
窪谷 治	常任監査役（常勤）	ニッセイ情報テクノロジー株式会社 ニッセイアセットマネジメント株式会社	監査役 監査役
内海 弘毅	監査役（常勤）	ニッセイ・キャピタル株式会社 ニッセイ信用保証株式会社 ニッセイ・リース株式会社	監査役 監査役 監査役

（注）新日鐵住金株式会社は、2019年4月1日に商号を変更し、日本製鉄株式会社となりました。

辞任した会社役員（当年度より前の事業年度に係る事業報告に記載の会社役員を除く）は、次の通りです。

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
岡本 罔衛	相談役		2018年7月3日 取締役辞任
西 啓介			2018年7月3日 取締役辞任

当社は執行役員制度を導入しております。

2019年3月31日現在の執行役員（取締役を除く）は、次の通りです。

氏名	地位および担当
鬼頭 誠 司	専務執行役員〔本店法人営業本部長〕
馬 詰 憲 彦	常務執行役員〔代理店営業本部長〕
田 畑 順二郎	常務執行役員〔首都圏営業本部長〕
大 関 洋	常務執行役員〔米州総支配人、欧州総支配人、審議役（海外事業企画部）、審議役（海外保険事業部）〕
山 内 千 鶴	常務執行役員〔健康経営推進本部長、審議役（C S R推進部）〕
大 村 雅 一	常務執行役員〔法人第一営業本部長、法人第三営業本部長、東日本法人営業本部長〕
岩 崎 裕 彦	常務執行役員〔審議役（営業企画部）〕
松 本 吉 弘	執行役員〔近畿営業本部長、本店法人営業副本部長（近畿）〕
細 郷 和 幸	執行役員〔海外事業企画部長、審議役（海外保険事業部）〕
大 野 英 樹	執行役員〔東海営業本部長、東海法人営業本部長〕
中 島 俊 浩	執行役員〔審議役（海外事業企画部）、審議役（海外保険事業部）〕
佐々木 泰	執行役員〔東日本法人営業副本部長、代理店営業副本部長（北海道）、金融法人副本部長（北海道）、市場開発部長（北海道）、審議役（業務部）〕
赤 堀 直 樹	執行役員〔審議役（グループ事業推進部）〕
原 口 達 哉	執行役員〔営業企画部長、C R M開発部長〕
佐 藤 和 夫	執行役員〔総合企画部長、審議役（グループ事業推進部）、審議役（C S R推進部）〕
岸 淵 和 也	執行役員〔サービス企画部長、審議役（近畿営業本部）〕
岩 崎 貢	執行役員〔金融法人本部長〕
田 中 和 之	執行役員〔九州法人営業本部長、代理店営業副本部長（九州）、金融法人副本部長（九州）、市場開発部長（九州）、審議役（業務部）〕
柿 山 誠 樹	執行役員〔法人第二営業本部長〕
大 澤 晶 子	執行役員〔リスク管理統括部長〕
大 神 哲 明	執行役員〔お客様サービス副本部長、審議役（支払サービス部）〕
藤 正 紀 洋	執行役員〔首都圏営業本部都心法人職域本部長、首都圏営業副本部長、審議役（法人営業推進部）〕
馳 平 恵 三	執行役員〔代理店業務部長、審議役（金融法人本部）〕
大曾根 千 朗	執行役員〔グループ事業推進部長、審議役（総合企画部）〕
木 村 稔	執行役員〔アジア総支配人、審議役（海外事業企画部）、審議役（海外保険事業部）〕
高 田 保 豊	執行役員〔審議役（財務企画部）〕
前 田 隆 行	執行役員〔首都圏営業副本部長、代理店営業副本部長（神奈川）、金融法人副本部長（神奈川）、市場開発部長（神奈川）、審議役（法人営業推進部）〕
埴 栄 一	執行役員〔調査部長〕
上 田 哲 也	執行役員〔業務部長〕
舘 誠 一	執行役員〔I T統括部長、デジタル推進室長〕
中 村 吉 隆	執行役員〔人事企画部長、人事部長〕
秋 山 直 紀	執行役員〔審議役（グループ事業推進部）〕

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役	26	1,866 (1,072)
監査役	7	134 (8)
計	33	2,000 (1,080)

- (注) 1. 上記には、2018年7月開催の総代会終結の時をもって退任しました5名の取締役および1名の監査役分を含んでおります。
2. 上記「報酬等」には、取締役に対する退任慰労金1005百万円、役員賞与金66百万円および監査役に対する役員賞与金8百万円を含み、これらの合計を括弧内書しております。
3. 当社の役員に対する報酬等は、固定報酬である「月例報酬」と、業績連動報酬である「賞与」「退任慰労金」で構成しており、総報酬に占める業績連動報酬の割合は35%程度としております（標準額支給の場合）。
業績連動報酬の算出に当たっては、保障責任の全うや安定配当等を指す生命保険事業の長期性、過度なリスクテイクを抑止する観点等から、前年度の基礎利益を基礎としつつ、経営環境・業績等を総合的に勘案して決定することとしております。
なお、業績連動報酬の算出の基礎に使用している基礎利益については、2017年度は6682億円（対前年+332億円）となりました。
4. 「総代会で定められた報酬限度額」に相当する金額は、取締役1320百万円、監査役168百万円、計1488百万円（2017年7月4日の第70回総代会および2007年7月3日の第60回総代会で決議）であり、それに対応する支給金額は、取締役861百万円、監査役134百万円、計995百万円となっております。
5. 上記のほか、2012年度以前に退任しました取締役および監査役に対する年金245百万円を当年度に支給しております。
6. 上記のほか、先に取締役を退任し、2018年3月に退任しました1名の執行役員に対する退任慰労金を支給しております。
7. 当社は、取締役および監査役の報酬等（退任慰労金を除く）に関する方針について、それぞれ取締役会、監査役協議で決定し、総代会で定められた報酬限度額の範囲内で、職務内容等を総合的に勘案するとともに、当社の経営環境・業績等を踏まえた適切な水準とすること等を定めております。
8. 当社は、取締役の報酬等について、上記方針等に従い、第三者による国内企業経営者の報酬等に関する調査を踏まえ、社外取締役を委員長とする当社の社外取締役委員会による審議を経て、取締役会において決定しております。また、当社は、監査役の報酬等について、上記方針等に従い、社外監査役を含む監査役の協議により決定しております。
なお、取締役の報酬等について、2018年度は社外取締役委員会での3回の審議を経て、取締役会において決定しております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
有馬朗人 (取締役(社外役員))	保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定および定款第35条第2項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定します。
牛島信 (取締役(社外役員))	保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定および定款第35条第2項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定します。
今井和男 (取締役(社外役員))	保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定および定款第35条第2項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定します。
三浦惺 (取締役(社外役員))	保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定および定款第35条第2項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定します。
八木誠 (取締役(社外役員))	保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定および定款第35条第2項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定します。
今井敬 (監査役(社外役員))	保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定および定款第44条第2項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定します。
豊泉貫太郎 (監査役(社外役員))	保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定および定款第44条第2項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定します。
但木敬一 (監査役(社外役員))	保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定および定款第44条第2項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定します。
佐藤良二 (監査役(社外役員))	保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定および定款第44条第2項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定します。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
有馬朗人 (社外取締役)	学校法人根津育英会武蔵学園 学園長 公立大学法人静岡文化芸術大学 理事長
牛島信 (社外取締役)	牛島総合法律事務所 シニア・パートナー 株式会社朝日工業社 監査役 松竹株式会社 監査役 特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク 理事長
今井和男 (社外取締役)	虎門中央法律事務所 代表弁護士
三浦惺 (社外取締役)	日本電信電話株式会社 特別顧問 株式会社広島銀行 取締役
八木誠 (社外取締役)	関西電力株式会社 代表取締役会長 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社 取締役
今井敬 (社外監査役)	新日鐵住金株式会社 名誉会長 日本証券金融株式会社 取締役 日本テレビホールディングス株式会社 取締役 日本テレビ放送網株式会社 取締役
豊泉貴太郎 (社外監査役)	品川リフラクトリーズ株式会社 取締役 三菱石油株式会社 監査役
但木敬一 (社外監査役)	株式会社大和証券グループ本社 取締役 株式会社ミロク情報サービス 監査役 株式会社アール・エス・シー 取締役
佐藤良二 (社外監査役)	株式会社東芝 取締役

(注) 1. 日本電信電話株式会社は、当社の主要な取引先です。

2. (注) 1を除き、当社と上記の社外役員の兼職先との間には、特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
有馬 朗人 (社外取締役)	2007年7月就任	取締役会13回開催、 うち13回出席	主に、豊富な見識・経験を有する学識経験者としての観点から、発言を適宜行っております。
牛島 信 (社外取締役)	2007年7月就任	取締役会13回開催、 うち13回出席	主に、豊富な見識・経験を有する弁護士としての専門的な見地から、発言を適宜行っております。
今井 和男 (社外取締役)	2008年7月就任	取締役会13回開催、 うち13回出席	主に、豊富な見識・経験を有する弁護士としての専門的な見地から、発言を適宜行っております。
三浦 惺 (社外取締役)	2017年7月就任	取締役会13回開催、 うち13回出席	主に、豊富な見識・経験を有する会社経営者としての観点から、発言を適宜行っております。
八木 誠 (社外取締役)	2017年7月就任	取締役会13回開催、 うち12回出席	主に、豊富な見識・経験を有する会社経営者としての観点から、発言を適宜行っております。
今井 敬 (社外監査役)	1995年7月就任	取締役会13回開催、 うち13回出席 監査役会10回開催、 うち10回出席	主に、豊富な見識・経験を有する会社経営者としての観点から、発言を適宜行っております。
豊泉 貴太郎 (社外監査役)	2004年7月就任	取締役会13回開催、 うち13回出席 監査役会10回開催、 うち10回出席	主に、豊富な見識・経験を有する弁護士としての専門的な見地から、発言を適宜行っております。
但木 敬一 (社外監査役)	2009年7月就任	取締役会13回開催、 うち13回出席 監査役会10回開催、 うち10回出席	主に、豊富な見識・経験を有する弁護士としての専門的な見地から、発言を適宜行っております。
佐藤 良二 (社外監査役)	2016年7月就任	取締役会13回開催、 うち13回出席 監査役会10回開催、 うち10回出席	主に、豊富な見識・経験を有する公認会計士としての専門的な見地から、発言を適宜行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	9	140 (9)	-

(注) 上記「保険会社からの報酬等」には、取締役に対する役員賞与金5百万円および監査役に対する役員賞与金4百万円を含み、これらの合計を括弧内書しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 基金に関する事項**(1) 基金拠出額**

基金拠出額	100,000百万円
-------	------------

(2) 当年度末基金拠出者数

当年度末基金拠出者数	2名
------------	----

(3) 基金拠出者

基金拠出者の氏名又は名称	当社への基金拠出状況	
	基金拠出額	基金拠出割合
日本生命2015基金特定目的会社	50,000 百万円	50.00 %
日本生命2017基金特定目的会社	50,000	50.00

(注) 上記基金拠出者は、基金債権を裏付け資産とする特定社債を発行し、発行代わり金を基金債権の購入資金に充当しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 業務執行社員 小暮和敏 指定有限責任社員 業務執行社員 白田英生 指定有限責任社員 業務執行社員 牧野あや子	公認会計士法（昭和23年法律第103号） 第2条第1項の業務に係わる報酬等の額 372百万円 上記以外の業務に基づく報酬等の額 44百万円	当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容および報酬見積りの算出根拠、会計監査の職務遂行状況、取締役その他社内関係部署の意見等について確認を行い、審議した結果、これらについて相当であると判断し、会計監査人の報酬等の額に同意いたしました。 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、「企業年金等に関する業務の内部統制の整備・運用状況に関する検証業務」「ディスクロージャーに関する内容確認業務」等についての対価を支払っております。

(注) 当社および当社子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額607百万円

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、当社監査役会は、会計監査人が保険業法第53条の9第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、会計監査人を解任いたします。

ロ. 当社の重要な子法人等である、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社、Nippon Life Insurance Company of America および MLC Limitedは、当社の会計監査人以外の監査法人（有限責任あずさ監査法人、Deloitte & Touche LLP および Ernst & Young Australia）の監査を受けております。

ハ. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する会計監査人に関する各種指針等に基づき策定した基準により、会計監査人が独立性や専門性を有しているか等について確認を行い、会計監査人の評価および選定を行っております。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

(業務の適正を確保するための体制)

保険業法第53条の14第4項第6号および保険業法施行規則第23条の8に基づく体制の整備についての取締役会決議は以下の通りです。

(1) 当会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制に関する事項

- ①当会社におけるコンプライアンスを推進するための基本的な方針として、「コンプライアンス基本方針」を定め、また、当会社の全ての取締役・執行役員および使用人が業務の遂行にあたって遵守すべき原則・規準を定めた「行動規範」を制定する。
- ②財務報告の信頼性を確保するため「財務報告に係る内部統制の基本計画」を定め、財務報告に係る内部統制の構築を図るとともに、企業会計審議会意見書を基準に評価を実施することとする。
- ③取締役会における監督機能と執行機能の一体性を確保するため、特定の業務分野を担当する取締役で全事業領域を分担する体制とし、各取締役は、職務の遂行にあたっては、必要な権限を持つとともにその結果に対して責任を負うこととする。取締役が他の取締役の法令および定款に違反する事実または違反のおそれのある事実を発見した場合には、直ちに監査役および取締役会に報告することとする。
- ④取締役会決議に基づき特定の業務分野を担当する取締役は、担当する業務分野全体の法令等遵守体制を構築し適切な指示を行う責任を負うとともに、社内規程に基づき、必要な事項を取締役会または経営会議に付議ないし報告することとする。
- ⑤取締役の業務執行に関する監督機能の強化を図るため、総代会において、社員の代表である総代が会社の重要事項に関する審議と決議を行い、取締役会には社外取締役・社外監査役が参画するとともに、取締役会における監督機能と執行機能の高度化を図るため、取締役会の諮問機関として、全ての社外取締役を委員としかつ委員の過半数を業務執行取締役以外の取締役とする「社外取締役委員会」を設置することとする。また、経営の適正性を期するための経営諮問機関として、社員または学識経験者の中から総代会で選任された社外有識者から構成される「評議員会」を設置することとする。評議員会において取締役会からの諮問事項、会社の重要事項および社員からの会社経営に関する意見について真摯に受けとめ検討し、その結果を総代会に報告することとする。
- ⑥監査役は、法令および定款の定めに基づき、取締役の職務の執行が、法令および定款に適合して正当に行われているか否かを監査し、適法性を欠く事実または欠くおそれのある事実を発見したときは、取締役会に報告し、当該取締役の行為が会社に著しい損害をおよぼすおそれのある場合は、その行為の差し止め請求を行うこととする。

(2) 当会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制に関する事項

- ①当会社の取締役の職務の執行に係る情報については、「情報資産保護に関する基本方針」に基づき、当会社の全ての取締役・執行役員および使用人が、経営機密情報、営業情報等の当会社が保有・管理する全ての情報資産について、関連する法令および規程を遵守の上、それらを適切に取扱い保護していくこととする。各種情報資産については、「文書管理規程」を制定し、情報資産の保存年限および保管方法等を定め、情報資産の保存および管理の徹底を図ることとする。また取締役および監査役は、取締役会議事録、経営会議議事録および決裁書を始めとした文書管理規程によって定められた情報資産を閲覧できることとする。
- ②経営会議の諮問機能を担う下部機関として、コンプライアンス委員会およびその専門部会である「情報資産保護部会」を設置し、関係役員・部長を構成員として、社内横断的に当社が保有する全ての情報資産の保護制度の確立と推進および情報資産保護に係る諸問題の審議を行う体制をとることとする。
- ③当会社の全ての取締役・執行役員および使用人の情報資産保護の徹底を図る観点から、コンプライアンス統括部内に「情報資産管理室」を設置し、情報資産保護に関する企画立案・管理統括機能の強化を図ることとする。

(3) 当会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項

- ①当社が目指す収益ならびにそのために引受けるリスクの種類およびその程度、ならびにそれらの着実かつ適切な実現に向けたリスク管理についての基本的な方針として、取締役会にて「リスク選好およびリスク管理の

基本方針」を定める。取締役会は、適切なリスクマネジメントを行うため、統合的なリスク管理に関する方針および各種リスクの管理に関する方針を定めるとともに、必要な管理体制を整備することとする。取締役会は、日常的なリスク管理を経営会議に委任し、経営会議は、取締役会から委任を受けた事項を、経営会議の諮問機能を担う下部機関である「リスク管理委員会」に諮問することができることとする。また、リスク管理委員会は、経営会議から諮問を受けた事項を、リスク管理委員会の諮問機能を担う下部機関である「各種リスク管理専門委員会」に諮問することができることとする。

②取締役会にて「統合的リスク管理方針」を定め、会社全体のリスクの状況について、自己資本等の各種リスクへの配賦を行った上で、リスク量のモニタリングを行うとともに、定量的な分析も踏まえ、会社のリスクを明示的に取り出し、経営資源配分等に結び付けて体系的に統合管理することとする。統合的リスク管理については、リスク管理委員会を担当委員会とし、リスク管理統括部を統合的リスク管理組織として位置付け、当会社の業務執行に係る各種リスクを統合管理することとする。

③各種リスクとして、以下(ア) から(ク) のリスクを認識し、(ア) および(ク) についてはリスク管理委員会、(イ) ～(オ) については運用リスク管理専門委員会、(カ) については事務リスク管理専門委員会、(キ) についてはシステムリスク管理専門委員会を担当委員会とし、リスク管理統括部等をリスク管理組織として位置付けることとする。

(ア) 保険引受リスク

「保険引受リスク管理方針」を定め、安定的な保険金等の支払が可能となる適切な保険料率の設定を行うとともに、適切なALM管理を実施し、健全性の確保を図る。また適正な契約選択・査定および支払を行い、適切かつ効果的な予算編成と執行による、厳格な事業費管理を実施する。

(イ) 資産運用リスク

「資産運用リスク管理方針」を定め、保有する資産・負債の価値変動によるリスク量を常に把握し、経営体力との比較において、過度のリスクを取ることをしないよう管理を行うとともに、ALM管理の観点から、負債特性に応じた資産運用を実施し、信用リスク、市場リスク、不動産投資リスクの統合管理を行う。

(ウ) 信用リスク

「信用リスク管理方針」を定め、信用リスクに見合った個別取引を実行すると共に、ポートフォリオ全体の与信量およびその偏在を調整し、資産横断的な信用リスクの統合管理を行う。

(エ) 市場リスク

「市場リスク管理方針」を定め、ポートフォリオ全体の資産配分の見直しや、金利、為替、株式等の各種感応度を調整し、資産横断的な市場関連リスクの統合管理を行う。

(オ) 不動産投資リスク

「不動産投資リスク管理方針」を定め、投資金額が巨額で流動性が低いという一般的な不動産投資の特性を認識した上で、他の資産への投資に対するリスクと比較検討し、適切な資産配分を行うとともに、地価動向、災害等を踏まえた分散投資を行い、リスクの軽減を図る。

(カ) 事務リスク

「事務リスク管理方針」を定め、事務処理内容の明確化とその教育の徹底を通じ、誤った事務処理を防止するとともに、内部牽制体制の構築を通じて、疎漏、不正等の早期発見、根絶を図る。

(キ) システムリスク

「システムリスク管理方針」を定め、各種安全対策方針・マニュアルの策定、インフラ整備、使用人への指導・徹底等を通じ、地震等の天災や、コンピュータの不正使用・ソフト誤作動等の人災に起因する損失の極小化を図る。

(ク) 流動性リスク

「流動性リスク管理方針」を定め、保険の解約等により発生し得る資金流出額を想定し、必要となる資金を確保するため、ポートフォリオに流動性の高い資産を一定額以上組み入れるなど、資産・負債の両面から流動性の評価・管理を行う。

(4) 当会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項

①当会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則と

して月1回以上開催するほか、必要に応じて臨時に開催することとする。取締役会は、経営の基本方針を定め、法令等に抵触しない範囲内で、日常全般的な執行方針の確立と業務執行の全般的統制を、会長、副会長、社長、取締役会で業務を執行する取締役として選定された取締役、役付執行役員、総合企画部長および案件に応じて社長が指名する執行役員をもって構成される経営会議に委任することとする。また、当会社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、事前に、経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会にて決定することとする。取締役の業務執行については、取締役会規則に基づき、取締役は取締役会に対し3ヶ月に1回以上、以下に定める事項について報告を行うこととする。

- ・販売関係業務執行の経過および結果
- ・資産運用関係業務執行の経過および結果
- ・保険成績
- ・収支・資産状況
- ・その他重要な経営執行の経過および結果に関する事項

- ②取締役会の決議により、特定の業務分野を担当する執行役員兼務の取締役と業務執行を担当する執行役員を配置し、現場・実務に根ざした迅速な意思決定を行うこととする。取締役および執行役員は、職務の遂行にあたっては、「組織規程」および「職務権限規程」の定めるところにより、必要な権限を持つとともにその結果に対して責任を負うこととする。
- ③取締役会には社外取締役・社外監査役が参画し、取締役の業務執行に関する監督機能の強化を図るとともに、取締役会の諮問機関として「社外取締役委員会」を設置し、取締役会における監督機能と執行機能の高度化を図ることとする。また、評議員会において取締役会からの諮問事項、会社の重要事項および社員からの会社経営に関する意見について真摯に受けとめ検討し、その結果を総代会に報告することとする。

(5) 当会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制に関する事項

- ①当会社におけるコンプライアンスを推進するための基本的な方針として、「コンプライアンス基本方針」を定め、また、当会社の全ての取締役・執行役員および使用人が業務の遂行にあたって遵守すべき原則・規準を定めた「行動規範」を制定する。これらコンプライアンス基本方針および行動規範に基づく当会社におけるコンプライアンスを実現するため、全社的にコンプライアンスを統括する「コンプライアンス統括部」を設置するとともに、具体的な手引書として「法令遵守マニュアル」および具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定することとする。
- ②取締役会は法令等遵守に関する事項につき審議を尽くし決議を行うとともに、必要に応じてコンプライアンスに関わる事項の報告を受けることとする。また、経営会議の諮問機能を担う下部機関として「コンプライアンス委員会」を設置し、保険募集管理を含む法令等遵守体制の全般的統制・管理を行うこととする。
- ③市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、他社（信販会社等）との提携によって融資取引等を実施する場合も含め、一切の関係遮断に取り組むこととし、その実現に向けた社内体制の整備として、コンプライアンス委員会の専門部会である「反社会的勢力対策部会」を設置し、一般社団法人生命保険協会や警察をはじめとする外部組織との連携、暴力団等の反社会的勢力に関わる対策の協議および社内啓蒙の推進等を行うこととする。また、「総務部」を反社会的勢力対応組織として位置づけ、不当要求等の事案が発生した際には、速やかに総務部へ報告する体制とする等、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理体制を構築することとする。
- ④「利益相反管理方針」を定め、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備することとする。
- ⑤「内部監査基本方針」を定め、内部監査部門として執行部門から独立した「監査部」を置くこととする。監査部は、被監査組織から独立した担当取締役または担当取締役の職務・権限等を代行する執行役員の指揮のもと、定期的な内部監査を行うほか、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について企業会計審議会意見書を基準に、実査および評価を行うこととする。内部監査結果については、取締役会等への報告ならびにコンプライアンス委員会への連携を行うこととする。
- ⑥法令等遵守の観点より問題が生じた場合（懸念を含む）には、公益通報者保護法に基づく通報もしくは行動規範に基づく行動規範照会により内部通報を行うことが可能な体制を整備することとする。

⑦監査役は当会社の法令等遵守体制および公益通報者保護法に基づく通報または行動規範照会制度の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができることとする。

(6) 当会社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する事項

- ①当会社グループにおける業務の適正を確保するためにグループ会社に対して行う経営管理の基本的な方針として、「グループ会社管理基本方針」を定める。また、グループ会社の経営管理を行うための具体的な経営管理体制およびグループ会社に対応を求める事項を定めた「グループ会社経営管理規程」を制定し、グループ会社毎に設定する管理担当部、グループ事業推進部、海外事業企画部およびその他関係組織が連携して、法令等に抵触しない範囲内で、グループ会社に対し横断的および個別別に経営管理を実施する体制をとることとする。
- ②各管理担当部または関係組織は、グループ会社に対し、経営状況やコンプライアンス、リスク管理等の状況について定期的な報告を求め、またコンプライアンスおよびリスク管理上重要な事項や異常事象等について速やかな報告を求めることとする。
- ③各管理担当部または関係組織は、グループ会社からの報告を受け、各種体制の整備および個別事項への対応について適宜管理・指導を実施することとする。また、当会社の取締役・執行役員または使用人が適宜グループ会社の取締役または監査役に就任し取締役会等に出席することを通じて、当該グループ会社の取締役の職務の執行を監督・監査することとする。
- ④グループ会社に対するリスク管理については、「グループ会社リスク管理方針」に基づき、本社グループに係る統合的リスク管理を行うとともに、各グループ会社に対し、リスクの種類、特性および軽重に応じて、当会社における各種リスク管理を適用することとする。
- ⑤グループ会社におけるコンプライアンスの確保については、「グループ会社コンプライアンス方針」に基づき、各グループ会社に対し自律的なコンプライアンス体制の整備を求め、当該体制の整備状況についてモニタリングすることとする。
- ⑥各管理担当部または関係組織は、コンプライアンスおよびリスク管理上重要な事項や重大な異常事象等について、適宜当会社のコンプライアンス委員会・リスク管理委員会または各種リスク管理専門委員会に報告を実施することとし、コンプライアンス委員会・リスク管理委員会または各種リスク管理専門委員会は、当該報告等を受け、法令等に抵触しない範囲内で、コンプライアンスおよびリスク管理の改善・強化に向けた指示等を適宜実施し、その結果等について取締役会または経営会議に適宜報告することとする。また、監査部は、「グループ会社内部監査方針」に基づき、法令等に抵触しない範囲内で、グループ会社に対する監査を適宜実施することとし、各管理担当部は、監査結果の連絡を受け、適宜管理・指導を実施することとする。

(7) 当会社の監査役職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の当会社の取締役からの独立性および当会社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①当会社の監査役職務を補助すべき使用人に関する体制として、「監査役室」を設置し、当会社の使用人から監査役職務を補助すべき使用人（以下監査役補助者という）を任命することとする。
- ②監査役補助者の任命・解任・人事異動、人事評価および懲戒処分については、監査役会が規程により定めた監査役の同意を得た上で行うこととし、取締役からの独立を確保することとする。
- ③監査役職務を補助者に対する指示の実効性を確保するため、監査役補助者には必要な知識・能力を備えた十分な数の使用人を任命することとし、監査役補助者は、監査役補助職務に関して専ら監査役の指示に従うこととする。

(8) 当会社の監査役への報告に関する体制および当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制に関する事項

- ①当会社の取締役・執行役員および使用人は、重大な法令・定款違反その他当会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について速やかに監査役に報告することとし、またコンプライアンス、リスク管理等の状況について定期的に監査役に報告することとする。
- ②実質子会社の取締役、監査役および使用人等またはこれらの者から報告を受けた管理担当部、グループ事業推

進部もしくは関係組織は、当該実質子会社における重大な法令・定款違反その他当会社の業務、業績またはレピュテーションに影響を与える重要な事項について速やかに当会社の監査役に報告することとし、また、各管理担当部またはグループ事業推進部は、実質子会社におけるコンプライアンスおよびリスク管理に関する異常事象の発生状況について定期的に当会社の監査役に報告することとする。

- ③前①②に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、当会社の取締役・執行役員および使用人ならびに実質子会社の取締役、監査役および使用人等に対して報告を求めることができることとする。
- ④公益通報者保護法に基づく通報または行動規範照会制度を適切に運用し、各通報・照会の内容を速やかに監査役に連絡するとともに、その運用状況を定期的に報告することとする。
- ⑤監査役への報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしてはならないこととする。監査役は、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けた事実を知ったときは、取締役に対してその是正を要請することができることとする。

(9) 当会社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針およびその他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項

- ①監査役がその職務の執行について必要な費用（弁護士、公認会計士その他の社外の専門家を活用するための費用、監査役補助者の監査役補助職務に関する費用を含む）の請求をしたときは、これを支払うこととする。
- ②監査役は、取締役会に出席するほか、重要な意思決定の経過および業務執行の状況等を把握するため、経営会議その他重要な会議に出席し、意見を述べるができることとする。
- ③監査役は、主要な決裁書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧するとともに、事業の状況、重要な会社財産の取得・処分および管理ならびに競争取引等の状況等についても、必要に応じて、取締役・執行役員または使用人に対しその説明を求めることができることとする。監査役職務執行上必要があるときは、会社業務全般を把握するため事業所の調査を行うこととし、また実質子会社に対し事業の報告を求め、その業務および財産の調査を行うことができることとする。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下の通りです。

(1) 当会社の取締役職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制に関する事項

- ・当社は、「コンプライアンス基本方針」および「行動規範」等を制定し、取締役を含む全役員・職員に、法令等を遵守して行動することを周知徹底している。取締役会で重要な案件を決議する場合等は「法務部審査要領」等に基づき、当該案件内容の法令への適合性や経営判断としての合理性の審査を行っている。
- ・また、特定の業務分野を担当する取締役（後記(4)参照）が取締役会に対して3ヶ月に1回以上、業務執行の状況を報告すること、および社外取締役委員会で取締役の指名・報酬に係る案件等を審議すること等を通じ、取締役の業務執行の監督を行っている。【2018年度、取締役会を13回、社外取締役委員会を5回開催】
- ・さらに、「内部通報規程」等を制定し、公益通報者保護法に基づく通報または行動規範に基づく行動規範照会の窓口を社内・社外に設置し、当該窓口を取締役に関する通報・照会があった場合、速やかに監査役に報告の上、適切に対応している。

(2) 当会社の取締役職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制に関する事項

- ・当社は、「情報資産保護に関する基本方針」等を制定するとともに、コンプライアンス委員会の諮問機関として情報資産保護部会を設置すること等を通じ、取締役を含む全役員・職員に対する情報資産保護の徹底に取り組んでいる。
 - －情報資産保護部会は、情報事故の分析等を通じ、当社、グループ会社等および当社の業務委託先に対する情報事故防止取組を徹底。【2018年度、情報資産保護部会を3回開催】
 - －「個人情報漏えい等対策本部規程」を制定し、個人情報漏えい等対策本部の立ち上げに関する訓練の実施等を通じて、重大な個人情報の漏えい等による二次被害の拡大防止に向けた態勢を整備。
- ・また、「取締役会規則」および「文書管理規程」を制定し、取締役会議事録の作成・保存・管理を行っている。

(3) 当会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項

- ・当社は、「リスク選好およびリスク管理の基本方針」等を制定するとともに、リスク管理委員会およびリスク管理委員会の諮問機関である各種リスク管理専門委員会を設置すること等を通じ、総合的かつ専門的な見地から当事業に係るリスクの現状分析・評価を行う等、適切にリスク管理を行っている。
 - －リスク管理委員会および各種リスク管理専門委員会は、各種リスクに関する管理方針・管理手法等を協議し、専門的な観点から現状を分析・評価した上、リスク管理に関する適切な対応を実施。さらに、リスク管理委員会にて各種リスクを統合し、当社全体のリスク量が自己資本等の範囲内に収まるよう定期的なモニタリングを実施。【2018年度、リスク管理委員会を12回、各種リスク管理専門委員会として、事務リスク管理専門委員会を5回、システムリスク管理専門委員会を8回、運用リスク管理専門委員会を13回開催】
 - －システムリスク管理については、サイバー攻撃によるお客様情報や経営機密情報の漏えい対策として、サイバーセキュリティに関する対策を実施。

(4) 当会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項

- ・当社は、「組織規程」を制定し、必要な組織および職制を定めるとともに、「職務権限規程」を制定し、取締役を含む管理職位の職務の遂行に関する必要な責任と権限を定めること等を通じ、当社の業務執行を効率的に行っている。
 - －2019年3月に組織改正を行い、グループ経営推進体制の整備、デジタル戦略推進体制の整備、金融機関サポート体制の強化等を実施。
- ・また、「組織規程」では、取締役が必要に応じ、特定の業務分野を担当する旨を規定するとともに、取締役会の決議により、各業務分野を担当する執行役員兼務の取締役と業務執行を担当する執行役員を配置することを通じ、現場・実務に根ざした迅速な意思決定を行っている。

(5) 当会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制に関する事項

- ・当社は、「コンプライアンス基本方針」等を制定するとともに、年度ごとに具体的な実践計画として「全社コンプライアンス・プログラム」を策定すること、およびコンプライアンス委員会を設置すること等を通じ、全役員・職員に対して法令等遵守意識の向上と法令等遵守取組に関わる指導・支援を行っている。
 - －「全社コンプライアンス・プログラム」では、年度ごとの全社的なコンプライアンス取組事項を明示し、それを受け、各部・支社等は組織ごとの「コンプライアンス・プログラム」を策定および実行するとともに、その進捗状況および達成状況に対する自己評価を行い必要な改善を実施。
 - －コンプライアンス委員会は、コンプライアンス課題に関する対応策の審議、取組状況のモニタリング等を通じ、保険募集管理を含むコンプライアンス体制の全般的統制・管理を実施。また、反社会的勢力との関係遮断については、コンプライアンス委員会の諮問機関である反社会的勢力対策部会において取組状況等を確認。【2018年度、コンプライアンス委員会を3回、反社会的勢力対策部会を3回開催】
- ・利益相反管理については、「利益相反管理方針」および「利益相反管理規程」を制定し、当社および子金融機関等がお客様と行う取引のうち、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引を適切に管理している。
 - －特に、当社が保有する株式の議決権行使の場面においては、利益相反が生じ得る場面を特定・基準化し、当基準に従って選定した重要議案について、社外取締役等の社外委員を過半とするスチュワードシップ諮問委員会に諮問・報告することで、利益相反の適切な管理を実施。
- ・内部監査については、「内部監査基本方針」等を制定し、執行部門から独立した監査部が実施する監査の目的と範囲ならびに監査部の責任と権限等を規定している。
- ・コンプライアンス統括部は、「内部通報規程」に基づき、職員等からの、組織的または個人的な不正行為等に関する相談または通報を受けることにより、不正行為等の早期発見と是正を図るため、コンプライアンス統括部および社外の弁護士事務所内部通報窓口を設置している。

(6) 当社およびその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する事項

- ・当社は、「グループ会社管理基本方針」を制定し、各グループ会社による自律的な経営を前提としつつ、当社グ

グループにおける業務の適正を確保するため、グループ会社に対し、横断的および個社別に経営管理を行っている。
 ・また、グループ会社に対する経営管理は、各グループ会社の事業領域・規模、当社による経営関与の度合いおよびグループ戦略上の重要性等に応じて実施している。

- －2019年3月に、グループ会社の経営管理を行うための具体的な経営管理体制およびグループ会社に対応を求める事項を定めるため、「グループ会社管理基本方針」等を改正するとともに「グループ会社経営管理規程」を新たに制定。
- －リスク管理については、「グループ会社リスク管理方針」を制定し、当社グループに係る統合的リスク管理を行うとともに、各グループ会社の特性等を踏まえて定める区分に応じて、当社における各種リスク管理の適用および当該グループ会社による各種リスク管理に関する管理・指導等を実施。
- －コンプライアンスについては、「グループ会社コンプライアンス方針」を制定し、各グループ会社に対し自律的なコンプライアンス体制の整備を求め、当該体制の整備状況についてモニタリングすること等を通じて、グループ会社における不正を防止しコンプライアンスを確保するための管理・指導等を実施。また、グループベースでの内部通報体制を整備する観点から、「内部通報規程」を改正し、2018年10月1日より「日本生命グループ共通通報窓口」を設置することにより、国内グループ会社からの通報も当社で受け付ける体制を構築。
- －内部監査については、「グループ会社内部監査方針」を制定し、グループ会社に対する監査を当社が直接またはグループ会社の内部監査部門と連携して実施するとともに当該監査の結果について、グループ会社ごとに設定している管理担当部に連携し、管理担当部は当該グループ会社が行う改善取組に対する管理・指導を実施。
- －リスク管理、コンプライアンスおよび内部監査については、グループ会社における担当部門と意見交換を実施し、当社グループにおけるリスク管理、コンプライアンス、内部監査の高度化に向けた取組を実施。

(7) 当社の監査役職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の当社の取締役からの独立性および当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・当社は、監査役職務を補助すべき組織として「監査役室」を設置し、また、監査役補助者の任命・解任・人事異動、人事評価および懲戒処分について、監査役の同意を必要とすること等を通じ、監査役補助者の取締役からの独立性を確保している。
- ・また、監査役補助者には、監査役補助業務に必要な知識・能力を備えた者を任命すること等を通じ、監査役の監査役補助者に対する指示の実効性を確保している。
 - －2018年度末時点で、法律・会計や海外業務に精通する等、監査役補助業務に必要な知識・能力を備えた監査役補助者を12名任命。

(8) 当社の監査役への報告に関する体制および当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制に関する事項

- ・当社は、「コンプライアンス基本方針」、「リスク選好およびリスク管理の基本方針」および「内部監査基本方針」等を制定し、重大な法令・定款違反その他当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、速やかに監査役に報告する体制とするとともに、コンプライアンス、リスク管理および内部監査等の状況について、定期的に監査役に報告している。
- ・また、「内部通報規程」に基づく通報・照会の内容を全件速やかに監査役に報告するとともに、内部通報制度の運用状況を定期的に監査役に報告している。当該通報・照会を行った者に対しては、同規程に基づき、通報・照会を行ったことを理由として、解雇その他いかなる不利益取扱いや通報者の職場環境の悪化がないよう適切な措置を講じている。

(9) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針およびその他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項

- ・当社は、「監査役監査基準」の制定等を通じ、監査役が監査役監査に必要な費用を会社に請求する体制を整備しており、監査役から当該費用の請求があった場合は当該費用の支出を行っている。
- ・また、同基準に基づき、監査役による取締役会等の主要な会議への出席、決裁書等の重要書類の閲覧、当社事業所の調査、実質子会社に対する事業の報告徴求等、監査役の監査が実効的に行われるために必要な措置を講じている。

7. その他

(経営・相互会社制度運営に関する事項)

1. 2018年5月24日、11月21日および2019年3月5日、評議員会を開催しました。
2. 2018年8月から9月にかけて、2019年度総代改選に関する社員投票が実施されました。
3. 2018年12月5日、総代懇談会を開催しました。
4. 2019年1月から3月にかけて、全国の支社等105会場で開催した「ニッセイ懇話会」において、総代160名を含む、ご契約者等2,385名から、5,784件のご意見・ご要望をいただきました。
5. 2019年3月31日現在の社員数は9,652,044名、総代数は200名です。

(商品・サービス等に関する事項)

1. 2018年4月、国民死亡率の改善状況等を踏まえ、個人保険および団体保険の一部商品について、保険料率を改定しました。
2. 2018年4月、「ニッセイみらいのかたち」の13種類目の保険として、死亡保障を抑え、特定重度疾病（糖尿病、肝硬変、慢性膵炎、慢性腎不全、高血圧性疾患（高血圧性網膜症）、動脈疾患、臓器移植）に重点的に備える保険「特定重度疾病保障保険“だいじょう杖ぶ”」を発売しました。
3. 2018年4月、企業保険商品付帯サービス「N-コンサルジュ」を拡充し、「介護支援サービス」を開始しました。
4. 2018年6月、確定給付企業年金等の企業年金向け新商品として、リターンの変動を抑制しながら、市場のトレンドをとらえた収益獲得を目指すニッセイ特別勘定第1特約「ターゲットリスク運用口」を発売しました。
5. 2018年7月、個人型確定拠出年金向けプラン「ニッセイ個人型プラン（Aコース）」のご加入者向けに、資産運用に関する簡単な質問にお答えいただくことでご加入者ごとに適した複数の運用パターンをご提示する資産運用支援サービス「N-アシスト」を開始しました。
6. 2018年10月、全国の銀行等の提携金融機関において、「ニッセイ指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険“ロングドリームGOLD2”」を発売しました。従来販売していた「ロングドリームGOLD」を進化させ、複利で「ふやすタイプ」に加え、新たに毎年定期支払金を「うけとるタイプ」を選択できるようになりました。

(お客様の声を経営に反映する取組に関する事項)

1. 当社では、当社の消費者志向経営に関する理念や取組方針を記載した「消費者志向自主宣言」に基づき、「お客様の声」を経営に活かす取組を実施しております。2018年度は全国の支社・ライフプラザ等において、218.9万件のお声を頂戴しました。このうち「お客様から寄せられる不満の申し出（事実関係の有無は問わない）」である苦情は5.5万件、ご意見・ご要望は2.6万件、手続時等の場面でいただいたお褒めや感謝の声は28.4万件となっております。とりわけお客様からの苦情やご意見・ご要望については発生原因等を分析し、その結果を営業職員の活動や事務サービスの改善等に反映させる取組を進めております。また、お客様の声を経営に活かす取組の結果をまとめた「お客様の声白書」を2018年11月に発行しました。当白書はお客様との対話ツールとして活用しております。

(社会貢献活動に関する事項)

1. 地域・社会への貢献の面では、約7万人の役員・職員が社会貢献活動に取り組む「ACTION CSR-V～7万人の社会貢献活動～」を展開しており、自治体と協力した活動やボランティア活動に取り組みました。また、当社野球部・女子卓球部による「スポーツ教室」を21都府県で開催しました。
2. 環境面では、全国194カ所の「ニッセイの森」を中心に18カ所で森林保全活動に取り組んだほか、ライフプラザでの「ニッセイ森の教室」等、子ども向け環境教育を継続して実施しました。
3. 児童・青少年の健全育成の面では、ライフデザインの重要性を学ぶ「出前授業」「受入授業」を全国97校の中学・高校において展開するとともに、要望があった中学校308校にはライフデザイン教材「わたしの未来設計図」を提供しました。また、全国のライフプラザで「夏休みキッズセミナー」を実施しました。加えて、子どもたちの豊かな情操を育むことを目的として、本格的な舞台芸術の鑑賞機会を提供する「ニッセイ名作シリーズ」に小学生から高校生までの子どもたちを招待しました。

- 2018年7月3日の取締役会決議により、社会厚生福祉事業助成資金のうちから、公益財団法人日本生命済生会へ24億2000万円^(※)を、公益財団法人ニッセイ文化振興財団へ1億7800万円を、公益財団法人日本生命財団へ1億8500万円を、公益財団法人ニッセイ緑の財団へ1億2200万円を、公益財団法人ニッセイ聖隷健康福祉財団へ9500万円を支出しました。

※2017年12月に竣工した日本生命病院の建物の一部現物（14億7100万円分）を含む。

(役員に関する事項)

- 2018年7月3日、第71回定時総代会において、取締役筒井義信、清水博、古市健、小林一生、今井和男、松永陽介、田中聡の7名が再選任され、また、赤林富二、井出口豊、長谷川靖、早田順幸、戸田和秀の5名が新たに選任され、それぞれ就任しました。また、同日、監査役に内海弘毅が新たに選任され、就任しました。なお、今井和男は社外取締役です。
- 2018年7月3日の取締役会決議により、同日付で、取締役筒井義信が会長に、取締役清水博が社長に、取締役古市健が副会長に再度選定され、それぞれ就任するとともに、会長筒井義信、社長清水博、副会長古市健、取締役副社長執行役員小林一生の4名が代表取締役に再度選定され、それぞれ就任しました。
- 2018年7月3日の監査役会決議により、同日付で、常勤の監査役に、常任監査役窪谷治が再度選定され、また、監査役内海弘毅が新たに選定され、それぞれ就任しました。
- 2019年3月4日の取締役会決議により、2019年3月25日付で、取締役専務執行役員中村克、同赤林富二の両名が取締役副社長執行役員に、取締役常務執行役員松永陽介が取締役専務執行役員に、取締役執行役員田中聡、同戸田和秀の両名が取締役常務執行役員に、新たに選定され、それぞれ就任するとともに、取締役副社長執行役員中村克、同赤林富二の両名が代表取締役に新たに選定され、それぞれ就任しました。
- 2019年3月25日付で、代表取締役副社長執行役員小林一生が代表取締役および執行役員を、取締役専務執行役員矢部剛、取締役常務執行役員早田順幸の両名が執行役員を、それぞれ退任しました。

計算書類

2018年度 (2019年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	977,580	保険契約準備金	56,347,264
現金	229	支払備金	238,428
預貯金	977,351	責任準備金	55,088,621
コールローン	429,912	社員配当準備金	1,020,213
買入金銭債権	244,043	再保険借	624
金銭の信託	13,157	社債	1,028,889
有価証券	56,383,725	その他負債	1,694,384
国債	21,140,721	売現先勘定	709,062
地方債	790,372	債券貸借取引受入担保金	32,610
社債	1,969,571	借入金	243,668
株式	9,110,036	未払法人税等	40,348
外国証券	20,121,556	未払金	94,895
その他の証券	3,251,467	未払費用	69,349
貸付金	7,438,736	前受収益	16,543
保険約款貸付	582,774	預り金	109,790
一般貸付	6,855,961	預り保証金	83,367
有形固定資産	1,680,589	先物取引差金勘定	169
土地	1,121,375	金融派生商品	178,821
建物	512,736	金融商品等受入担保金	92,597
リース資産	9,798	リース債務	9,341
建設仮勘定	15,496	資産除去債務	4,850
その他の有形固定資産	21,182	仮受金	8,481
無形固定資産	192,502	その他の負債	486
ソフトウェア	105,693	役員賞与引当金	106
その他の無形固定資産	86,808	退職給付引当金	365,897
再保険貸	587	役員退職慰労引当金	4,225
その他資産	688,042	ポイント引当金	9,203
未収金	68,757	価格変動準備金	1,381,653
前払費用	16,219	繰延税金負債	496,857
未収収益	304,988	再評価に係る繰延税金負債	103,748
預託金	34,203	支払承諾	69,893
先物取引差入証拠金	37,303	負債の部合計	61,502,747
先物取引差金勘定	23	(純資産の部)	
金融派生商品	173,657	基金	100,000
仮払金	4,417	基金償却積立金	1,250,000
その他の資産	48,472	再評価積立金	651
支払承諾見返	69,893	剰余金	434,526
貸倒引当金	△4,463	損失填補準備金	17,578
投資損失引当金	△29,597	その他剰余金	416,948
		社員配当平衡積立金	10,000
		危険準備積立金	71,917
		社会厚生福祉事業助成資金	351
		圧縮積立金	49,836
		圧縮特別勘定積立金	28,603
		別段積立金	170
		当期末処分剰余金	256,070
		基金等合計	1,785,178
		その他有価証券評価差額金	4,882,692
		繰延ヘッジ損益	△31,216
		土地再評価差額金	△54,690
		評価・換算差額等合計	4,796,785
		純資産の部合計	6,581,963
資産の部合計	68,084,710	負債及び純資産の部合計	68,084,710

貸借対照表の注記

1. (1) 有価証券、預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づき有価証券として取扱うもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券は、次のとおり評価しております。
 - ① 売買目的有価証券については、期末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)
 - ② 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
 - ③ 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)
 - ④ 子会社株式及び関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものが発行する株式並びに保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等が発行する株式をいう)については、移動平均法に基づく原価
 - ⑤ その他有価証券
 - イ 時価のあるもののうち、株式(外国株式を含む)については、期末日以前1カ月の市場価格等の平均に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)、それ以外の有価証券については、期末日の市場価格等に基づく時価(売却原価の算定は移動平均法)
 - ロ 時価を把握することが極めて困難と認められるもののうち、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については、移動平均法に基づく償却原価(定額法)、それ以外の有価証券については、移動平均法に基づく原価
 - (2) その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 2. 保険種類・払方・残存年数・通貨・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

なお、次の保険契約を特定し、小区分としております。

 - ① 一時払商品・団体年金保険契約以外について、すべての保険契約
 - ② 新予定利率変動型個別保険以外の一時払商品(円建)について、すべての保険契約
 - ③ 有期利率保証型以外の団体年金保険契約について、すべての保険契約
 - ④ 上記を除くすべての一時払商品(米ドル建)契約
 - ⑤ 上記を除くすべての一時払商品(豪ドル建)契約
 - ⑥ 上記を除くすべての一時払商品(ユーロ建)契約
 3. 金融派生商品及び金銭の信託において信託財産として運用している金融派生商品は、市場価格等に基づく時価により評価しております。
 4. ① 有形固定資産の減価償却は、次の方法により行っております。
 - イ 有形固定資産(リース資産を除く)
 - (i) 建物
定額法により行っております。
 - (ii) 上記以外
定率法により行っております。
なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が20万円未満のものの一部については、3年間で均等償却を行っております。
 - ロ リース資産
 - (i) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法により行っております。
 - (ii) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間に基づく定額法により行っております。
 - ② 無形固定資産に計上しているソフトウェアの減価償却は、定額法により行っております。
 5. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」(企業会計審議会)に基づき行っております。

なお、為替相場の著しい変動があり、かつ、回復の見込がないと判断される外貨建その他有価証券については、期末日の為替相場又は期末日以前1カ月の平均為替相場のいずれか円安の相場により円換算し、換算差額を有価証券評価損として計上しております。
 6. (1) 貸倒引当金は、資産査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 - ① 破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記(3)の直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
 - ② 現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
 - ③ 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算定した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。
 - (2) すべての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
 - (3) 破綻先及び実質破綻先に対する債権(担保・保証付債権を含む)については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その額は2,019百万円(担保・保証付債権に係る額76百万円)であります。
7. 投資損失引当金は、投資による損失に備えるため、資産査定基準及び償却・引当基準に則り、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券について、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。

8. 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
9. (1) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- (2) 退職給付債務並びに退職給付費用の処理方法は、次のとおりです。
- | | |
|-----------------|---------|
| ①退職給付見込額の期間帰属方法 | 給付算定式基準 |
| ②数理計算上の差異の処理年数 | 5年 |
| ③過去勤務費用の処理年数 | 5年 |
10. 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく支給見込額を計上しております。
11. ポイント引当金は、保険契約者等に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。
12. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算定した額を計上しております。
13. ヘッジ会計は、次の方法により行っております。
- ①ヘッジ会計の手法については、主に、貸付金の一部及び外貨建貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、保険契約の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジ、外貨建債券の一部、外貨建貸付金の一部及び外貨建劣後特約付社債に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップによる繰延ヘッジ及び振当処理、外貨建債券等の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、国内株式の一部に対する価格変動リスクのヘッジとして株式先渡による時価ヘッジを適用しております。
- ②ヘッジ手段とヘッジ対象
- | | |
|---------|-------------------------|
| (ヘッジ手段) | (ヘッジ対象) |
| 金利スワップ | 貸付金、外貨建貸付金、保険契約 |
| 通貨スワップ | 外貨建債券、外貨建貸付金、外貨建劣後特約付社債 |
| 為替予約 | 外貨建債券等 |
| 株式先渡 | 国内株式 |
- ③ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。
14. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上の上5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
15. 当社及び一部の子会社は、2018年12月に連結納税制度の承認申請を行い、翌期より連結納税制度が適用されることとなったため、当期より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」（企業会計基準委員会実務対応報告第5号）及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」（企業会計基準委員会実務対応報告第7号）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。
16. 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については、次の方式により計算しております。なお、保険業法施行規則第69条第5項の規定により、一部の個人年金保険契約を対象として積立てた責任準備金が含まれております。
- ①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
- ②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
- また、当期より、一部の個人年金保険契約を対象に責任準備金を5年間にわたり追加して積立てることとしております。この結果、追加積立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金が121,292百万円増加し、また、経常利益及び税引前当期純剰余が121,292百万円減少しております。
17. 一般勘定（保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定）の資産運用については、生命保険契約の特性をふまえた上で、中長期的な運用の基軸となるポートフォリオを策定し、さらに環境見直しを勘案した運用計画を立てております。これに基づき、将来の保険金・給付金等の支払いを確実に履行するため、円建の安定した収益が期待できる公社債や貸付金などを中核的な資産と位置付けるとともに、中長期的な収益の向上を図る観点から株式、外国証券などに投資しております。また、デリバティブ取引については、効率的な資産運用を図る観点から、主に現物資産運用のリスクをコントロールすることを目的としております。具体的には、金利関連では金利スワップ及び金利スワップション、通貨関連では為替予約、通貨オプション及び通貨スワップ、株式関連では株式先渡、株式指数先物及び株式指数オプション等を活用し、その一部についてヘッジ会計を適用しております。
- 主に、有価証券は市場リスク及び信用リスク、貸付金は信用リスク、デリバティブ取引は市場リスク及び信用リスクに晒されております。市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクです。信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。信用リスクにはカントリーリスクを含みます。これらのリスクに対して、資産運用リスクに関する管理諸規程に基づき管理しております。
- 市場リスクの管理にあたっては、投融資取引に伴う過大な損失の発生を抑制するため、資産の特性にあわせて、運用限度枠を設定しております。また、その遵守状況をモニタリングし、経営会議の諮問機関である運用リスク管理専門委員会に定期的に報告するとともに、ルール抵触時にリスクを許容範囲内に抑制する体制を整備しております。このほか、ポートフォリオ全体の市場リスクをコントロールするため、統計的分析手法を用いて、ポートフォリオ全体の市場バリュエーション・アット・リスクを合理的に算定し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。
- 信用リスクの管理にあたっては、投融資執行部門から独立した審査管理部門による厳格な審査を実施する体制を整備しております。また、リスクに見合ったリターン獲得のための貸付金利ガイドライン、取引先の信用度を区分する社内格付、信用リスクが

特定の企業・グループ・国に集中することを防止するための与信リミットの設定・モニタリング等により、良質なポートフォリオの構築に努めております。また、ポートフォリオ全体の信用リスク量の計測として、信用バリュエーション・アット・リスクを算定し、リスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しております。

18. (1) 主な金融商品の貸借対照表価額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表価額 (*1)	時価 (*2)	差額
現金及び預貯金 (譲渡性預金)	279,297	279,297	—
その他有価証券	279,297	279,297	—
買入金銭債権	244,043	254,481	10,437
責任準備金対応債券	200,585	211,022	10,437
その他有価証券	43,458	43,458	—
金銭の信託	13,157	13,157	—
売買目的有価証券	13,157	13,157	—
有価証券	54,812,749	58,954,878	4,142,128
売買目的有価証券	869,370	869,370	—
責任準備金対応債券	20,493,498	24,562,806	4,069,307
子会社株式及び関連会社株式	64,047	136,869	72,821
その他有価証券	33,385,831	33,385,831	—
貸付金 (*3)	7,435,325	7,693,649	258,324
保険約款貸付	582,612	582,612	—
一般貸付	6,852,712	7,111,037	258,324
金融派生商品 (*4)	(5,164)	(5,164)	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	40,866	40,866	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(46,030)	(46,030)	—
社債 (*3, *5)	(1,028,889)	(1,069,735)	(40,846)
売現先勘定 (*5)	(709,062)	(709,062)	—
借入金 (*5)	(243,668)	(245,926)	(2,258)

(*1) 貸倒引当金を計上したものについては、当該引当金を控除しております。

(*2) 当期に減損処理した銘柄については、減損処理後の貸借対照表価額を時価としております。

(*3) 金利スワップの特例処理及び通貨スワップの振当処理を適用している金融派生商品については、ヘッジ対象とされている貸付金及び社債と一体として処理されているため、その時価は、貸付金及び社債に含めて記載しております。

(*4) 金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(*5) 社債、売現先勘定及び借入金は負債に計上しており、()で示しております。

(2) 主な金融商品の時価の算定方法は、次のとおりです。

①有価証券及び預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づき有価証券として取扱うもの

イ 市場価格のあるもの

期末日の市場価格によっております。ただし、その他有価証券の国内株式及び外国株式については、期末日以前1カ月の市場価格の平均によっております。

ロ 市場価格のないもの

将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格、外部情報ベンダーより入手した評価額等によっております。

②貸付金

イ 保険約款貸付

貸付金額を解約返戻金の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていない貸付であり、返済の見込まれる期間及び金利条件等より、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

ロ 一般貸付

変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利貸付の時価については、主に将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

③金融派生商品

- イ 先物取引の市場取引の時価については、期末日の清算値又は終値によっております。
- ロ 株式オプション取引の時価については、主に期末日の清算値又は終値、外部情報ベンダーより入手した評価額によっております。
- ハ 金利スワップ取引、金利スワップション取引、為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引及び先渡取引の時価については、主に外部情報ベンダーより入手した評価額によっております。

④金銭の信託

上記①及び③の算定方法に準じ、金銭の信託の受託者が合理的に算定した価格によっております。

⑤社債

期末日の市場価格によっております。

⑥売現先勘定

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

⑦借入金

変動金利借入の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利借入の時価については、原則、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。ただし、証券化公募スキームを利用した借入金については、当該借入金を裏付として発行される社債の市場価格によっております。

- (3) 非上場株式、組合出資金のうち組合財産が非上場株式で構成されているもの等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、(1)の表中の有価証券に含めておりません。

これらの保有目的ごとの当期末における貸借対照表価額は、子会社株式及び関連会社株式1,025,134百万円、その他有価証券545,841百万円であります。

- (4) 保有目的ごとの有価証券等に関する事項は、次のとおりです。

①売買目的有価証券

金銭の信託において信託財産として運用している金融派生商品、特別勘定に係る有価証券を売買目的有価証券として区分しており、当期の損益に含まれた評価差額は△21,555百万円であります。

②満期保有目的の債券

当期末残高はありません。

③責任準備金対応債券

種類ごとの貸借対照表価額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表価額	時価	差額
時価が貸借対照表価額を超えるもの	買入金銭債権	194,434	204,940	10,506
	公社債	20,395,884	24,459,552	4,063,668
	外国証券	94,606	100,249	5,642
	小計	20,684,924	24,764,742	4,079,817
時価が貸借対照表価額を超えないもの	買入金銭債権	6,151	6,082	△68
	公社債	908	906	△1
	外国証券	2,099	2,096	△2
	小計	9,159	9,086	△72
合計		20,694,084	24,773,828	4,079,744

④その他有価証券

種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表価額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	取得原価 又は償却原価	貸借対照表価額	差額
貸借対照表価額が取得原価又は償却原価を超えるもの	現金及び預貯金 (譲渡性預金)	167,300	167,300	0
	買入金銭債権	6,236	6,359	122
	公社債	2,865,902	3,102,335	236,432
	株式	3,322,876	7,709,087	4,386,210
	外国証券	13,978,619	16,132,011	2,153,391
	その他の証券	2,638,653	2,899,307	260,654
	小計	22,979,588	30,016,401	7,036,812
貸借対照表価額が取得原価又は償却原価を超えないもの	現金及び預貯金 (譲渡性預金)	112,000	111,997	△2
	買入金銭債権	37,166	37,099	△67
	公社債	29,495	28,436	△1,058
	株式	945,349	736,886	△208,462
	外国証券	2,669,627	2,591,621	△78,005
	その他の証券	188,375	186,145	△2,229
	小計	3,982,014	3,692,187	△289,826
合計		26,961,602	33,708,588	6,746,985

※時価を把握することが極めて困難と認められるもの545,841百万円は含めておりません。

当期において、時価のあるものにつき11,920百万円減損処理を行っております。

なお、時価のある株式（外国株式を含む）については、時価が取得原価に比べて著しく下落したものに付き、原則として期末日以前1カ月の市場価格等の平均に基づき減損処理しております。ただし、時価が著しく下落し、かつ期末日以前1カ月間の市場価格等の下落が著しいなど一定の要件に該当する銘柄については、期末日の市場価格等に基づき減損処理しております。

株式の時価が著しく下落したと判断する基準は、次のとおりです。

- イ 期末日以前1カ月の市場価格等の平均が取得原価の50%以下の銘柄
- ロ 期末日以前1カ月の市場価格等の平均が取得原価の50%超70%以下かつ過去の市場価格や発行会社の業況等が一定の要件に該当する銘柄

(5) 主な金銭債権債務の返済予定額及び満期のある有価証券の償還予定額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預貯金（譲渡性預金）	279,300	－	－	－
其他有価証券	279,300	－	－	－
買入金銭債権	27,000	3,641	41,224	171,869
責任準備金対応債券	－	3,472	41,224	155,722
其他有価証券	27,000	169	－	16,147
有価証券	1,082,740	4,495,963	11,475,079	25,894,499
責任準備金対応債券	256,565	1,651,686	4,578,031	13,947,727
其他有価証券	826,174	2,844,277	6,897,047	11,946,771
貸付金	893,317	2,562,299	1,648,281	1,746,467
社債	－	－	－	1,028,889
売現先勘定	709,062	－	－	－
借入金	3,948	16,690	3,030	220,000

※保険約款貸付等の期間の定めのないものは含めておりません。

- また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等で返済予定額が見込めないもの6,478百万円は含めておりません。
19. 当期末における賃貸等不動産の貸借対照表価額は1,155,388百万円、時価は1,432,815百万円であります。当社では、賃貸用のオフィスビル・賃貸商業施設等を有しており、当期末の時価は、主に不動産鑑定評価基準に基づいて算定した額であります。
- また、賃貸等不動産の貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は3,011百万円であります。
20. (1) 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の合計額は31,673百万円であります。その内訳は、次のとおりです。
- ①破綻先債権額は1,289百万円、延滞債権額は28,454百万円であります。
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。
- また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金に該当しないものであります。
- ②3か月以上延滞債権額はありません。
- なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸付金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- ③貸付条件緩和債権額は1,930百万円であります。
- なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (2) 取立不能見込額の直接減額を行った結果、破綻先債権額は1,935百万円、延滞債権額は84百万円それぞれ減少しております。
21. 有形固定資産の減価償却累計額は1,131,041百万円であります。
22. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定資産の額は1,257,999百万円であります。
- なお、負債の額も同額であります。
23. 子会社等に対する金銭債権の総額は54,229百万円、金銭債務の総額は5,367百万円であります。
24. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- | | |
|-------------------|--------------|
| イ 当期首現在高 | 995,167百万円 |
| ロ 前期剰余金よりの繰入額 | 218,353百万円 |
| ハ 当期社員配当金支払額 | 215,540百万円 |
| ニ 利息による増加額 | 22,233百万円 |
| ホ 当期末現在高（イ+ロ-ハ+ニ） | 1,020,213百万円 |

25. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。なお、各社債について、それぞれ監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上償還をすることが可能であります。当社が通貨スワップによる振当処理を適用している社債の発行年月および繰上償還可能日は、次のとおりです。

発行年月	繰上償還可能日
2012年10月	2022年10月以降の各利払日
2014年10月	発行日の10年後の応当日及びそれ以降5年を経過するごとの各日
2016年1月	発行日の10年後の応当日及びそれ以降5年を経過するごとの各日
2017年9月	発行日の10年後の応当日及びそれ以降5年を経過するごとの各日

26. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金220,000百万円が含まれております。また、2019年4月22日に、次のとおり円建劣後特約付借入を実施しております。

借入総額	900億円
利 率	2029年4月22日まで 年0.95% (固定金利) 2029年4月23日以降 固定金利 (ステップアップあり・5年ごとにリセット)
返済期限	2049年4月22日の3銀行営業日前 (2029年4月22日及びその5年後ごとの応当日の3銀行営業日前に、監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上返済可能)
資金使途	一般事業資金

27. 担保に供されている資産の額は、有価証券1,521,608百万円、土地252百万円、建物45百万円であります。また、担保に係る債務の額は742,163百万円であります。なお、上記には、売現先取引による買戻し条件付の売却668,928百万円及び売現先勘定709,062百万円、現金担保付有価証券貸借取引により差し入れた有価証券28,595百万円及び受入担保金32,610百万円をそれぞれ含んでおります。
28. 基金を50,000百万円償却したことに伴い、同額を保険業法第56条に規定する基金償却積立金に積立てております。
29. 子会社等の株式及び出資金の総額は1,089,182百万円であります。当社が2018年7月2日に設立したニッセイ生保設立準備株式会社 (以下「準備会社」という) は、2019年2月1日に、当社による保険業法第271条の10第1項に基づく金融庁長官の認可及び保険業法第106条第7項に基づく金融庁長官の認可の取得、準備会社による保険業法第3条に基づく生命保険業免許の取得が完了し、同日付で、はなさく生命保険株式会社 (以下「はなさく生命」という) に商号を変更しております。

①設立の目的

多様化するお客様ニーズや販売チャネルの広がりにより的確に対応するべく、代理店等に対し、柔軟かつ機動的に商品を提供していくことを目的としております。

②はなさく生命の概要

イ 社名 はなさく生命保険株式会社
ロ 本店所在地 東京都港区
ハ 資本金 100億円

なお、当社は、2019年4月1日に、はなさく生命へ200億円の増資を実行しております。

③設立の時期

2018年7月2日

④議決権比率

100%

30. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は3,327,460百万円であります。
31. 売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当期末において、すべて当該処分を行わず所有しており、その時価は488,657百万円であります。
32. 貸付金に係るコミットメント及びこれに準ずる契約の貸付未実行残高は372,534百万円であります。
33. 保険業法施行令第37条の4に規定する生命保険契約者保護機構の借入限度額のうち、当社に対応する見積額は77,113百万円であります。なお、同機構に拠出した金額は事業費として処理しております。

34. 退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、内務職員・営業総合職等については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。

また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

営業職員等については、確定給付型の制度として、退職一時金制度及び自社年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における退職給付債務	640,036百万円
ロ 勤務費用	25,944百万円
ハ 利息費用	3,840百万円
ニ 数理計算上の差異の当期発生額	4,651百万円
ホ 退職給付の支払額	△42,628百万円
ヘ 期末における退職給付債務 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	631,844百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における年金資産	255,668百万円
ロ 期待運用収益	3,451百万円
ハ 数理計算上の差異の当期発生額	1,735百万円
ニ 事業主からの拠出額	6,574百万円
ホ 退職給付の支払額	△17,401百万円
ヘ 期末における年金資産 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	250,029百万円

③退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

イ 積立型制度の退職給付債務	274,401百万円
ロ 年金資産	△250,029百万円
	24,372百万円
ハ 非積立型制度の退職給付債務	357,443百万円
ニ 未認識数理計算上の差異	△15,918百万円
ホ 退職給付引当金 (イ+ロ+ハ+ニ)	365,897百万円

④退職給付に関連する損益

イ 勤務費用	25,944百万円
ロ 利息費用	3,840百万円
ハ 期待運用収益	△3,451百万円
ニ 数理計算上の差異の当期の費用処理額	10,251百万円
ホ 確定給付制度に係る退職給付費用 (イ+ロ+ハ+ニ)	36,584百万円

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

イ 生命保険一般勘定	51.4%
ロ 国内債券	21.5%
ハ 外国証券	16.1%
ニ 現金及び預貯金	6.8%
ホ 国内株式	4.2%
ヘ 合計 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ)	100.0%

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は、次のとおりです。

イ 割引率	0.6%
ロ 長期期待運用収益率	1.4%

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は2,188百万円です。

35. (1) 繰延税金資産の総額は1,511,165百万円であり、繰延税金負債の総額は1,957,633百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は50,389百万円であります。繰延税金資産の発生 of 主な原因別内訳は、保険契約準備金892,984百万円、価格変動準備金385,481百万円及び退職給付引当金102,085百万円であります。繰延税金負債の発生 of 主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金1,869,165百万円であります。
- (2) 当期における法定実効税率は27.9%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金△21.4%であります。
36. 土地の再評価に関する法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 2002年3月31日
- 再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令第2条第1号に定める公示価格及び第2条第4号に定める路線価に基づき、合理的な調整を行って算定しております。
37. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という）の額は279百万円であります。
38. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する額は4,852,126百万円であります。

2018年度 (2018年4月1日から) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	6,605,036
保険料等収入	4,775,136
保険料	4,774,223
再保険収入	912
資産運用収益	1,649,502
利息及び配当金等収入	1,427,665
預貯金利息	4,868
有価証券利息・配当金	1,198,538
貸付金利息	124,582
不動産賃貸料	82,977
その他利息配当金	16,698
有価証券売却益	194,922
有価証券償還益	6,187
為替差益	2,140
その他運用収益	1,784
特別勘定資産運用益	16,803
その他経常収益	180,396
年金特約取扱受入金	8,959
保険金据置受入金	83,119
支払備金戻入額	47,274
その他の経常収益	41,043
経常費用	6,221,517
保険金等支払金	3,654,589
保険金	1,048,516
年金	791,978
給付金	653,486
解約返戻金	949,282
その他返戻金	209,971
再保険料	1,354
責任準備金等繰入額	1,369,830
責任準備金繰入額	1,347,596
社員配当金積立利息繰入額	22,233
資産運用費用	345,112
支払利息	30,872
金銭の信託運用損	2,563
有価証券売却損	138,790
有価証券評価損	21,371
有価証券償還損	8,097
金融派生商品費用	93,110
貸倒引当金繰入額	4,002
投資損失引当金繰入額	1,459
賃貸用不動産等減価償却費	16,364
その他運用費用	28,480
事業費	611,973
その他経常費用	240,011
保険金据置支払金	118,984
税金	49,358
減価償却費	46,595
退職給付引当金繰入額	4,782
その他の経常費用	20,291
経常利益	383,518
特別利益	3,904
固定資産等処分益	3,904
特別損失	111,021
固定資産等処分損	6,413
減損損失	2,148
価格変動準備金繰入額	99,459
社会厚生福祉事業助成金	3,000
税引前当期純剰余	276,400
法人税及び住民税	114,690
法人税等調整額	△97,658
法人税等合計	17,031
当期純剰余	259,369

損益計算書の注記

1. 子会社等との取引による収益の総額は43,096百万円、費用の総額は34,989百万円であります。
2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券29,912百万円、株式等118,672百万円、外国証券46,337百万円であります。
3. 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券1,802百万円、株式等10,065百万円、外国証券126,922百万円であります。
4. 有価証券評価損の主な内訳は、株式等11,035百万円、外国証券10,336百万円であります。
5. 責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額は14百万円であります。
6. (1) 金銭の信託運用損には、評価損益が△1,565百万円含まれております。
(2) 金融派生商品費用には、評価損益が46,850百万円含まれております。
7. 減損損失に関する主な内容は、次のとおりです。
 - ①資産をグルーピングした方法
賃貸用不動産等及び遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で1つの資産グループとしております。
 - ②減損損失の認識に至った経緯
一部の資産グループに著しい収益性の低下又は時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。
 - ③減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

(単位：百万円)

用途	土地	建物	合計
遊休不動産等	1,510	638	2,148
合計	1,510	638	2,148

④回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、物件により使用価値又は正味売却価額を適用しております。

なお、使用価値については、原則として将来キャッシュ・フローを3.0%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額又は基準価格等をもとに算定しております。

2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 基金等変動計算書

(単位：百万円)

	基金等												基金等 合計
	基金	基金償却 積立金	再評価 積立金	剰余金								剰余金 合計	
				損失填補 準備金	社員配当 平衡 積立金	危険準備 積立金	社会厚生 福祉事業 助成資金	圧縮 積立金	圧縮 特別勘定 積立金	別段 積立金	当期 未処分 剰余金		
当期首残高	150,000	1,200,000	651	16,804	40,000	71,917	351	49,708	23,422	170	248,227	450,600	1,801,251
当期変動額													
社員配当準備金の積立											△218,353	△218,353	△218,353
損失填補準備金の積立				774							△774	-	-
基金償却積立金の積立		50,000									△50,000	△50,000	-
基金利息の支払											△790	△790	△790
当期純剰余											259,369	259,369	259,369
基金の償却	△50,000												△50,000
社員配当平衡積立金の取崩					△30,000						30,000	-	-
社会厚生福祉事業 助成資金の積立							3,000				△3,000	-	-
社会厚生福祉事業 助成資金の取崩							△3,000				3,000	-	-
圧縮積立金の積立								3,802			△3,802	-	-
圧縮積立金の取崩								△3,674			3,674	-	-
圧縮特別勘定積立金の積立									11,204		△11,204	-	-
圧縮特別勘定積立金の取崩									△6,023		6,023	-	-
土地再評価差額金の取崩											△6,299	△6,299	△6,299
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)													
当期変動額合計	△50,000	50,000	-	774	△30,000	-	-	128	5,180	-	7,843	△16,073	△16,073
当期末残高	100,000	1,250,000	651	17,578	10,000	71,917	351	49,836	28,603	170	256,070	434,526	1,785,178

	評価・換算差額等				純資産 合計
	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・ 換算 差額等 合計	
当期首残高	4,882,103	△59,099	△60,989	4,762,014	6,563,265
当期変動額					
社員配当準備金の積立					△218,353
損失填補準備金の積立					-
基金償却積立金の積立					-
基金利息の支払					△790
当期純剰余					259,369
基金の償却					△50,000
社員配当平衡積立金の取崩					-
社会厚生福祉事業 助成資金の積立					-
社会厚生福祉事業 助成資金の取崩					-
圧縮積立金の積立					-
圧縮積立金の取崩					-
圧縮特別勘定積立金の積立					-
圧縮特別勘定積立金の取崩					-
土地再評価差額金の取崩					△6,299
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)	588	27,883	6,299	34,770	34,770
当期変動額合計	588	27,883	6,299	34,770	18,697
当期末残高	4,882,692	△31,216	△54,690	4,796,785	6,581,963

2018年度 (2019年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	1,541,390	保険契約準備金	65,483,705
コールローン	429,912	支払備金	302,778
買入金銭債権	401,938	責任準備金	64,100,386
金銭の信託	13,357	社員配当準備金	1,020,213
有価証券	64,458,905	契約者配当準備金	60,326
貸付金	8,510,520	再保険借	8,424
有形固定資産	1,907,653	社債	1,175,589
土地	1,262,159	その他負債	2,518,762
建物	579,064	役員賞与引当金	106
リース資産	7,040	退職給付に係る負債	440,556
建設仮勘定	15,840	役員退職慰労引当金	4,905
その他の有形固定資産	43,548	ポイント引当金	9,203
無形固定資産	263,513	価格変動準備金	1,460,182
ソフトウェア	124,250	繰延税金負債	555,094
のれん	44,214	再評価に係る繰延税金負債	103,748
その他の無形固定資産	95,047	支払承諾	71,016
再保険貸	9,368	負債の部合計	71,831,296
その他資産	1,199,998	(純資産の部)	
繰延税金資産	9,140	基金	100,000
支払承諾見返	71,016	基金償却積立金	1,250,000
貸倒引当金	△7,198	再評価積立金	651
		連結剰余金	629,555
		基金等合計	1,980,206
		その他有価証券評価差額金	4,943,922
		繰延ヘッジ損益	△31,643
		土地再評価差額金	△54,690
		為替換算調整勘定	△4,853
		退職給付に係る調整累計額	△13,494
		その他の包括利益累計額合計	4,839,241
		非支配株主持分	158,772
		純資産の部合計	6,978,221
資産の部合計	78,809,517	負債及び純資産の部合計	78,809,517

連結計算書類の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

連結実質子会社数 12社

連結実質子会社

ニッセイ信用保証株式会社
ニッセイ・リース株式会社
ニッセイ・キャピタル株式会社
ニッセイアセットマネジメント株式会社
ニッセイ情報テクノロジー株式会社
三井生命保険株式会社
ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
Nippon Life Insurance Company of America
NLI Commercial Mortgage Fund, LLC
NLI Commercial Mortgage Fund II, LLC
NLI US Investments, Inc.
MLC Limited

マスミューチュアル生命保険株式会社の株式を取得したことに伴い、当連結会計年度より同社を連結の範囲に含めております。

なお、同社は、2019年1月1日付で、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社に商号を変更しております。

また、三井生命保険株式会社は、2019年4月1日付で、大樹生命保険株式会社に商号を変更しております。

主要な非連結実質子会社は、Nippon Life Global Investors Americas, Inc.、ニッセイ商事株式会社及びニッセイ保険エージェンシー株式会社であります。

非連結実質子会社については、総資産、売上高、当期純損益及び剰余金の点からみていずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結実質子会社数 0社

持分法適用の関連会社数 14社

主要な持分法適用の関連会社

日本マスタートラスト信託銀行株式会社
企業年金ビジネスサービス株式会社
長生人寿保險有限公司
Bangkok Life Assurance Public Company Limited
Reliance Nippon Life Insurance Company Limited
Reliance Nippon Life Asset Management Limited
Post Advisory Group, LLC
PT Sequis
PT Asuransi Jiwa Sequis Life
The TCW Group, Inc.

持分法を適用していない非連結実質子会社（Nippon Life Global Investors Americas, Inc.、ニッセイ商事株式会社他）及び関連会社（株式会社エスエルタワーズ他）については、それぞれ連結純損益及び連結剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法を適用しておりません。

3. 連結実質子会社の事業年度等に関する事項

連結実質子会社のうち、在外会社の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の決算財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. のれんの償却に関する事項

のれん及び持分法適用の関連会社に係るのれん相当額は、定額法により20年間で償却しております。ただし、重要性が乏しいものについては、発生時に全額償却しております。

連結貸借対照表の注記

1. (1) 当社及び一部の連結実質子会社の有価証券、預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づき有価証券として取扱うもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券は、次のとおり評価しております。
 - ① 売買目的有価証券については、連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価（売却原価の算定は移動平均法）
 - ② 満期保有目的の債券については、移動平均法に基づく償却原価（定額法）
 - ③ 「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法に基づく償却原価（定額法）
 - ④ 非連結又は持分法非適用の子会社株式及び関連会社株式（保険業法第33条の2第1項に規定する実質子会社及び保険業法施行規則第24条の3第6項に規定する関連会社が発行する株式をいう）については、移動平均法に基づく原価
 - ⑤ その他有価証券
 - イ 時価のあるもののうち、株式（外国株式を含む）については、連結会計年度末日以前1カ月の市場価格等の平均に基づく時価（売却原価の算定は移動平均法）、それ以外の有価証券については、連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価（売却原価の算定は移動平均法）
 - ロ 時価を把握することが極めて困難と認められるもののうち、取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については、移動平均法に基づく償却原価（定額法）、それ以外の有価証券については、移動平均法に基づく原価
2. 保険種類・払方・残存年数・通貨・資産運用方針等により設定している小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。なお、次の保険契約を特定し、小区分としております。
 - (1) 当社
 - ① 一時払商品・団体年金保険契約以外について、すべての保険契約
 - ② 新予定利率変動型個別保険以外の一時払商品（円建）について、すべての保険契約
 - ③ 有期利率保証型以外の団体年金保険契約について、すべての保険契約
 - ④ 上記を除くすべての一時払商品（米ドル建）契約
 - ⑤ 上記を除くすべての一時払商品（豪ドル建）契約
 - ⑥ 上記を除くすべての一時払商品（ユーロ建）契約
 - (2) 三井生命保険株式会社
 - ① 終身保険・年金保険（40年以内）小区分（終身保険（定期付終身保険を含む）及び年金保険から発生する将来キャッシュ・フロー中の40年以内の部分）
 - ② 拠出型企業年金（27年以内）小区分（拠出型企業年金保険から発生する将来キャッシュ・フロー中の27年以内の部分）
 - ③ 一時払外貨建養老保険（米ドル建）小区分（2019年1月1日以降始期の一時払外貨建養老保険（米ドル建））
 - ④ 一時払外貨建養老保険（豪ドル建）小区分（2017年10月1日以降始期の一時払外貨建養老保険（豪ドル建））

当連結会計年度より、ALMの更なる推進に向けて、責任準備金対応債券の対象となる保険商品の小区分について、従来の終身保険・年金保険（8-27年）小区分の対象年限を拡大して終身保険・年金保険（40年以内）小区分とし、また、新たに一時払外貨建養老保険（米ドル建）小区分を設定しております。

これらの変更による当連結会計年度の損益への影響はありません。
 - (3) ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
 - ① 保険料一時払定額年金・保険料一時払定額終身保険・保険料一時払生前給付保険・保険料一時払3大疾病保険小区分（ただし、保険料一時払定額年金については、契約日が2006年4月1日以降かつ契約日時点における被保険者年齢が80歳以上の契約を除く）
 - ② 保険料一時払定額終身保険（確定積立金区分型）小区分
 - ③ 終身がん保険・養老保険小区分
 - ④ 米ドル建保険料一時払定額年金・米ドル建保険料一時払定額終身保険小区分
 - ⑤ 豪ドル建保険料一時払定額年金小区分
 - ⑥ 上記以外の保険・年金小区分（ただし一部保険種類を除く）
3. 金融派生商品及び金銭の信託において信託財産として運用している金融派生商品は、市場価格等に基づく時価により評価しております。
4. ① 有形固定資産の減価償却は、次の方法により行っております。
 - イ 有形固定資産（リース資産を除く）
 - (i) 建物
定額法により行っております。
 - (ii) 上記以外
主に定率法により行っております。
なお、当社及び一部の連結実質子会社のその他の有形固定資産のうち取得価額が20万円未満のものの一部については、3年間で均等償却を行っております。
 - ロ リース資産
 - (i) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却の方法と同一の方法により行っております。
 - (ii) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間に基づく定額法により行っております。
- ② 無形固定資産に計上しているソフトウェアの減価償却は、定額法により行っております。

5. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算は、「外貨建取引等会計処理基準」（企業会計審議会）に基づき行っております。なお、為替相場の著しい変動があり、かつ、回復の見込がないと判断される当社の外貨建その他有価証券については、連結会計年度末日の為替相場又は連結会計年度末日以前1カ月の平均為替相場のいずれか円安の相場により円換算し、換算差額を有価証券評価損として計上しております。また、一部の連結実質子会社が保有する外貨建その他有価証券の換算差額のうち債券に係る換算差額については為替差損益として処理し、その他の外貨建その他有価証券に係る換算差額については全部純資産直入法により処理しております。
6. (1) 当社の貸倒引当金は、資産査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- ①破産、民事再生等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記（4）の直接減額後の債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
 - ②現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
 - ③上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算定した貸倒実績率等を債権額に乗じた額を計上しております。
- (2) 当社のすべての債権は、資産査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- (3) 連結実質子会社については、主として資産査定基準及び償却・引当基準等に則り、必要と認められた額を引当てております。
- (4) 破綻先及び実質破綻先に対する債権（担保・保証付債権を含む）については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その額は3,342百万円（担保・保証付債権に係る額91百万円）であります。
7. 役員賞与引当金は、役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
8. (1) 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。
- (2) 当社及び一部の連結実質子会社の退職給付に係る会計処理の方法は、次のとおりです。
- ①退職給付見込額の期間帰属方法 給付算定式基準
 - ②数理計算上の差異の処理年数 5年
 - ③過去勤務費用の処理年数 5年
9. 役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく支給見込額を計上しております。
10. ポイント引当金は、保険契約者等に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。
11. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算定した額を計上しております。
12. 貸手の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
13. 当社のヘッジ会計は、次の方法により行っております。
- ①ヘッジ会計の手法については、主に、貸付金の一部及び外貨建貸付金の一部に対するキャッシュ・フローのヘッジとして金利スワップの特例処理、保険契約の一部に対する金利変動リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジ、外貨建債券の一部、外貨建貸付金の一部及び外貨建劣後特約付社債に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップによる繰延ヘッジ及び振当処理、外貨建債券等の一部に対する為替変動に係る価格変動リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、国内株式の一部に対する価格変動リスクのヘッジとして株式先渡による時価ヘッジを適用しております。
 - ②ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	貸付金、外貨建貸付金、保険契約
通貨スワップ	外貨建債券、外貨建貸付金、外貨建劣後特約付社債
為替予約	外貨建債券等
株式先渡	国内株式
 - ③ヘッジの有効性の判定については、リスク管理方針に基づき、主にヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動を比較する比率分析によっております。
14. 当社及び一部の連結実質子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上の上5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生連結会計年度に費用処理しております。
15. 当社及び一部の実質子会社は、2018年12月に連結納税制度の承認申請を行い、翌連結会計年度より連結納税制度が適用されることとなったため、当連結会計年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」（企業会計基準委員会実務対応報告第5号）及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」（企業会計基準委員会実務対応報告第7号）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。
16. (1) 当社及び連結される国内の生命保険会社の責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については、次の方式により計算しております。なお、保険業法施行規則第69条第5項の規定により、一部の個人年金保険契約を対象として積立てた責任準備金が含まれております。
- ①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

また、当社は、当連結会計年度より一部の個人年金保険契約を対象に責任準備金を5年間にわたり追加して積立てることとしております。この結果、追加積立てを行わなかった場合に比べ、責任準備金が121,292百万円増加し、また、経常利益及び税金等調整前当期純剰余が121,292百万円減少しております。

- (2) 連結される海外の生命保険会社の責任準備金は、豪州会計基準等、各国の会計基準に基づき算出した額を計上しております。
17. 当社及び一部の連結実質子会社の一般勘定（保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定）の資産運用については、生命保険契約の特性をふまえた上で、中長期的な運用の基軸となるポートフォリオを策定し、さらに環境見通しを勘案した運用計画を立てております。

これに基づき、将来の保険金・給付金等の支払いを確実に履行するため、円建の安定した収益が期待できる公社債や貸付金などを中核的な資産と位置付けるとともに、中長期的な収益の向上を図る観点から株式、外国証券などに投資しております。また、デリバティブ取引については、効率的な資産運用を図る観点から、主に現物資産運用のリスクをコントロールすることを目的としております。具体的には、金利関連では金利スワップ及び金利スワップション、通貨関連では為替予約、通貨オプション及び通貨スワップ、株式関連では株式先渡、株式指数先物及び株式指数オプション等を活用し、その一部についてヘッジ会計を適用しております。

主に、有価証券は市場リスク及び信用リスク、貸付金は信用リスク、デリバティブ取引は市場リスク及び信用リスクに晒されております。市場リスクとは、金利や為替、株式等の変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクです。信用リスクとは、主に貸付金や社債について、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少・消失し、損失を被るリスクです。信用リスクにはカントリーリスクを含みます。これらのリスクに対して、資産運用リスクに関する管理諸規程に基づき管理しております。

市場リスクの管理にあたっては、投融資取引に伴う過大な損失の発生を抑制するため、資産の特性にあわせて、運用限度枠を設定しております。また、その遵守状況をモニタリングし、経営会議の諮問機関である運用リスク管理専門委員会等に定期的に報告するとともに、ルール抵触時にリスクを許容範囲内に抑制する体制を整備しております。このほか、ポートフォリオ全体の市場リスクをコントロールするため、統計的分析手法を用いて、ポートフォリオ全体の市場バリュー・アット・リスクを合理的に算定し、許容されるリスクの範囲内で適切な資産配分を行っております。

信用リスクの管理にあたっては、投融資執行部門から独立した審査管理部門による厳格な審査を実施する体制を整備しております。また、リスクに見合ったリターン獲得のための貸付金利ガイドライン、取引先の信用度を区分する社内格付、信用リスクが特定の企業・グループ・国に集中することを防止するための与信リミットの設定・モニタリング等により、良質なポートフォリオの構築に努めております。また、ポートフォリオ全体の信用リスク量の計測として、信用バリュー・アット・リスクを算定し、リスク量が適切な範囲内に収まっているかどうかのモニタリングを実施しております。

18. (1) 主な金融商品の連結貸借対照表価額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表価額 (*1)	時価 (*2)	差額
現金及び預貯金（譲渡性預金）	353,297	353,297	-
その他有価証券	353,297	353,297	-
買入金銭債権	401,938	417,895	15,956
満期保有目的の債券	42,643	43,509	866
責任準備金対応債券	276,351	291,441	15,090
その他有価証券	82,943	82,943	-
金銭の信託	13,357	13,357	-
売買目的有価証券	13,157	13,157	-
その他有価証券	200	200	-
有価証券	63,440,561	68,136,757	4,696,196
売買目的有価証券	1,434,953	1,434,953	-
満期保有目的の債券	396,652	410,170	13,517
責任準備金対応債券	24,006,004	28,635,239	4,629,235
子会社株式及び関連会社株式	83,426	136,869	53,443
その他有価証券	37,519,524	37,519,524	-
貸付金 (*3)	8,506,010	8,792,197	286,187
保険約款貸付	638,102	638,102	-
一般貸付	7,867,907	8,154,094	286,187
金融派生商品 (*4)	48,762	48,762	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	89,282	89,282	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(40,519)	(40,519)	-
社債 (*3, *5)	(1,175,589)	(1,217,913)	(42,324)
売現先勘定 (*5)	(918,495)	(918,495)	-
借入金 (*3, *5)	(441,885)	(445,882)	(3,996)

(*1) 貸倒引当金を計上したのものについては、当該引当金を控除しております。

(*2) 当連結会計年度に減損処理した銘柄については、減損処理後の連結貸借対照表価額を時価としております。

(*3) 金利スワップの特例処理及び通貨スワップの振当処理を適用している金融派生商品については、ヘッジ対象とされている貸付金、社債及び借入金と一体として処理されているため、その時価は、貸付金、社債及び借入金に含めて記載しております。

- (*4) 金融派生商品によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。
- (*5) 社債、売現先勘定及び借入金は負債に計上しており、() で示しております。
- (2) 当社及び一部の連結実質子会社の主な金融商品の時価の算定方法は、次のとおりです。
- ①有価証券及び預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づき有価証券として取扱うもの
- イ 市場価格のあるもの
連結会計年度末日の市場価格によっております。ただし、その他有価証券の国内株式及び外国株式については、連結会計年度末日以前1カ月の市場価格の平均によっております。
- ロ 市場価格のないもの
将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格、外部情報ベンダーより入手した評価額等によっております。
- ②貸付金
- イ 保険約款貸付
貸付金額を解約返戻金の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていない貸付であり、返済の見込まれる期間及び金利条件等より、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。
- ロ 一般貸付
変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利貸付の時価については、主に将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。
- なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。
- ③金融派生商品
- イ 先物取引の市場取引の時価については、連結会計年度末日の清算値又は終値によっております。
- ロ 株式オプション取引の時価については、主に連結会計年度末日の清算値又は終値、外部情報ベンダーより入手した評価額によっております。
- ハ 金利スワップ取引、金利スワプション取引、為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引及び先渡取引の時価については、主に外部情報ベンダーより入手した評価額によっております。
- ④金銭の信託
上記①及び③の算定方法に準じ、金銭の信託の受託者が合理的に算定した価格によっております。
- ⑤社債
連結会計年度末日の市場価格によっております。
- ⑥売現先勘定
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。
- ⑦借入金
変動金利借入の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利借入の時価については、原則、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。ただし、証券化公募スキームを利用した借入金については、当該借入金を裏付として発行される社債の市場価格によっております。
- (3) 非上場株式、組合出資金のうち組合財産が非上場株式で構成されているもの等、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、(1)の表中の有価証券に含めておりません。
これらの当連結会計年度末における連結貸借対照表価額は、1,018,344百万円であります。
- (4) 保有目的ごとの有価証券等に関する事項は、次のとおりです。
- ①売買目的有価証券
金銭の信託において信託財産として運用している金融派生商品、特別勘定に係る有価証券等を売買目的有価証券として区分しており、当連結会計年度の損益に含まれた評価差額は△37,796百万円であります。
- ②満期保有目的の債券
種類ごとの連結貸借対照表価額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表価額	時価	差額
時価が連結貸借対照表価額を超えるもの	買入金銭債権	25,671	26,652	981
	公社債	70,377	71,521	1,144
	外国証券	300,306	313,013	12,707
	小計	396,354	411,188	14,833
時価が連結貸借対照表価額を超えないもの	買入金銭債権	16,972	16,857	△115
	公社債	2,095	2,093	△1
	外国証券	23,873	23,540	△332
	小計	42,941	42,491	△449
合計		439,295	453,679	14,384

③責任準備金対応債券

種類ごとの連結貸借対照表価額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表価額	時価	差額
時価が連結貸借対照表価額を超えるもの	買入金銭債権	268,210	283,375	15,165
	公社債	23,155,149	27,748,219	4,593,069
	外国証券	706,819	747,296	40,477
	小計	24,130,180	28,778,891	4,648,711
時価が連結貸借対照表価額を超えないもの	買入金銭債権	8,141	8,066	△74
	公社債	28,759	28,604	△155
	外国証券	115,274	111,119	△4,155
	小計	152,175	147,789	△4,386
合計		24,282,355	28,926,681	4,644,325

④その他有価証券

種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表価額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	取得原価 又は償却原価	連結貸借対照表価額	差額
連結貸借対照表価額が取得原価又は償却原価を超えるもの	現金及び預貯金 (譲渡性預金)	167,300	167,300	0
	買入金銭債権	36,921	38,203	1,282
	公社債	3,961,752	4,245,652	283,900
	株式	3,469,705	7,884,353	4,414,647
	外国証券	15,465,908	17,667,971	2,202,063
	その他の証券	2,734,814	2,999,591	264,777
	小計	25,836,401	33,003,074	7,166,672
連結貸借対照表価額が取得原価又は償却原価を超えないもの	現金及び預貯金 (譲渡性預金)	186,000	185,997	△2
	買入金銭債権	44,910	44,740	△170
	金銭の信託	200	200	－
	公社債	107,803	105,288	△2,514
	株式	1,171,408	912,115	△259,292
	外国証券	3,607,489	3,496,344	△111,144
	その他の証券	211,755	208,206	△3,549
	小計	5,329,566	4,952,892	△376,674
合計		31,165,968	37,955,966	6,789,998

※時価を把握することが極めて困難と認められるもの679,227百万円は含めておりません。

当連結会計年度において、時価のあるものにつき12,379百万円減損処理を行っております。

なお、当社及び一部の連結実質子会社の時価のある株式（外国株式を含む）については、時価が取得原価に比べて著しく下落したものに付き、原則として連結会計年度末日以前1カ月の市場価格等の平均に基づき減損処理しております。ただし、時価が著しく下落し、かつ連結会計年度末日以前1カ月間の市場価格等の下落が著しいなど一定の要件に該当する銘柄については、連結会計年度末日の市場価格等に基づき減損処理しております。

株式の時価が著しく下落したと判断する基準は、次のとおりです。

イ 連結会計年度末日以前1カ月の市場価格等の平均が取得原価の50%以下の銘柄

ロ 連結会計年度末日以前1カ月の市場価格等の平均が取得原価の50%超70%以下かつ過去の市場価格や発行会社の業況等が一定の要件に該当する銘柄

(5) 主な金銭債権債務の返済予定額及び満期のある有価証券の償還予定額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預貯金（譲渡性預金）	353,300	－	－	－
その他有価証券	353,300	－	－	－
買入金銭債権	27,000	9,068	42,958	319,354
満期保有目的の債券	－	81	－	41,376
責任準備金対応債券	－	3,640	41,224	231,287
その他有価証券	27,000	5,346	1,734	46,691
有価証券	1,282,230	5,570,056	12,811,266	30,072,179
満期保有目的の債券	28,707	176,608	80,652	107,150
責任準備金対応債券	307,396	1,805,194	4,970,405	16,665,138
その他有価証券	946,125	3,588,253	7,760,208	13,299,890
貸付金（*1）	969,688	2,928,453	1,938,788	1,995,897
社債	－	－	3,500	1,088,989
売現先勘定	918,495	－	－	－
借入金（*2）	28,596	67,222	26,065	220,000

(*1) 保険約款貸付等の期間の定めのないものは含めておりません。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等で返済予定額が見込めないもの9,064百万円は含めておりません。

(*2) 劣後特約付借入金等のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

19. 当連結会計年度末における賃貸等不動産の連結貸借対照表価額は1,281,364百万円、時価は1,564,426百万円であります。当社及び一部の連結実質子会社は、賃貸用のオフィスビル・賃貸商業施設等を有しており、当連結会計年度末の時価は、主に不動産鑑定評価基準に基づいて算定した額であります。また、賃貸等不動産の連結貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は3,030百万円であります。
20. (1) 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の合計額は32,251百万円であります。その内訳は、次のとおりです。
- ①破綻先債権額は1,284百万円、延滞債権額は29,037百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸付金」という）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金に該当しないものであります。
- ②3か月以上延滞債権額はありません。
 なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸付金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- ③貸付条件緩和債権額は1,930百万円であります。
 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (2) 取立不能見込額の直接減額を行った結果、破綻先債権額は3,173百万円、延滞債権額は168百万円それぞれ減少しております。
21. 有形固定資産の減価償却累計額は1,165,279百万円であります。
22. 保険業法第118条第1項に規定する特別勘定資産の額は1,479,649百万円あります。
 なお、負債の額も同額であります。
23. 社員配当準備金の異動状況は、次のとおりです。
- | | |
|------------------------|--------------|
| イ 当連結会計年度期首現在高 | 995,167百万円 |
| ロ 前連結会計年度連結剰余金よりの繰入額 | 218,353百万円 |
| ハ 当連結会計年度社員配当金支払額 | 215,540百万円 |
| ニ 利息による増加額 | 22,233百万円 |
| ホ 当連結会計年度末現在高（イ+ロ-ハ+ニ） | 1,020,213百万円 |

24. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりです。

イ 当連結会計年度期首現在高	65,078百万円
ロ 当連結会計年度契約者配当金支払額	19,231百万円
ハ 利息による増加額	11百万円
ニ 契約者配当準備金繰入額	13,837百万円
ホ 連結範囲の変動による増加額	629百万円
ヘ 当連結会計年度末現在高（イーロ＋ハ＋ニ＋ホ）	60,326百万円

25. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。なお、各社債について、それぞれ監督当局の事前承認等を前提として、発行者の裁量により繰上償還をすることが可能であります。当社が通貨スワップによる振当処理を適用している社債の発行年月および繰上償還可能日は、次のとおりです。

発行年月	繰上償還可能日
2012年10月	2022年10月以降の各利払日
2014年10月	発行日の10年後の応当日及びそれ以降5年を経過するごとの各日
2016年1月	発行日の10年後の応当日及びそれ以降5年を経過するごとの各日
2017年9月	発行日の10年後の応当日及びそれ以降5年を経過するごとの各日

26. その他負債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金336,500百万円が含まれております。

また、2019年4月22日に、次のとおり円建劣後特約付借入を実施しております。

借入総額	900億円
利率	2029年4月22日まで 年0.95%（固定金利） 2029年4月23日以降 固定金利（ステップアップあり・5年ごとにリセット）
返済期限	2049年4月22日の3銀行営業日前（2029年4月22日及びその5年後ごとの応当日の3銀行営業日前に、監督当局の事前承認等を前提として、当社の裁量により繰上返済可能）
資金使途	一般事業資金

27. 担保に供されている資産の額は、有価証券1,751,960百万円、リース契約等に係る債権15,308百万円、土地252百万円、建物45百万円であります。また、担保に係る債務の額は756,504百万円であります。

なお、上記には、売現先取引による買戻し条件付の売却851,839百万円及び売現先勘定918,495百万円、現金担保付有価証券貸借取引により差し入れた有価証券28,595百万円及び受入担保金32,610百万円をそれぞれ含んでおります。

28. 基金を50,000百万円償却したことに伴い、同額を保険業法第56条に規定する基金償却積立金に積立てております。

29. 非連結実質子会社及び関連会社の株式及び出資金の総額は422,542百万円であります。

30. 取得による企業結合等に関する事項は、次のとおりです。

(1) ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

①企業結合の概要

- イ 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 マスミューチュアル生命保険株式会社（現ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社）

事業の内容 生命保険業

- ロ 企業結合を行った主な理由

金融機関窓販マーケットにおけるお客様からのご要望に幅広く応える体制構築により、事業基盤を強化することで、契約者利益を持続的に拡大させることを目的としております。

- ハ 企業結合日

2018年4月1日（みなし取得日）

- ニ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

- ホ 結合後企業の名称

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

- ヘ 取得した議決権比率

約85.1%

- ト 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が議決権の過半数を所有し、意思決定機関を支配することが明確であるためであります。

②連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

企業結合日から当連結会計年度末までの期間

③被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 現金による支出額	104,247百万円
取得原価	104,247百万円

④主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 873百万円

⑤発生した負ののれんの金額及び発生要因

イ 発生した負ののれん

10,347百万円

ロ 発生原因

受け入れた資産及び引き受けた負債の純額の持分相当額が被取得企業の取得原価を上回ったためであります。

⑥企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

資産合計	2,763,970百万円
(うち有価証券)	2,449,174百万円)
負債合計	2,629,331百万円
(うち保険契約準備金)	2,408,090百万円)

(2) はなさく生命保険株式会社

当社が2018年7月2日に設立したニッセイ生保設立準備株式会社（以下「準備会社」という）は、2019年2月1日に、当社による保険業法第271条の10第1項に基づく金融庁長官の認可及び保険業法第106条第7項に基づく金融庁長官の認可の取得、準備会社による保険業法第3条に基づく生命保険業免許の取得が完了し、同日付で、はなさく生命保険株式会社（以下「はなさく生命」という）に商号を変更しております。

①設立の目的

多様化するお客様ニーズや販売チャネルの広がりにより的確に対応するべく、代理店等に対し、柔軟かつ機動的に商品を提供していくことを目的としております。

②はなさく生命の概要

イ 社名	はなさく生命保険株式会社
ロ 本店所在地	東京都港区
ハ 資本金	100億円

なお、当社は、2019年4月1日に、はなさく生命へ200億円の増資を実行しております。

③設立の時期

2018年7月2日

④議決権比率

100%

31. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表価額は3,433,586百万円であり、
32. 売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、当連結会計年度末において、すべて当該処分を行わず所有しており、その時価は488,657百万円であり、
33. 貸付金に係るコミットメント及びこれに準ずる契約の貸付未実行残高は306,323百万円であり、
34. 保険業法施行令第37条の4に規定する生命保険契約者保護機構の借入限度額のうち、当社及び一部の連結実質子会社に対応する見積額は92,025百万円であり、
- なお、同機構に拠出した金額は事業費として処理しております。
35. 退職給付に関する事項は、次のとおりです。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、内務職員・営業総合職等については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。

また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

営業職員等については、確定給付型の制度として、退職一時金制度及び自社年金制度を設けております。

一部の連結実質子会社は、主に、確定給付型の制度として、退職一時金制度、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における退職給付債務	707,164百万円
ロ 勤務費用	28,279百万円
ハ 利息費用	4,278百万円
ニ 数理計算上の差異の当期発生額	5,587百万円
ホ 退職給付の支払額	△48,726百万円
ヘ 連結範囲の変動による増加額	1,757百万円
ト その他	△11百万円
チ 期末における退職給付債務 (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)	698,329百万円

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における年金資産	266,183百万円
ロ 期待運用収益	3,766百万円
ハ 数理計算上の差異の当期発生額	1,550百万円
ニ 事業主からの拠出額	7,279百万円
ホ 退職給付の支払額	△18,647百万円
ヘ 期末における年金資産（イ+ロ+ハ+ニ+ホ）	260,132百万円

③簡便法を採用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

イ 期首における退職給付に係る負債	2,180百万円
ロ 退職給付費用	304百万円
ハ 退職給付の支払額	△125百万円
ニ 期末における退職給付に係る負債（イ+ロ+ハ）	2,359百万円

④退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表

イ 積立型制度の退職給付債務	286,003百万円
ロ 年金資産	△260,132百万円
	25,871百万円
ハ 非積立型制度の退職給付債務	414,684百万円
ニ 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	440,556百万円
ホ 退職給付に係る負債	440,556百万円
ヘ 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	440,556百万円

⑤退職給付に関連する損益

イ 勤務費用	28,279百万円
ロ 利息費用	4,278百万円
ハ 期待運用収益	△3,766百万円
ニ 数理計算上の差異の当期の費用処理額	11,121百万円
ホ 簡便法で計算した退職給付費用	304百万円
ヘ その他	409百万円
ト 確定給付制度に係る退職給付費用（イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ）	40,625百万円

⑥その他の包括利益に計上された項目の内訳

その他の包括利益に計上した項目（税効果控除前）の内訳は、次のとおりです。

数理計算上の差異	7,084百万円
合計	7,084百万円

⑦その他の包括利益累計額に計上された項目の内訳

その他の包括利益累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は、次のとおりです。

未認識数理計算上の差異	19,301百万円
合計	19,301百万円

⑧年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

イ 生命保険一般勘定	49.8%
ロ 国内債券	23.0%
ハ 外国証券	16.2%
ニ 現金及び預貯金	6.6%
ホ 国内株式	4.5%
ヘ その他	0.0%
ト 合計（イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ）	100.0%

⑨長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑩数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における当社及び一部の連結実質子会社の主要な数理計算上の計算基礎は、次のとおりです。

イ 割引率	0.6%~0.7%
ロ 長期期待運用収益率	1.4%~3.0%

(3) 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は4,859百万円です。

36. (1) 繰延税金資産の総額は1,655,051百万円であり、繰延税金負債の総額は2,093,314百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は107,691百万円であります。繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金935,673百万円、価格変動準備金407,422百万円及び退職給付に係る負債123,036百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券評価差額金1,916,168百万円であります。
- (2) 当連結会計年度における法定実効税率は27.9%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な内訳は、社員配当準備金△18.8%であります。
37. 土地の再評価に関する法律に基づき、当社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令第2条第1号に定める公示価格及び第2条第4号に定める路線価に基づき、合理的な調整を行って算定しております。

2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		8,227,132
保険料等収入	6,069,229	
資産運用収益	1,842,333	
利息及び配当金等収入	1,596,028	
売買目的有価証券運用益	12,174	
有価証券売却益	205,481	
有価証券償還益	6,430	
その他運用収益	3,101	
特別勘定資産運用益	19,115	
その他経常収益	315,569	
経常費用		7,798,687
保険金等支払金	4,597,470	
保険金	1,323,888	
年金	975,383	
給付金	846,807	
解約返戻金	1,169,048	
その他返戻金	238,189	
再保険料	44,152	
責任準備金等繰入額	1,652,662	
責任準備金繰入額	1,630,416	
社員配当金積立利息繰入額	22,233	
契約者配当金積立利息繰入額	11	
資産運用費用	371,739	
支払利息	35,388	
金銭の信託運用損	2,563	
有価証券売却損	145,635	
有価証券評価損	19,019	
有価証券償還損	8,165	
金融派生商品費用	83,973	
為替差損	16,896	
貸倒引当金繰入額	6,368	
賃貸用不動産等減価償却費	18,969	
その他運用費用	34,760	
事業費	825,455	
その他経常費用	351,361	
経常利益		428,445
特別利益		17,400
固定資産等処分益	7,053	
負ののれん発生益	10,347	
特別損失		117,815
固定資産等処分損	8,069	
減損損失	2,327	
価格変動準備金繰入額	104,418	
社会厚生福祉事業助成金	3,000	
契約者配当準備金繰入額		13,837
税金等調整前当期純剰余		314,192
法人税及び住民税等		135,642
法人税等調整額		△102,461
法人税等合計		33,180
当期純剰余		281,011
非支配株主に帰属する当期純剰余		2,215
親会社に帰属する当期純剰余		278,795

連結損益計算書の注記

1. 減損損失に関する主な内容は、次のとおりです。

①資産をグルーピングした方法

当社及び一部の連結実質子会社は、賃貸用不動産等及び遊休不動産等については、それぞれの物件ごとに1つの資産グループとしております。また、保険事業等の用に供している不動産等については、保険事業等全体で1つの資産グループとしております。

②減損損失の認識に至った経緯

一部の資産グループに著しい収益性の低下又は時価の下落が見られたことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

③減損損失を認識した資産グループと減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

(単位：百万円)

用途	土地	建物等	合計
賃貸用不動産等	23	8	31
遊休不動産等	1,536	759	2,295
合計	1,559	767	2,327

④回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、物件により使用価値又は正味売却価額を適用しております。

なお、使用価値については、原則として将来キャッシュ・フローを3.0%~3.8%で割り引いて算定しております。また、正味売却価額については、不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額又は基準価格等をもとに算定しております。

2018年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 連結基金等変動計算書

(単位：百万円)

	基金等				
	基金	基金償却積立金	再評価積立金	連結剰余金	基金等合計
当期首残高	150,000	1,200,000	651	625,131	1,975,782
当期変動額					
社員配当準備金の積立				△218,353	△218,353
基金償却積立金の積立		50,000		△50,000	-
基金利息の支払				△790	△790
親会社に帰属する当期純剰余				278,795	278,795
基金の償却	△50,000				△50,000
土地再評価差額金の取崩				△6,299	△6,299
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				1,071	1,071
基金等以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	△50,000	50,000	-	4,424	4,424
当期末残高	100,000	1,250,000	651	629,555	1,980,206

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	4,918,602	△59,092	△60,989	28,706	△18,632	4,808,594	137,996	6,922,373
当期変動額								
社員配当準備金の積立								△218,353
基金償却積立金の積立								-
基金利息の支払								△790
親会社に帰属する当期純剰余								278,795
基金の償却								△50,000
土地再評価差額金の取崩								△6,299
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								1,071
基金等以外の項目の当期変動額(純額)	25,320	27,448	6,299	△33,559	5,138	30,646	20,776	51,423
当期変動額合計	25,320	27,448	6,299	△33,559	5,138	30,646	20,776	55,847
当期末残高	4,943,922	△31,643	△54,690	△4,853	△13,494	4,839,241	158,772	6,978,221

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

日本生命保険相互会社
代表取締役社長 清水 博 殿

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小暮和敏 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白田英生 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 牧野あや子 ㊞

当監査法人は、保険業法第54条の4第2項第1号の規定に基づき、日本生命保険相互会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの2018年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書及び注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

日本生命保険相互会社
代表取締役社長 清水 博 殿

有限責任監査法人 トー マ ツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小暮和敏 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白田英生 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 牧野あや子 ㊞

当監査法人は、保険業法第54条の10第4項の規定に基づき、日本生命保険相互会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの2018年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結基金等変動計算書、連結計算書類の作成方針及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本生命保険相互会社及び連結実質子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2018年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および支社等において業務および財産の状況を調査いたしました。また、実質子会社については、実質子会社の取締役、執行役員および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて実質子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他相互会社およびその実質子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして保険業法施行規則第23条の8に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、実質子会社の取締役、執行役員および使用人等からも必要に応じてその構築および運用の状況について報告を受け、説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（保険業法施行規則第27条の7各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案および基金等変動計算書）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書および連結基金等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2019年5月22日

日本生命保険相互会社 監査役会

社外監査役	今井	敬	敬	◎
社外監査役	豊泉	貫太郎	◎	
社外監査役	但木	敬一	◎	
社外監査役	佐藤	良二	◎	
常任監査役(常勤)	窪谷	治	◎	
監査役(常勤)	内海	弘毅	◎	

2. 評議員会に対する諮問事項およびニッセイ懇話会開催結果報告の件

(1) 評議員会に対する諮問事項

2018年度に開催した評議員会への付議事項は次の通りです。

2018年5月24日 当会社東京本部において開催

- ①2017年度決算
- ②第71回定時総代会議案
- ③経営課題への取組

2018年11月21日 当会社東京本部において開催

- ①2018年度上半期報告
- ②経営課題への取組

2019年3月5日 当会社東京本部において開催

- ①経営課題への取組

(2) ニッセイ懇話会開催結果

2018年度のニッセイ懇話会は、2019年1月から3月にかけて、全国の支社等、105会場で開催しました。総代160名を含む、ご契約者等2,385名にご出席いただき、5,784件のご意見・ご要望をいただきました。

総代会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

2018年度剰余金処分案承認の件

当期の剰余金処分につきましては、引き続き、内部留保の充実に意を用いるとともに、ご契約者への配当に努めたいと存じます。

なお、当期につきましては、当期末処分剰余金2560億7028万6032円と、社員配当平衡積立金取崩額100億円、圧縮積立金取崩額12億7004万2812円、および圧縮特別勘定積立金取崩額144億7607万4737円を合わせました、2818億1640万3581円を、剰余金として処分させていただきたいと存じます。

社員配当準備金への繰入れにつきましては、2118億1869万1481円（保険業法に基づく繰入率は99.96%）とさせていただきますと存じます。

損失填補準備金につきましては、保険業法に基づき8億1600万円とさせていただきますと存じます。

基金償却積立金につきましては、2015年度に募集いたしました基金の償却のため、500億円とさせていただきますと存じます。

基金利息につきましては、2015年度および2017年度に募集いたしました基金の契約に基づき3億5500万円とさせていただきますと存じます。

社会厚生福祉事業助成資金につきましては、30億円とさせていただきますと存じます。

圧縮積立金につきましては、151億6327万4528円とさせていただくとともに、圧縮特別勘定積立金につきましては、6億6343万7572円とさせていただきますと存じます。

結果といたしまして、次期繰越剰余金は、0円とさせていただきますと存じます。

2018年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで) 剰余金処分案

(単位：円)

科 目	金 額
当期末処分剰余金	256,070,286,032
任意積立金取崩額	25,746,117,549
社員配当平衡積立金取崩額	10,000,000,000
圧縮積立金取崩額	1,270,042,812
圧縮特別勘定積立金取崩額	14,476,074,737
計	281,816,403,581
剰余金処分額	281,816,403,581
社員配当準備金	211,818,691,481
差引純剰余金	69,997,712,100
損失填補準備金	816,000,000
基金償却積立金	50,000,000,000
基金利息	355,000,000
任意積立金	18,826,712,100
社会厚生福祉事業助成資金	3,000,000,000
圧縮積立金	15,163,274,528
圧縮特別勘定積立金	663,437,572
次期繰越剰余金	0

2018年度決算に基づく社員配当金については、保険約款の定めるところにより、次のとおり割り当てたいと存じます。

1. 個人保険および個人年金保険

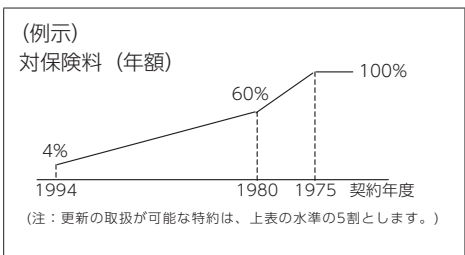
(1) 利益配当付個人保険および個人年金保険（1996年9月30日以前に締結された、これ以外の約款名称の個人保険および個人年金保険を含む。）

通常配当金	・ 保険契約ごとに次に掲げる①、②、③、④の合計額から⑤の額を控除した額とします。 (この額が負値となるときは、零とします。)
①費差益配当金	・ 保険金に費差基本配当率（別表1）を乗じた額とします。 ・ さらに、保険料払込中契約について、保険金額が2,000万円を超える部分に対し、保険金に費差上乘せ配当率（別表2）を乗じた額を加算します。
②危険差益配当金	・ 危険保険金に危険差益配当率（別表3-1）を乗じた額とします。
③災害疾病特約配当金	・ 災害保険金または入院給付日額等に災害疾病特約配当率（別表4）を乗じた額とします。
④利差益配当金	・ 責任準備金に利差益配当率（別表5）を乗じた額とします。
⑤配当調整額	・ 責任準備金に配当調整率（別表6）を乗じた額とします。

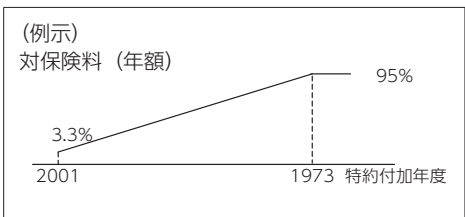
<ご参考(*)>

(例示) 1996年4月2日以後に締結された終身保険 保険金100万円につき 350円
(例示) 保険金額5,000万円（うち終身保険金500万円）の定期付終身保険 保険金100万円につき 535円
(例示) 1996年4月2日以後に締結された終身保険 男性 40歳 危険保険金100万円につき 0円
(例示) 1990年4月2日以後に締結された災害割増特約 災害保険金100万円につき 50円 1987年4月2日以後に締結された新入院医療特約 本人型 40歳 入院給付日額1,000円につき 500円
(例示) 1996年4月2日以後に締結された終身保険 月払 利差益配当率 0.00% 配当調整率 1.20%

定期健康配当金	・ 定期保険、定期保険特約等について、保険期間の満了する契約に対し、保険料（年額）に定期健康配当率（別表7）を乗じた額とします。
---------	--



災害疾病健康配当金	・ 災害入院特約、入院医療特約等について、保険期間の満了する契約、保障見直し制度の利用により消滅する契約等に対し、保険料（年額）に災害疾病健康配当率（別表8）を乗じた額とします。
-----------	---



消滅時配当金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養老保険等について、保険期間の満了する契約、死亡、解約により消滅する契約等に対し、責任準備金に消滅時配当率（別表9）を乗じた額から一時払特殊養老保険により支払われる額を控除した額とします。（この額が負値となる場合は零とします。） 	<p><ご参考(*)></p> <p>(例示) 予定利率4%の養老保険（満期・死亡） 責任準備金の2.0%（1972年度契約） から9.2%（1969年度以前契約） {注：一時払特殊養老保険により支払われる額を控除する前の率}</p>
保障見直し特別配当金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保障見直し制度の利用により消滅する契約に対し、保険金に保障見直し特別配当率（別表10）を乗じた額とします。 	<p>(例示) 保障見直し前契約が1994年度契約の定期付終身保険の場合 保障見直し前の終身保険の保険金 100万円につき 550円 保障見直し前の定期保険特約の保険金 100万円につき 25円</p>

(2) 5年ごと利差配当付個人保険および個人年金保険 [販売通称N E O]

5年ごと利差配当金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険契約ごとに、直前の5年ごとと応当日以後、次に掲げる①の額から②の額を控除し、累計した額とします。（この額が負値となる場合は零とします。また、解約・減額等により消滅する場合には、この額に75%を乗じた額とします。） 	<p><ご参考(*)></p> <p>(例示) 1998年度契約の終身保険 月払 経過年数に応じた責任準備金に対して以下のとおり設定 (利差益配当金から配当調整額を控除し、累計した額が負値となるため、零とします。)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>経過年数</th> <th>17年</th> <th>18年</th> <th>19年</th> <th>20年</th> <th>21年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>決算年度</td> <td>2014決算</td> <td>2015決算</td> <td>2016決算</td> <td>2017決算</td> <td>2018決算</td> </tr> <tr> <td>利差益配当率</td> <td>0.00%</td> <td>0.00%</td> <td>0.00%</td> <td>0.00%</td> <td>0.00%</td> </tr> <tr> <td>配当調整率</td> <td>1.35%</td> <td>1.35%</td> <td>1.35%</td> <td>1.35%</td> <td>1.35%</td> </tr> </tbody> </table>	経過年数	17年	18年	19年	20年	21年	決算年度	2014決算	2015決算	2016決算	2017決算	2018決算	利差益配当率	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	配当調整率	1.35%	1.35%	1.35%	1.35%	1.35%
経過年数	17年	18年	19年	20年	21年																					
決算年度	2014決算	2015決算	2016決算	2017決算	2018決算																					
利差益配当率	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%																					
配当調整率	1.35%	1.35%	1.35%	1.35%	1.35%																					
①利差益配当金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経過年数に応じた責任準備金に各決算年度の利差益配当率を乗じた額とします。なお、2018年度決算の利差益配当率は（別表5）のとおりとします。 																									
②配当調整額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経過年数に応じた責任準備金に各決算年度の配当調整率を乗じた額とします。なお、2018年度決算の配当調整率は（別表6）のとおりとします。 																									
5年ごと危険差配当金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約日から5年ごとの応当日が到来する契約等に対し、保険契約ごとに、直前の5年ごとと応当日以後、経過年数に応じた危険保険金に各決算年度の危険差益（死差益）配当率を乗じた額を累計した額とします。（但し、5年ごと利差配当金を負値のため零とした契約の場合は、その負値の額を合計した額とし、この額が負値となる場合は零とします。また、解約・減額等により消滅する場合には、この額に75%を乗じた額とします。） なお、2018年度の危険差益配当率は（別表3-2）のとおりとします。 	<p>(例示) 終身保険 男性 40歳 危険保険金100万円につき 0円 (2018年度決算に基づく部分)</p>																								
定期健康配当金	<ul style="list-style-type: none"> ・ (1)利益配当付個人保険および個人年金保険の定期健康配当金に同じとします。 																									
消滅時配当金	<ul style="list-style-type: none"> ・ (1)利益配当付個人保険および個人年金保険の消滅時配当金に同じとします。 																									
保障見直し特別配当金	<ul style="list-style-type: none"> ・ (1)利益配当付個人保険および個人年金保険の保障見直し特別配当金に同じとします。 																									

(3) 有配当個人保険および個人年金保険 [販売通称 E X]

5年ごと配当金	・ 契約日から5年ごとの応当日が到来する契約等に対し、保険契約ごとに、累計ポイント数に、1ポイントにつき15円を乗じた額とします。 (経過期間に応じて所要の調整を行います。)
消滅時配当金	・ 満期、死亡、解約により消滅する契約等に対し、保険契約ごとに、累計ポイント数に、1ポイントにつき5円を乗じた額とします。 (消滅事由等に応じて所要の調整を行います。)
保障見直し特別配当金	・ 保障見直し制度の利用により消滅する契約に対し、保険契約ごとに、累計ポイント数に、1ポイントにつき5円を乗じた額とします。

ここで累計ポイント数は、経過年数に応じて対応する各決算に基づくポイントを用いて計算し、累計した数とします。

なお、2018年度決算に加算するポイントは以下のとおりとします。

通常ポイント	・ 責任準備金に通常ポイント率 (別表11) を乗じた数とします。	<ご参考(*)> (例示) 2001年4月2日以後に締結された 終身保険 月払 責任準備金100万円につき 34ポイント
定期健康ポイント	・ 保険料払込免除事由が発生していない場合、危険保険金に定期健康ポイント率 (別表12) を乗じた数とします。	(例示) 2007年4月2日から2010年3月31日に締結された 終身保険 男性 40歳 危険保険金100万円につき 1.4ポイント
災害疾病健康ポイント	・ 保険料 (年額) に災害疾病健康ポイント率 (別表13) を乗じた数とします。	(例示) 総合医療特約 保険料 (年額) 1万円につき 0ポイント

(4) 個人保険 (有配当) および個人年金保険 (有配当)

通常配当金	・ 保険契約ごとに次に掲げる①、②、③、④の合計額に経過係数 (別表14) を乗じた額とします。	<ご参考(*)>
①費差益配当金	・ 保険金に費差益配当率 (別表15) を乗じた額とします。	(例示) 終身保険 保険金100万円につき 0円
②危険差益配当金	・ 危険保険金に危険差益配当率 (別表3-3) を乗じた額とします。	(例示) 2018年4月1日以後に締結された 終身保険 男性 40歳 危険保険金100万円につき 25円
③災害疾病配当金	・ 入院給付日額等に災害疾病配当率 (別表16) を乗じた額とします。	(例示) 総合医療保険 基本型 男性 40歳 入院給付日額1,000円につき 30円
④利差益配当金	・ 責任準備金に利差益配当率 (別表5) を乗じた額とします。	(例示) 2017年4月2日以後に締結された 終身保険 月払 利差益配当率 1.45%

2. 団体保険

- | | |
|------------------------------|---------------------------------|
| (1) 団体定期保険 | : 危険差益（死差益）に配当率（別表17）を乗じた額とします。 |
| (2) 総合福祉団体定期保険 | : 危険差益（死差益）に配当率（別表18）を乗じた額とします。 |
| (3) 新団体定期保険 | : 危険差益（死差益）に配当率（別表19）を乗じた額とします。 |
| (4) 団体信用生命保険、
消費者信用団体生命保険 | : 危険差益（死差益）に配当率（別表20）を乗じた額とします。 |
| (5) 心身障害者扶養者生命保険 | : 零とします。 |
| (6) 団体終身保険 | : 零とします。 |

3. 団体年金保険

- | | |
|---|--|
| ・次に掲げる(a)、(b)および(c)を合計した額とします。（この額が負値となるときは、零とします。） | |
| (a) 責任準備金に配当率（別表21）を乗じた額 | |
| (b) 遺族年金特約の付加された契約について、被保険者数に応じて危険差益（死差益）に50%から95%を乗じた額 | |
| (c) 責任準備金関係損益額 | |

4. 財形保険および財形年金保険

- | |
|----------------------------|
| ・責任準備金に配当率（別表22）を乗じた額とします。 |
|----------------------------|

5. 医療保障保険

- | | |
|------------------|---|
| (1) 医療保障保険（個人型） | : 被保険者の到達年齢に応じて、基準日額1,000円につき
男性：583円から837円までの額とします。
女性：733円から987円までの額とします。 |
| (2) 医療保障保険（団体型） | : 被保険者数に応じて、危険差益（死差益）に25%から70%を乗じた額とします。 |
| (3) 新医療保障保険（団体型） | : 被保険者数に応じて、危険差益（死差益）に30%から50%を乗じた額とします。
（但し、会社所定の要件に基づき退職者等を引き続いて被保険団体に含める場合は、被保険者数に応じて、危険差益（死差益）に20%から40%を乗じた額とします。） |
| (4) 総合医療保険（団体型） | : 被保険者数に応じて、危険差益（死差益）に50%から70%を乗じた額とします。
（但し、会社所定の要件に基づき退職者等を引き続いて被保険団体に含める場合は、被保険者数に応じて、危険差益（死差益）に40%から60%を乗じた額とします。） |

6. 団体就業不能保障保険

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 団体就業不能保障保険 | : 被保険者数に応じて、危険差益（死差益）に10%から30%を乗じた額とします。 |
| (2) 新団体就業不能保障保険 | : 被保険者数に応じて、危険差益（死差益）に30%から50%を乗じた額とします。 |

本議案に基づく社員配当金の算出の詳細については、会社の定める社員配当金算出に関する運営要領を適用します。

(*) <ご参考>の部分につきましては、社員配当金割当をご理解いただくための参考情報であり、決議の対象ではありません。

(別表1) 費差基本配当率 (例示)

【1996年4月2日以後1999年4月1日以前締結契約の例】

(保険金*100万円につき)

種類 (例示)	配当率*2
養老保険 終身保険 年金保険 (年金支払開始日前) で保険料払込中の契約	350 円
定期保険 3大疾病保障定期保険 定期保険特約 生存給付金付定期保険特約 生活保障特約 3大疾病保障定期保険特約 新生存給付金付定期保険特約 で保険料払込中の契約	200
生存給付金付定期保険	260
育英年金付こども保険 (H2)	0

(注)・例示として掲げる保険種類および契約締結時期以外の保険種類に対する配当率は、別表記載の配当率に準じて設定します。なお、保険料計算基礎率が相違する保険種類については、所要の調整を行います。(別表3-1)、(別表3-2)、(別表3-3)、(別表4)、(別表9)、(別表10)、(別表11) および (別表12) において掲げられた例示以外の配当率等についても、各別表記載の配当率等に準じて設定または調整を行います。)

- *1 保険金は、保険種類に応じた読み替えを行います。(別表2)、(別表10) および (別表15) において同様の取扱とします。)
- *2 生存給付金付定期保険特約および新生存給付金付定期保険特約については、保険金100万円につき生存給付金の平均給付割合×150円を加えた額とします。

(別表2) 費差上乘せ配当率

(保険金100万円につき)

保険契約ごとの合計保険金額	配当率*
5,000万円以上	535 円
3,000万円以上5,000万円未満	435
2,000万円超 3,000万円未満	335

(注) *1999年4月2日以後に締結された変額保険は、配当率を零とします。

(別表3-1) 危険差益配当率 (例示)

【1996年4月2日以後1999年4月1日以前締結契約の例】

(危険保険金100万円につき)

種類 (例示)	性別	配当回数	配当率*						
			(到達年齢)						
			(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)	
養老保険 終身保険 定期保険 生存給付金付定期保険 育英年金付こども保険 (H2) 定期保険特約 生活保障特約 生存給付金付定期保険特約 新生存給付金付定期保険特約 年金保険 (年金支払開始日前)	新規契約	男	5回目以下	円	円	円	円	円	円
			9回目以下	330	140	130	230	2,060	3,590
			10回目以上	0	0	0	0	0	0
		女	5回目以下	40	50	120	280	1,020	3,150
			9回目以下	40	30	120	240	1,020	3,150
			10回目以上	0	0	0	0	0	0
	転換契約	男	5回目以下	290	100	90	150	2,060	3,130
			9回目以下	290	80	90	150	2,060	3,130
			10回目以上	0	0	0	0	0	0
		女	5回目以下	30	30	80	270	910	2,860
			9回目以下	30	10	80	230	910	2,860
			10回目以上	0	0	0	0	0	0
3大疾病保障定期保険 3大疾病保障定期保険特約	新規契約	男	9回目以下	260	60	530	1,490	1,040	2,840
			10回目以上	50	60	180	490	1,040	2,840
		女	9回目以下	20	60	140	430	920	6,540
			10回目以上	20	60	140	430	790	1,910
	転換契約	男	9回目以下	220	10	390	1,100	200	480
			10回目以上	10	10	40	100	200	480
		女	9回目以下	10	10	20	90	290	5,020
			10回目以上	10	10	20	90	160	390
疾病障害保障定期保険特約	新規契約	男	9回目以下	410	230	530	1,090	4,120	12,530
			10回目以上	0	0	0	0	0	0
		女	9回目以下	40	190	550	1,220	3,710	8,840
			10回目以上	0	0	0	0	0	0
	転換契約	男	9回目以下	370	190	460	840	2,880	8,080
			10回目以上	0	0	0	0	0	0
		女	9回目以下	30	170	500	1,090	3,340	7,930
			10回目以上	0	0	0	0	0	0
介護保障特約 新介護保障特約	男	9回目以下	10	10	0	780	2,230	6,400	
		10回目以上	0	0	0	0	0	0	
	女	9回目以下	0	0	0	230	1,620	5,260	
		10回目以上	0	0	0	0	0	0	

(注) * 主契約の契約締結日から9年以上経過して締結される特約については、配当回数10回目以上の率とします。

(別表3-2) 危険差益配当率 (例示)

(危険保険金100万円につき)

種類 (例示)	性別	経過年数	配当率*					
			(到達年齢)					
			(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)
養老保険 終身保険 定期保険 生存給付金付定期保険 定期保険特約 生活保障特約 生存給付金付定期保険特約 新生存給付金付定期保険特約	男	9年以下	円 290	円 0	円 70	円 130	円 1,830	円 3,020
		9年超	0	0	0	0	0	0
	女	9年以下	20	0	70	160	880	2,790
		9年超	0	0	0	0	0	0
3大疾病保障定期保険特約	男	9年以下	210	0	350	1,000	0	0
		9年超	0	0	0	0	0	0
	女	9年以下	0	0	0	0	130	4,630
		9年超	0	0	0	0	0	0
疾病障害保障定期保険特約	男	9年以下	360	180	440	770	2,550	6,920
		9年超	0	0	0	0	0	0
	女	9年以下	30	160	490	1,060	3,240	7,700
		9年超	0	0	0	0	0	0
介護保障特約 新介護保障特約	男	9年以下	0	0	0	640	1,940	5,790
		9年超	0	0	0	0	0	0
	女	9年以下	0	0	0	130	1,380	4,680
		9年超	0	0	0	0	0	0

(注) *①主契約の契約締結日から9年以上経過して締結される特約については、経過年数9年超の率とします。
 ②旧同和生命保険株式会社から移転後の保険契約は、前記の定めにかかわらず配当率を零とします。

(別表3-3) 危険差益配当率 (例示)

【2012年4月2日以後2018年3月31日以前締結契約の例】

(危険保険金100万円につき)

種類 (例示)	性別	配当回数 (例示)	配当率*					
			(到達年齢)					
			(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)
養老保険 定期保険 終身保険 年金保険 (年金支払開始日前) 生存給付金付定期保険 こども保険 傷害保障重点期間設定型長期定期保険 継続サポート3大疾病保障保険 (継続サポート年金支払期間開始前)	男	1回目	円 225	円 168	円 315	円 931	円 1,983	円 7,187
		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		9回目	57	48	59	149	312	1,000
	女	10回目以上	36	29	37	68	134	335
		1回目	41	127	102	241	308	2,145
		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
3大疾病保障保険 出産サポート給付金付3大疾病保障保険	男	1回目	305	148	955	1,581	3,653	12,107
		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		9回目	57	48	128	221	497	1,547
	女	10回目以上	36	29	37	68	134	335
		1回目	341	417	702	1,121	2,168	4,995
		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
身体障害保障保険	男	9回目	69	48	76	127	247	541
		10回目以上	36	29	37	68	134	335
		1回目	191	217	422	421	488	3,265
	女	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		9回目	22	39	66	83	132	492
		10回目以上	11	26	27	48	83	176
介護保障保険	男	1回目	225	108	225	781	763	3,897
		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		9回目	57	48	59	132	207	635
	女	10回目以上	36	29	37	68	134	335
		1回目	51	97	292	431	308	2,155
		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	9回目	19	39	52	84	132	368	
	10回目以上	11	26	27	48	83	176	

(注) *①例示の配当回数間における配当率は、配当回数1回あたり均等に減少させた率に所要の調整をした率とします。(本別表および別表12)において同様の取扱とします。ただし、(別表12)においては配当回数をポイント加算回数と読み替えます。

②継続サポート3大疾病保障保険(継続サポート年金支払期間開始前)については、第2危険保険金100万円につき下記に定める額を加えた額とします。

(第2危険保険金100万円につき)

種類	性別	配当回数 (例示)	配当率					
			(到達年齢)					
			(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)
継続サポート3大疾病保障保険 (継続サポート年金支払期間開始前)	男	1回目	円 70	円 70	円 560	円 1,270	円 3,470	円 10,060
		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
		9回目	8	8	62	141	386	1,118
	女	10回目以上	0	0	0	0	0	0
		1回目	160	160	640	960	2,000	5,250
		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	9回目	18	18	71	107	222	583	
	10回目以上	0	0	0	0	0	0	

【2018年4月1日以後締結契約の例】

(危険保険金100万円につき)

種類 (例示)	性別	配当回数	配当率					
			(到達年齢)					
			(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)
養老保険 定期保険 終身保険 年金保険 (年金支払開始日前) 生存給付金付定期保険 こども保険 傷害保障重点期間設定型長期定期保険 3大疾病保障保険 継続サポート3大疾病保障保険 (継続サポート年金支払期間開始前) 特定重度疾病保障保険 出産サポート給付金付3大疾病保障保険 身体障害保障保険 介護保障保険	男	—	円	円	円	円	円	円
	女	—	15	8	25	51	103	227
			1	7	22	41	68	145

ただし、逓増定期保険については、下表のとおりとします。

【2012年4月2日以後2016年6月19日以前締結契約の例】

(危険保険金100万円につき)

種類	性別	配当回数 (例示)	配当率					
			(到達年齢)					
			(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)
逓増定期保険	男	1回目	円	円	円	円	円	円
		}	465	138	395	1,031	4,103	10,407
		9回目	297	18	139	249	2,432	4,220
		10回目以上	36	0	37	68	134	335
	女	1回目	71	87	182	451	1,208	5,165
		}	}	}	}	}	}	}
		9回目	49	0	126	288	1,032	3,387
		10回目以上	11	0	27	48	83	176

【2016年6月20日以後締結契約の例】

(危険保険金100万円につき)

種類	性別	配当回数 (例示)	配当率					
			(到達年齢)					
			(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)
逓増定期保険	男	1回目	円	円	円	円	円	円
		}	225	168	315	931	1,983	7,187
		9回目	57	48	59	149	312	1,000
		10回目以上	36	29	37	68	134	335
	女	1回目	41	127	102	241	308	2,145
		}	}	}	}	}	}	}
		9回目	19	39	46	78	132	367
		10回目以上	11	26	27	48	83	176

また、予定利率変動型一時払逓増終身保険および指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険については、契約締結時期にかかわらず、下表のとおりとします。

(危険保険金100万円につき)

種類	性別	配当回数	配当率					
			(到達年齢)					
			(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)
予定利率変動型一時払逓増終身保険 指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険	—	—	円	円	円	円	円	円
			0	0	0	0	0	0

(別表4) 災害疾病特約配当率 (例示)

(災害保険金100万円につき*)

種類 (例示)	配当率	
	男性	女性
災害保障特約 (本人型)	1,280 円	1,650 円
交通災害保障特約	930	1,110
災害倍額支払定期保険特約	350	500
定期保険災害給付特約	450	600
災害割増特約 (58)、(60) (1990年4月2日以後契約)	50	50
新傷害特約 (本人型) (1990年4月2日以後契約)	50	50
新災害入院特約 (本人型)	150	300
特定損傷特約	350	150

(注) * ①新災害入院特約については、「入院給付日額1,000円につき」と読み替えます。
②特定損傷特約については、「給付金10万円につき」と読み替えます。

(入院給付日額1,000円につき*)

種類 (例示)	到達年齢	配当率
手術給付金付疾病入院給付特約 (51)	—	100 円
疾病入院特約 (本人型)	—	100
新入院医療特約 (本人型)	49歳以下	500
	50歳以上	400
新成人病割増入院医療特約 (2倍型)	39歳以下	260
	40歳以上49歳以下	270
	50歳以上59歳以下	250
	60歳以上	290
新成人病割増入院医療特約 (3倍型)	39歳以下	180
	40歳以上49歳以下	190
	50歳以上59歳以下	200
	60歳以上	260
新成人病入院医療特約	39歳以下	20
	40歳以上49歳以下	40
	50歳以上59歳以下	100
	60歳以上	190
通院特約 (本人型)	39歳以下	50
	40歳以上49歳以下	80
	50歳以上59歳以下	130
	60歳以上	220
長期入院特約 (本人型)	19歳以下	10
	20歳以上29歳以下	20
	30歳以上39歳以下	50
	40歳以上49歳以下	60
	50歳以上59歳以下	100
	60歳以上	150
女性入院特約	19歳以下	0
	20歳以上29歳以下	30
	30歳以上39歳以下	80
	40歳以上49歳以下	90
	50歳以上59歳以下	100
	60歳以上	150
総合医療特約	—	0

(注) * 通院特約は、「通院日額1,000円につき」と読み替えます。

(別表5) 利差益配当率

(責任準備金に対して)

予定利率	配当率
1.5%以下	(1.85% - 予定利率)
1.5%超1.75%以下	(1.75% - 予定利率)

ただし、以下に掲げる保険種類については、次のとおりとします。

(責任準備金に対して)

種類	配当率
一時払養老保険、一時払年金保険、一時払生存保障重点型年金保険、一時払終身保険、予定利率変動型一時払逋増終身保険、指定通貨建積立利率変動型一時払終身保険	0%

(注) 旧同和生命保険株式会社から移転後の保険契約は、上記に準じた配当率とします。

(別表6) 配当調整率

(責任準備金に対して)

予定利率	配当調整率
1.75%超2%以下	(予定利率 - 1.75%)
2%超3%以下	(予定利率 - 1.55%)
3%超4%以下	(予定利率 - 1.35%)
4%超5%以下	(予定利率 - 1.15%)
5%超	(予定利率 - 0.95%)

ただし、以下に掲げる保険種類については、次のとおりとします。

(責任準備金に対して)

種類	配当調整率
1995年9月25日以後締結された一時払養老保険	(予定利率 - 1.50%)
1998年4月2日以後締結された一時払年金保険	(予定利率 - 1.35%)
1998年4月2日以後締結された一時払生存保障重点型年金保険	
1998年6月25日以後締結された一時払終身保険	(予定利率 - 1.20%)

(注) 旧同和生命保険株式会社から移転後の保険契約は、上記に準じた調整率とします。

(別表7) 定期健康配当率 (例示)

(保険料 (年額) *1に対して)

契約年度*2 (例示)	配当率*3
1975年度以前	100.0% [50.0%]
}	}
1980年度	60.0 [30.0]
}	}
1994年度	4.0 [2.0]

(注)・定期健康配当金は以下の保険種類を対象とします。

定期保険、3大疾病保障定期保険、暮しの保険の定期部分、定期保険特約、増加保険特約 (増加暮しの定期部分)、配偶者定期保険特約、こども定期保険特約、生活保障特約および通減定期保険特約

*1①保険料 (年額) については、当該配当金の対象となる保険種類を対象とします。(別表8)、(別表12) および (別表13) において同様の取扱とします。)

②更新後の特約については、主契約の契約締結日から当該特約の締結日までの経過期間に応じ、保険料 (年額) の以下の割合に対して計算します。

10年以下 9割、10年超15年以下 8割、15年超20年以下 7割、20年超 5割

*2①被転換契約から移管された責任準備金に基づく部分についての契約年度は、被転換契約の契約年度を適用します。(別表9) および (別表10) において同様の取扱とします。)

②更新後の特約についての契約年度は、主契約の契約年度を適用します。

*3①例示の契約年度間における配当率は、1年あたり均等に減少させた率とします。(別表8) および (別表10) において同様の取扱とします。)

②終身保険または生存保障重点型年金保険に付加されている特約が保険期間の満了により消滅し、かつ特約の更新を取り扱うことが可能な契約については、[] 内の配当率を適用します。

③増加保険特約 (増加暮しの定期部分) については、上記の1割とします。

④更新後の特約の配当率は、既に支払われた消滅時配当率 (定期) または定期健康配当率を控除した率とします。(この率が負値となるときは、零とします。)

(別表8) 災害疾病健康配当率 (例示)

(保険料 (年額) に対して)

特約付加年度* (例示)	配当率
1973年度以前	95.0%
}	}
2001年度	3.3

(注)・災害疾病健康配当金は総合医療特約、および以下の災害特約および疾病特約を対象とします。

(災害特約)

家族保障選択権付災害入院特約、災害入院特約、こども災害入院特約、新災害入院特約およびこども新災害入院特約

(疾病特約)

手術給付金付疾病入院給付特約、手術給付金付疾病入院給付特約 (51)、手術給付金付成人病・疾病入院給付特約、手術給付金付成人病入院給付特約、疾病入院特約、成人病割増疾病入院特約、成人病入院特約、こども疾病入院特約、入院医療特約、成人病割増入院医療特約、成人病入院医療特約、こども入院医療特約、新入院医療特約、こども新入院医療特約、新成人病割増入院医療特約、新成人病入院医療特約および女性入院特約

*①災害特約について、転換契約についての特約付加年度は、被転換契約の契約年度を適用します。

②疾病特約について、1997年3月31日以前の転換契約についての特約付加年度は、被転換契約の契約年度を適用します。

(別表9) 消滅時配当率 (例示)

・ 1955年度以後契約

(責任準備金に対して)

契約年度	配当率*			
	予定利率4%以下契約		予定利率4%超契約	
	満期、死亡等により 消滅する契約	解約等により 消滅する契約	満期、死亡等により 消滅する契約	解約等により 消滅する契約
1968年度以前	9.2 %	4.4 %	4.4 %	—
1969	9.2	4.4	2.0	—
1970	6.8	2.0	—	—
1971	4.4	—	—	—
1972	2.0	—	—	—

(注) ①保障見直し制度の利用により消滅する契約は、消滅時配当金の対象外とします。

②以下に掲げる契約は、消滅時配当金の対象外とします。

年金支払開始後契約、増加年金保険特約、年金特約および(別表7)に掲げる定期健康配当金の対象となる保険種類

* ①一時払特殊養老保険により支払われる額を控除する前の率を記載しています。

②増加保険特約については、上記の1割とします。

(別表10) 保障見直し特別配当率 (例示)

(保険金100万円につき)

種類 (例示)		契約締結時期	配当率
			円
利益配当付個人保険	養老保険	1993年3月31日以前	750
	終身保険		
	生存給付金付定期保険		
	生存給付金付定期保険特約		
利益配当付個人年金保険	新生存給付金付定期保険特約	1998年4月1日以後	150
5年ごと利差配当付個人保険	育英年金付こども保険 (H2)		
5年ごと利差配当付個人年金保険	年金保険	1990年3月31日以前	50
5年ごと利差配当付個人年金保険	定期保険		
	3大疾病保障定期保険		
	定期保険特約		
	生活保障特約		
	3大疾病保障定期保険特約	1998年4月1日以後	5

(別表11) 通常ポイント率 (例示)

(責任準備金100万円につき)

予定利率 (例示)	保険期間	ポイント率*
1.65%	5年以下	50
	5年超10年以下	40
	10年超20年以下	36
	20年超	34
2.15%	—	0

ただし、以下に掲げる保険種類については、次のとおりとします。

(責任準備金100万円につき)

種類	ポイント率
一時払養老保険、一時払年金保険、一時払生存保障重点型年金保険、一時払終身保険、一時払終身保険に付加される定期保険特約、一時払総合保障終身保険	0

- (注) *①保険期間が終身の保険契約および年金支払開始後契約については、保険期間20年超のポイント率を適用します。
②年金支払開始後契約（年金特約は除く）については、上記の1割とします。
③年金特約については、上記の5割とします。

(別表12) 定期健康ポイント率 (例示)

【2007年4月2日以後締結契約の例】

(危険保険金100万円につき)

種類 (例示)	性別	ポイント 加算回数 (例示)	保険期間 (例示)	ポイント率*					
				(到達年齢)					
				(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)
定期保険特約 定期保険 養老保険 終身保険 育英年金付子ども保険 生存給付金付定期保険 新生存給付金付定期保険特約 疾病障害保障定期保険特約 介護保障定期保険特約	男	1回目	5年以下	ポイント 12.8	ポイント 8.7	ポイント 16.0	ポイント 45.8	ポイント 100.6	ポイント 344.9
			5年超10年以下	10.2	6.9	12.8	36.6	80.5	275.9
			10年超20年以下	9.2	6.2	11.5	33.0	72.4	248.3
			20年超	8.7	5.9	10.8	31.1	68.4	234.5
		9回目	5年以下	3.0	2.6	3.2	7.6	15.7	48.0
			5年超10年以下	2.4	2.1	2.5	6.1	12.6	38.4
			10年超20年以下	2.1	1.9	2.3	5.5	11.3	34.6
			20年超	2.0	1.8	2.1	5.2	10.7	32.6
		10回目以上	5年以下	1.9	1.7	2.0	3.2	6.4	16.2
			5年超10年以下	1.5	1.3	1.6	2.6	5.1	13.0
			10年超20年以下	1.3	1.2	1.4	2.3	4.6	11.7
			20年超	1.3	1.1	1.4	2.2	4.4	11.0
	女	1回目	5年以下	2.9	6.3	5.3	12.1	15.7	104.7
			5年超10年以下	2.3	5.0	4.2	9.6	12.6	83.7
			10年超20年以下	2.1	4.5	3.8	8.7	11.3	75.3
			20年超	1.9	4.3	3.6	8.2	10.7	71.2
		9回目	5年以下	1.0	1.7	2.4	4.0	6.4	17.6
			5年超10年以下	0.8	1.3	1.9	3.2	5.1	14.0
			10年超20年以下	0.7	1.2	1.7	2.8	4.6	12.6
			20年超	0.6	1.1	1.6	2.7	4.4	11.9
		10回目以上	5年以下	0.6	1.0	1.5	2.5	4.0	8.7
			5年超10年以下	0.4	0.8	1.2	2.0	3.2	7.0
			10年超20年以下	0.4	0.7	1.0	1.8	2.9	6.3
			20年超	0.4	0.7	1.0	1.7	2.7	5.9
3大疾病保障定期保険 3大疾病保障定期保険特約 再発3大疾病保障定期保険特約	男	1回目	5年以下	13.3	15.2	31.5	51.3	122.1	330.9
			5年超10年以下	10.6	12.1	25.2	41.0	97.7	264.7
			10年超20年以下	9.6	10.9	22.6	36.9	87.9	238.2
			20年超	9.0	10.3	21.4	34.9	83.0	225.0
		9回目	5年以下	3.0	2.6	4.8	8.2	18.1	46.5
			5年超10年以下	2.4	2.1	3.8	6.6	14.5	37.2
			10年超20年以下	2.1	1.9	3.5	5.9	13.0	33.4
			20年超	2.0	1.8	3.3	5.6	12.3	31.6
		10回目以上	5年以下	1.9	1.7	2.0	3.2	6.4	16.2
			5年超10年以下	1.5	1.3	1.6	2.6	5.1	13.0
			10年超20年以下	1.3	1.2	1.4	2.3	4.6	11.7
			20年超	1.3	1.1	1.4	2.2	4.4	11.0
	女	1回目	5年以下	10.4	16.3	2.4	4.0	6.4	119.2
			5年超10年以下	8.3	13.0	1.9	3.2	5.1	95.3
			10年超20年以下	7.5	11.7	1.7	2.8	4.6	85.8
			20年超	7.0	11.1	1.6	2.7	4.4	81.0
		9回目	5年以下	1.5	2.1	2.4	4.0	6.4	19.2
			5年超10年以下	1.2	1.7	1.9	3.2	5.1	15.3
			10年超20年以下	1.0	1.5	1.7	2.8	4.6	13.8
			20年超	1.0	1.4	1.6	2.7	4.4	13.0
		10回目以上	5年以下	0.6	1.0	1.5	2.5	4.0	8.7
			5年超10年以下	0.4	0.8	1.2	2.0	3.2	7.0
			10年超20年以下	0.4	0.7	1.0	1.8	2.9	6.3
			20年超	0.4	0.7	1.0	1.7	2.7	5.9

(危険保険金100万円につき)

種類 (例示)	性別	ポイント 加算回数 (例示)	保険期間 (例示)	ポイント率*					
				(到達年齢)					
				(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)
生活保障特約 年金保険 (年金支払開始日前)	男	1回目	10年超20年以下	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント
		}		9.0	6.0	11.0	33.0	72.0	248.0
		}		}	}	}	}	}	}
		9回目		2.0	2.0	2.0	5.0	11.0	35.0
	10回目以上	1.0		1.0	1.0	2.0	5.0	12.0	
	女	1回目		2.0	5.0	4.0	9.0	11.0	75.0
		}		}	}	}	}	}	}
		9回目		1.0	1.0	2.0	3.0	5.0	13.0
10回目以上		0	1.0	1.0	2.0	3.0	6.0		
新介護保障特約	-	-	-	0	0	0	0	0	0

(注) *①保険期間が終身の保険契約については、保険期間20年超のポイント率を適用します。

②主契約の契約締結日から9年以上経過して締結される特約については、ポイント加算回数10回目以上の率とします。

また、逓増定期保険および新逓増定期保険 (H18) については、下表のとおりとします。

(危険保険金100万円につき)

種類	性別	ポイント 加算回数 (例示)	保険期間 (例示)	ポイント率*					
				(到達年齢)					
				(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)
逓増定期保険 新逓増定期保険 (H18)	男	1回目	10年超20年以下	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント
		}		19.7	5.9	14.0	37.7	138.3	357.0
		}		}	}	}	}	}	}
		9回目		12.6	1.5	4.8	10.2	77.2	143.3
	10回目以上	1.3		0.8	1.4	2.3	4.6	11.7	
	女	1回目		2.8	3.5	6.3	14.4	43.0	175.8
		}		}	}	}	}	}	}
		9回目		1.4	0.1	4.2	8.6	36.3	113.1
10回目以上		0.4	0	1.0	1.8	2.9	6.3		

(注) *定期健康ポイントの対象となる保険種類ごとに保険料 (年額) に下記に定めるポイント率を乗じた数を危険保険金額で除した率が、上記に定めるポイント率を上回る場合には、その差額を上記に定めるポイント率に加算します。

(保険料 (年額) 1万円につき)

種類	逓増率変更年度	ポイント加算回数	ポイント率
逓増定期保険	第6保険年度	5回目以下	ポイント 1.20
		6回目以上	5.00
	第10保険年度	5回目以下	1.20
		6回目以上9回目以下	1.00
		10回目以上	5.00
	第15保険年度	5回目以下	1.20
		6回目以上14回目以下	1.00
	15回目以上	5.00	
新逓増定期保険 (H18)	-	-	0

(別表13) 災害疾病健康ポイント率

(保険料(年額)1万円につき)

種類	ポイント率
新災害入院特約(H11) こども新災害入院特約(H11)	2.5
新入院医療特約(H11) こども新入院医療特約(H11) 新成人病入院医療特約(H11) 女性入院特約(H11)	5
入院医療保険 総合医療特約 新がん入院特約 総合医療保険	0

(保険料(年額)*1万円につき)

種類	ポイント率	
	災害部分 ポイント	疾病部分 ポイント
総合保障終身保険	2.5	5

(注) *①災害部分については、契約年齢に応じ保険料(年額)の以下の割合に対して計算します。

契約年齢19歳以下0.5割、20歳以上29歳以下0.4割、30歳以上39歳以下0.3割、40歳以上49歳以下0.2割、50歳以上0.1割

②疾病部分については、男性は保険料(年額)の2.5割、女性は保険料(年額)の3割に対して計算します。

(別表14) 経過別係数(例示)

種類(例示)	保険期間	係数						
		(経過年数)*						
		(1年)	(5年)	(10年)	(15年)	(20年)	(25年)	(30年)
養老保険 年金保険(年金支払開始日前) 低解約払戻金型長寿生存保険 (年金支払開始日前) こども保険 生存給付金付定期保険 傷害保障重点期間設定型長期定期保険	10年以下	50%	110%	110%	—%	—%	—%	—%
	10年超20年以下	50	69	92	115	115	—	—
	20年超	50	60	72	84	96	108	120
定期保険 終身保険 3大疾病保障保険 継続サポート3大疾病保障保険 (継続サポート年金支払期間開始前) 特定重度疾病保障保険 出産サポート給付金付3大疾病保障保険 身体障害保障保険 介護保障保険 総合医療保険 がん医療保険 こども総合医療保険	10年以下	55	115	115	—	—	—	—
	10年超20年以下	55	74	97	120	120	—	—
	20年超	55	65	77	89	101	113	125
逓増定期保険	—	50	105	105	105	105	105	105

(注)・年金支払開始後契約および継続サポート年金支払期間中の契約については、100%とします。

*①保障見直し制度または一部保障見直し制度の利用により締結される契約については、経過年数に所要の調整を行います。

②保険期間が終身の保険契約については、保険期間20年超の係数を適用します。

(別表15) 費差益配当率 (例示)

(保険金100万円につき)

種類 (例示)	配当率
養老保険 定期保険 終身保険 年金保険 低解約払戻金型長寿生存保険 生存給付金付定期保険 こども保険 傷害保障重点期間設定型長期定期保険 通増定期保険 3大疾病保障保険 継続サポート3大疾病保障保険 特定重度疾病保障保険 出産サポート給付金付3大疾病保障保険 身体障害保障保険 介護保障保険	0円

(別表16) 災害疾病配当率 (例示)

(入院給付日額1,000円につき*)

種類	性別	配当率					
		(到達年齢)					
		(20歳)	(30歳)	(40歳)	(50歳)	(60歳)	(70歳)
総合医療保険 (基本型)	男	20円	20円	30円	40円	90円	170円
	女	20	50	30	40	60	120
総合医療保険 (特定疾病倍額型)	男	20	30	40	70	150	290
	女	20	50	40	50	90	180
総合医療保険 (女性特定疾病倍額型)	男	—	—	—	—	—	—
	女	30	70	50	50	80	160
がん医療保険	男	0	0	0	10	30	70
	女	0	0	10	10	20	40
こども総合医療保険	—	20	20	20	20	20	20
特定損傷保険 就業不能保険 入院総合保険	—	0	0	0	0	0	0

(注) *①特定損傷保険については、「給付金10万円につき」と読み替えます。

②就業不能保険については、「長期就業不能給付月額10万円につき」と読み替えます。

③入院総合保険については、「入院給付金10万円につき」と読み替えます。

(別表17) 団体定期保険配当率

(危険差益に対して)

団体の被保険者数*1		配当率					
		加入率*2					
		25%以上35%未満	10%以上25%未満	10%未満			
25人以上	25人未満	14 %	— %	— %	— %	— %	
100人以上	100人未満	28	20	11	7		
200人以上	200人未満	40	30	18	12		
350人以上	350人未満	48	36	24	17		
500人以上	500人未満	53	42	29	21		
1,000人以上	1,000人未満	63	50	38	28		
2,000人以上	2,000人未満	74	63	48	37		
3,500人以上	3,500人未満	84	71	59	50		
5,000人以上	5,000人未満	90	81	68	59		
1万人以上	1万人未満	95	86	76	67		
		97	92	82	78		

(注)・年金払特約部分については、予定利率が1.50%の部分については、責任準備金の額に0.35%を乗じた額、予定利率が1.00%の部分については、責任準備金の額に0.85%を乗じた額、予定利率が0.70%の部分については、責任準備金の額に1.15%を乗じた額をそれぞれ割り当てます。(総合福祉団体定期保険、新団体定期保険および3大疾病保障保険(団体型)に付加される年金払特約部分についても同様の取扱とします。)

*1 団体の被保険者数は、主契約の被保険者数とします。(別表18)、(別表19) および (別表20) において同様の取扱とします。)

*2 基準加入率等に関する会社所定の要件を満たさない場合には、当該加入率区分に応じた配当率を適用します。(別表19) において同様の取扱とします。)

(別表18) 総合福祉団体定期保険配当率

(危険差益に対して)

団体の被保険者数		支払率*1			
		40%超	25%超40%以下	10%超25%以下	10%以下
		配当率*2			
25人未満		14 %	14 %	14 %	14 %
25人以上	100人未満	28	28	28	28
100人以上	200人未満	40	40	40	40
200人以上	350人未満	48	48	48	48
350人以上	500人未満	53	53	53	53
500人以上	1,000人未満	63 [63]	63 [72]	63 [76]	63 [78]
1,000人以上	2,000人未満	74 [74]	74 [84]	74 [87]	74 [89]
2,000人以上	3,500人未満	84	90.3	91.8	92.5
3,500人以上	5,000人未満	90	94.1	95.0	95.4
5,000人以上	1万人未満	95	97.1	97.5	97.9
1万人以上		97	98.1	98.4	98.7

(注) *1 支払率 = $\frac{\text{保険金および給付金支払額}}{\text{純保険料額}}$ とします。

*2 被保険者数が500人以上1,000人未満の団体については3年通算の支払率、1,000人以上2,000人未満の団体については2年通算の支払率が判明している場合には、それぞれ [] 内の配当率を適用します。

(別表19) 新団体定期保険配当率

(危険差益に対して)

団体の被保険者数		配当率		
			加入率	
			25%以上35%未満	10%以上25%未満
100人未満		10 %	5 %	5 %
100人以上	200人未満	20	15	5
200人以上	350人未満	30	20	5
350人以上	500人未満	35	25	5
500人以上	1,000人未満	45	30	5
1,000人以上	2,000人未満	60	40	10
2,000人以上	3,500人未満	70	50	10
3,500人以上	5,000人未満	80	60	15
5,000人以上	1万人未満	85	65	20
1万人以上	2万人未満	90	75	25
2万人以上	5万人未満	92	85	30
5万人以上		94	90	45

(別表20) 団体信用生命保険および消費者信用団体生命保険配当率

(危険差益に対して)

団体の被保険者数		配当率	
	25人未満	10	%
25人以上	100人未満	20	
100人以上	200人未満	30	
200人以上	350人未満	40	
350人以上	500人未満	50	
500人以上	1,000人未満	58	
1,000人以上	2,000人未満	64	
2,000人以上	3,500人未満	69	
3,500人以上	5,000人未満	75	
5,000人以上	1万人未満	80	
1万人以上	10万人未満	87	
10万人以上	30万人未満	90	
30万人以上		97	

ただし、3大疾病保障特約、がん保障特約、身体障害保障特約、介護保障特約または高度障害保険金不担保特約が付加されている団体信用生命保険については、下表のとおりとします。

(危険差益に対して)

団体の被保険者数		配当率	
		区分Ⅰ*1	区分Ⅱ*2
	25人未満	10 %	7 %
25人以上	100人未満	20	17
100人以上	200人未満	30	27
200人以上	350人未満	40	37
350人以上	500人未満	50	47
500人以上	1,000人未満	58	55
1,000人以上	2,000人未満	64	61
2,000人以上	3,500人未満	69	66
3,500人以上	5,000人未満	75	70
5,000人以上	1万人未満	80	73
1万人以上	10万人未満	87	77
10万人以上	30万人未満	90	80
30万人以上		97	85

(注) ①危険差益については、死亡・高度障害部分、死亡・高度障害・3大疾病部分等のそれぞれの部分の危険差益に区分します。(障害特約が付加されている団体信用生命保険については、それぞれの部分にかかる障害特約部分を含みます。)

②一部の部分が危険差損となる場合、それぞれの部分の危険差益について、相殺係数を乗じた額とします。(この額が負値となるときは零とします。)ここで相殺係数とは、危険差益となっている各部分の危険差益の合計額から危険差損となっている各部分の危険差損の合計額を控除した額を、危険差益となっている各部分の危険差益の合計額で除したものとします。

③それぞれの部分の危険差益に各区分の配当率を乗じ、合計します。

*1 区分Ⅰは死亡・高度障害部分、死亡部分、死亡・身体障害部分、死亡・介護部分、死亡・身体障害・介護部分とします。

*2 区分Ⅱは死亡・高度障害・3大疾病部分、死亡・高度障害・がん部分、死亡・3大疾病部分、死亡・3大疾病・身体障害部分、死亡・3大疾病・介護部分、死亡・3大疾病・身体障害・介護部分とします。

(別表21) 団体年金保険配当率

(責任準備金に対して)

種類	予定利率	配当率*
企業年金保険、新企業年金保険、団体生存保険、新団体生存保険、厚生年金基金保険、国民年金基金保険	0.75%	0.25%
拠出型企業年金保険 (H14)	0.75	0.75
	1.25	0.25
新企業年金保険 (H14)、厚生年金基金保険 (H14)、確定給付企業年金保険	1.25	0.25

(注) 企業年金保険については、責任準備金に上記の団体年金保険配当率を乗じた額から、企業年金保険と新企業年金保険または拠出型企業年金保険 (H14) との付加保険料の差額に相当する額を控除した額とします。(この額が負値となるときは、零とします。)

* 上表に定めのない保険種類、上表に定めた保険種類のうち予定利率1.50%以上の部分、有期利率保証特約部分、特別勘定特約部分、特別勘定第1特約部分、特別勘定第2特約部分および特別勘定第3特約部分については、配当率を零とします。

(別表22) 財形保険および財形年金保険配当率

(責任準備金に対して)

種類	予定利率	配当率*
勤労者財産形成貯蓄積立保険、財形住宅貯蓄積立保険、勤労者財産形成基金保険、勤労者財産形成給付金保険、財形年金積立保険	1.50%	0.05%
	1.00	0.55
	0.70	0.85

(注) * 上表に定めた保険種類のうち予定利率2.50%以上の保険契約および財形年金保険については、配当率を零とします。

1. 変更の理由

令和元年度に500億円の基金を新たに募集するため、変更を行うものです。

2. 変更の内容

<下線部は変更箇所>

現行定款	変更案
<p>第49条（基金の総額）</p> <p>当社の基金の総額（基金償却積立金の額を含む。）は、<u>1兆3500億円</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第49条（基金の総額）</p> <p>当社の基金の総額（基金償却積立金の額を含む。）は、<u>1兆4000億円</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p>3 <u>令和元年7月2日付改正に関する経過措置</u></p> <p><u>令和元年7月2日付改正に関して、次に掲げる1号の経過措置を設け、2号に定める時をもって削除する。</u></p> <p>(1) <u>第50条関係</u></p> <p>1 <u>令和元年度の基金の拠出者について、第50条第1項の基金の償却は5年以内に行う。</u></p> <p>2 <u>令和元年度に募集した基金が償却された時。</u></p>

第4号議案

評議員選任の件

今回の定時総代会終結の時をもって、現任評議員が任期満了となりますので、定款第25条の規定により次期評議員23名の選任をお願いいたします。

評議員候補者の選考基準は、当社経営課題に関連する分野について専門知識を有していること、または、経営実務等に携わり当社経営上の重要事項について意見が期待できることとしており、当該選考基準にもとづく評議員の候補者は次のとおりです。

氏名	職業	区分
相川直樹	慶應義塾大学 名誉教授	重任
飯島彰己	三井物産株式会社 会長	重任
池尾和人	立正大学 経済学部教授	重任
伊藤雅俊	味の素株式会社 会長	重任
内山田竹志	トヨタ自動車株式会社 会長	重任
大須賀頼彦	小田急電鉄株式会社 特別顧問	重任
大坪文雄	パナソニック株式会社 特別顧問	重任
岡田明重	株式会社三井住友銀行 名誉顧問	重任
小川英治	一橋大学 大学院経営管理研究科教授	重任
翁百合	株式会社日本総合研究所 理事長	重任
尾崎裕	大阪ガス株式会社 会長	重任
神田秀樹	学習院大学 大学院法務研究科教授	重任
島田京子	元 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団 代表理事・専務理事	重任
白波瀬佐和子	東京大学 大学院人文社会系研究科教授	重任
洲崎博史	京都大学 大学院法学研究科教授	重任
瀬戸薫	ヤマトホールディングス株式会社 特別顧問	重任
手代木功	塩野義製薬株式会社 社長	重任
富田哲郎	東日本旅客鉄道株式会社 会長	重任
内藤碩昭	株式会社三菱UFJ銀行 名誉顧問	重任
野村吉三郎	ANAホールディングス株式会社 名誉顧問	重任
藤原健嗣	旭化成株式会社 相談役	重任
村木厚子	津田塾大学 総合政策学部客員教授	新任
村田啓子	首都大学東京 大学院経営学研究科教授	重任

(敬称略、五十音順、職業は2019年5月22日現在)

第5号議案

総代候補者選考委員選任の件

今回の定時総代会終結の時をもって、現任総代候補者選考委員が任期満了となりますので、定款第24条の規定により次期総代候補者選考委員12名の選任をお願いいたします。

総代候補者選考委員候補者の選考基準は、生命保険事業および相互会社運営について深い関心と理解を持ち、選考委員として相応しい見識を有していること、公正・公平な観点から総代候補者を選考し、社員投票の管理を行うことができることとしており、当該選考基準にもとづく総代候補者選考委員の候補者は次のとおりです。

氏名	職業	区分
磯田 光 男	弁護士	重任
岩原 紳 作	早稲田大学 大学院法務研究科教授	重任
大石 美奈子	消費生活アドバイザー	新任
大塚 紀 男	日本精工株式会社 相談役	新任
桑野 和 泉	株式会社玉の湯 社長	重任
古賀 信 行	野村ホールディングス株式会社 会長	新任
後藤 澄 江	日本福祉大学 福祉経営学部教授	重任
竹 濱 修	立命館大学 法学部教授	重任
中 嶋 美 佳	主婦	重任
藤原 賢 哉	神戸大学 大学院経営学研究科教授	重任
堀内 光一郎	富士急行株式会社 社長	重任
安 井 香 一	東邦ガス株式会社 会長	新任

[敬称略、五十音順、職業は2019年5月22日現在]

今回の定時総代会終結の時をもって、取締役中村克、有馬朗人、牛島信、三浦惺、八木誠、三笠裕司、藤本宣人、朝日智司、矢部剛の9氏が任期満了となり、また小林一生、早田順幸の2氏が任期途中で退任いたします。これに対し、取締役11名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は次のとおりです。

再任

●氏名
なかむら まさる
中村 克

●生年月日
1960年10月4日



●当社における地位および担当

当会社代表取締役副社長執行役員

リーテイル部門、ネットワーク事業部門、資産運用部門（財務審査、証券管理関係）、総務スタッフ部門（企画総務、健康経営推進関係）、販売スタッフ部門（営業教育、業務、損保業務、法人職域関係）担当

代理店営業本部管掌

地域総括部長、人材育成推進本部長、損保業務推進本部長

●略歴および重要な兼職の状況

1984年4月 当会社入社

2011年3月 執行役員

2015年3月 常務執行役員

2015年7月 取締役常務執行役員

2018年3月 取締役専務執行役員

2019年3月 代表取締役副社長執行役員

取締役候補者とした理由

中村氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当会社において多様な部門の業務に携わり、当会社の業務全般に深く精通しております。また、2011年に執行役員に就任して以降、取締役または執行役員として当会社の経営に参画・貢献してきており、さらに、2019年3月以降は代表取締役を務め、当会社経営者として豊富な経験および実績を有しております。

これらの経験および実績、ならびに同氏の見識・人格等を総合的に勘案し、同氏が当会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当会社の取締役として適任であると判断いたしました。

再任

社外取締役

独立役員

●氏名
あり ま あき と
有馬朗人

●生年月日
1930年9月13日



●当会社における地位および担当

当会社取締役

●略歴および重要な兼職の状況

1975年 6月 東京大学理学部教授

1985年 4月 同大学同学部長

1989年 4月 同大学総長

1993年10月 理化学研究所理事長

1994年 7月 当会社監査役

1998年 7月 当会社監査役退任

参議院議員

文部大臣

1999年 1月 文部大臣

兼科学技術庁長官

2000年 6月 財団法人日本科学技術振興財団会長

2006年 4月 学校法人根津育英会武蔵学園学園長
(現在に至る)

2007年 7月 当会社取締役 (現在に至る)

当会社業務監視委員会委員

2010年 4月 公立大学法人静岡文化芸術大学理事長
(現在に至る)

〈重要な兼職の状況〉

学校法人根津育英会武蔵学園学園長

公立大学法人静岡文化芸術大学理事長

社外取締役候補者とした理由等

有馬氏は社外取締役候補者です。

同氏は、学識経験者としての幅広い経験・見識を有しております。その経験・見識に基づく、客観的な視点からの経営に対する監督や助言等を、当会社の経営に反映していくため、また、同氏の当会社業務監視委員会（当会社の法令等遵守の状況、内部管理態勢および取締役による重要な職務の執行の監視等を行うために設置。2012年7月収束）委員としての実績にも鑑み、同氏を社外取締役候補者といたしました。

同氏は、このように学識経験者としての幅広い経験・見識、および当会社における実績も有しており、当会社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

さらに、同氏は、当会社の定める「社外役員の独立性判断基準」（99頁掲載）を充足しており、一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員候補者となります。

再任

社外取締役

独立役員

●氏名
うしじま しん
牛島 信

●生年月日
1949年9月30日



●当社における地位および担当

当社取締役

●略歴および重要な兼職の状況

1977年4月 東京地方検察庁検事
1978年4月 広島地方検察庁検事
1979年4月 弁護士登録（現在に至る）
アンダーソン・毛利・ラビノウィッツ法律事務所入所
1985年4月 牛島法律事務所（現 牛島総合法律事務所）開設
2007年1月 当会社業務監視委員会委員長
2007年7月 当社取締役（現在に至る）

〈重要な兼職の状況〉

弁護士
牛島総合法律事務所シニア・パートナー
株式会社朝日工業社監査役
特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク理事長

社外取締役候補者とした理由等

牛島氏は社外取締役候補者です。

同氏は、法律家としての幅広い経験・見識を有しております。その経験・見識に基づく、客観的な視点からの経営に対する監督や助言等を、当会社の経営に反映していくため、また、同氏の当会社業務監視委員会（当会社の法令等遵守の状況、内部管理態勢および取締役による重要な職務の執行の監視等を行うために設置。2012年7月収束）委員長としての実績にも鑑み、同氏を社外取締役候補者といたしました。

同氏は、このように法律家としての幅広い経験・見識、および当社における実績も有しており、当会社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。

さらに、同氏は、当会社の定める「社外役員の独立性判断基準」（99頁掲載）を充足しており、一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員候補者となります。

再任

社外取締役

独立役員

●氏名
みうら さとし
三浦 惺

●生年月日
1944年4月3日



●当社における地位および担当

当社取締役

●略歴および重要な兼職の状況

1967年4月 日本電信電話公社
（現 日本電信電話株式会社）入社
2002年6月 東日本電信電話株式会社代表取締役社長
2005年6月 日本電信電話株式会社代表取締役副社長
中期経営戦略推進室長
2007年6月 同社代表取締役社長
2012年6月 同社取締役会長
2017年7月 当社取締役（現在に至る）
2018年6月 日本電信電話株式会社特別顧問（現在に至る）

〈重要な兼職の状況〉

日本電信電話株式会社特別顧問
株式会社広島銀行取締役

社外取締役候補者とした理由等

三浦氏は社外取締役候補者です。

同氏は、日本電信電話株式会社の代表取締役社長および取締役会長を務める等、企業経営者としての幅広い経験・見識を有しております。その経験・見識に基づく、客観的な視点からの経営に対する監督や助言等を、当会社の経営に反映していくため、同氏を社外取締役候補者といたしました。

さらに、同氏は、当会社の定める「社外役員の独立性判断基準」（99頁掲載）を充足しており、一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員候補者となります。

再任

社外取締役

独立役員

氏名
八木 誠
まこと

生年月日
1949年10月13日



●当会社における地位および担当

当会社取締役

●略歴および重要な兼職の状況

1972年 4月 関西電力株式会社入社
2009年 6月 同社代表取締役副社長
2010年 6月 同社代表取締役社長
2016年 6月 同社代表取締役会長（現在に至る）
2017年 7月 当会社取締役（現在に至る）

〈重要な兼職の状況〉

関西電力株式会社代表取締役会長
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社取締役

社外取締役候補者とした理由等

八木氏は社外取締役候補者です。

同氏は、関西電力株式会社の代表取締役社長および代表取締役会長を務める等、企業経営者としての幅広い経験・見識を有しております。その経験・見識に基づく、客観的な視点からの経営に対する監督や助言等を、当会社の経営に反映していくため、同氏を社外取締役候補者といたしました。

さらに、同氏は、当会社の定める「社外役員の独立性判断基準」（99頁掲載）を充足しており、一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがないと判断されることから、独立役員候補者となります。

再任

氏名
三笠 裕司
みかさ ゆうじ

生年月日
1963年9月7日



●当会社における地位および担当

当会社取締役常務執行役員

（総務スタッフ部門（IT統括・推進関係）、事務スタッフ部門（サービス企画・業務・教育、お客様サービス、引受、支払関係）担当
お客様サービス本部長

●略歴および重要な兼職の状況

1986年 4月 当会社入社
2007年 3月 広電日生人壽保険有限公司総経理顧問
2008年 3月 当会社国際業務部担当部長
兼総合企画部担当部長
2009年 3月 主計部長兼総合企画部担当部長
2011年 3月 静岡支社長
2013年 3月 執行役員
総合企画部長兼 ERM推進室長委嘱
2014年 3月 総合企画部長委嘱
2017年 3月 常務執行役員
2017年 7月 取締役常務執行役員

〈重要な兼職の状況〉

ニッセイ情報テクノロジー株式会社取締役

取締役候補者とした理由

三笠氏は、入社以来、主に海外事業部門や総務スタッフ部門の業務に携わり、また支社長職も経験する等、豊富な経験および実績を有し、当会社の業務に幅広く精通しております。また、2013年以降は、取締役または執行役員として当会社の経営に参画・貢献してまいりました。

これらの経験および実績、ならびに同氏の見識・人格等を総合的に勘案し、同氏が当会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当会社の取締役として適任であると判断いたしました。

再任

氏名
ふじもと のぶ と
藤本 宣人

生年月日
1962年10月27日



●当会社における地位および担当

当会社取締役常務執行役員
(総務スタッフ部門(秘書、オリンピック・パラリンピック推進) C S R推進、関連事業、人事、総務関係)、コンプライアンス部門、リスク管理部門担当

●略歴および重要な兼職の状況

1987年4月 当会社入社
2008年3月 株式部長
2012年3月 渋谷支社長
2014年3月 執行役員
調査部長委嘱
2017年3月 審議役(コンプライアンス統括部) 委嘱
2017年7月 取締役執行役員
2018年3月 取締役常務執行役員

取締役候補者とした理由

藤本氏は、入社以来、主に資産運用部門や総務スタッフ部門の業務に携わり、また支社長職も経験する等、豊富な経験および実績を有し、当会社の業務に幅広く精通しております。また、2014年以降は、取締役または執行役員として当会社の経営に参画・貢献してまいりました。

これらの経験および実績、ならびに同氏の見識・人格等を総合的に勘案し、同氏が当会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当会社の取締役として適任であると判断いたしました。

再任

氏名
あさひ さと し
朝日 智司

生年月日
1963年6月29日



●当会社における地位および担当

当会社取締役常務執行役員
(総務スタッフ部門(企画、グループ事業推進、広報、調査)本店企画広報、主計、法務関係)担当

●略歴および重要な兼職の状況

1987年4月 当会社入社
2008年3月 総合企画部担当部長
2010年3月 営業企画部長兼総合企画部担当部長
2011年3月 営業企画部長兼営業人事部長
2013年3月 東京中央総合支社長
2014年3月 執行役員
東京中央総合支社長委嘱
2016年3月 代理店営業副本部長兼金融法人副本部長委嘱
2017年3月 お客様サービス副本部長委嘱
2017年7月 取締役執行役員
2018年3月 取締役常務執行役員

〈重要な兼職の状況〉

二ツセイ・ウェルス生命保険株式会社取締役

取締役候補者とした理由

朝日氏は、入社以来、主に総務スタッフ部門や販売スタッフ部門の業務に携わり、また支社長職も経験する等、豊富な経験および実績を有し、当会社の業務に幅広く精通しております。また、2014年以降は、取締役または執行役員として当会社の経営に参画・貢献してまいりました。

これらの経験および実績、ならびに同氏の見識・人格等を総合的に勘案し、同氏が当会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当会社の取締役として適任であると判断いたしました。

新任

氏名
やまうちちづる
山内千鶴

生年月日
1957年2月25日



- 当会社における地位および担当
当会社常務執行役員
(健康経営推進本部長、審議役 (CSR推進部))
- 略歴および重要な兼職の状況
1975年4月 当会社入社
2009年3月 輝き推進室長
2014年3月 サービス企画部担当部長
2015年3月 執行役員
CSR推進部長委嘱
2018年3月 健康経営推進本部長兼CSR推進部長
兼審議役 (総合企画部)
兼審議役 (健康管理室) 委嘱
2019年3月 常務執行役員

取締役候補者とした理由

山内氏は、入社以来、主に総務スタッフ部門や事務スタッフ部門の業務に携わる等、豊富な経験および実績を有し、当会社の業務に幅広く精通しております。また、2015年以降は、執行役員として当会社の経営に参画・貢献してまいりました。

これらの経験および実績、ならびに同氏の見識・人格等を総合的に勘案し、同氏が当会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当会社の取締役として適任であると判断いたしました。

新任

氏名
いわさきひろひこ
岩崎裕彦

生年月日
1964年9月18日



- 当会社における地位および担当
当会社常務執行役員
(審議役 (営業企画部))
- 略歴および重要な兼職の状況
1987年4月 当会社入社
2008年3月 東海営業本部都心開発室長
兼東海法人市場部長
2010年3月 企業保険契約部長
2013年3月 商品開発部長
2015年3月 執行役員
商品開発部長委嘱
2016年3月 首都圏営業本部都心法人職域本部長
兼首都圏営業副本部長委嘱
2017年3月 首都圏営業本部都心法人職域本部長
兼首都圏営業副本部長
兼審議役 (法人営業推進部) 委嘱
2018年3月 営業企画部長兼CRM開発部長委嘱
2019年3月 常務執行役員

取締役候補者とした理由

岩崎氏は、入社以来、主にリーテイル部門や総務スタッフ部門の業務に携わる等、豊富な経験および実績を有し、当会社の業務に幅広く精通しております。また、2015年以降は、執行役員として当会社の経営に参画・貢献してまいりました。

これらの経験および実績、ならびに同氏の見識・人格等を総合的に勘案し、同氏が当会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当会社の取締役として適任であると判断いたしました。

新任

●氏名
おおがみ てつ あき
大神 哲明

●生年月日
1966年2月17日



- 当会社における地位および担当
当会社執行役員
(お客様サービス副本部長、審議役 (支払サービス部))
- 略歴および重要な兼職の状況
1988年4月 当会社入社
2009年3月 金沢支社長
2012年3月 お客様サービス部長
2013年3月 お客様サービス部長
兼サービス業務教育部担当部長
2014年3月 審議役 (検査部)
2014年7月 検査部長
2015年3月 監査部長
2017年3月 関連事業統括部長兼審議役 (総合企画部)
2018年3月 執行役員
関連事業統括部長
兼審議役 (総合企画部) 委嘱
2019年3月 お客様サービス副本部長
兼審議役 (支払サービス部) 委嘱

取締役候補者とした理由

大神氏は、入社以来、主に内部監査部門や事務スタッフ部門の業務に携わり、また支社長職も経験する等、豊富な経験および実績を有し、当会社の業務に幅広く精通しております。また、2018年以降は、執行役員として当会社の経営に参画・貢献してまいりました。

これらの経験および実績、ならびに同氏の見識・人格等を総合的に勘案し、同氏が当会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当会社の取締役として適任であると判断いたしました。

- (注) 1. 取締役候補者の選出にあたっては、その適格性に関し、保険業法第8条の2および「保険会社向けの総合的な監督指針」で要請される事項について確認しています。
2. 各取締役候補者と当会社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当会社は有馬朗人氏、牛島信氏、三浦惺氏および八木誠氏との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する責任限定契約を締結しており、4氏の再任が承認された場合、当会社は4氏との間の上記責任限定契約を継続する予定です。
4. 有馬朗人氏は、2007年7月より、当会社の社外取締役に就任しております。
5. 牛島信氏は、2007年7月より、当会社の社外取締役に就任しております。
なお、同氏がシニア・パートナーを務める牛島総合法律事務所は、当会社から法律相談その他法律事務の委嘱を受けており、当該法律相談その他法律事務に係る報酬を受ける予定があり、また過去2年間に受けておりました。
6. 牛島信氏が社外監査役を務める株式会社朝日工業社は、北陸新幹線の設備工事に関し、独占禁止法違反により、2014年10月、同社の従業員とともに、東京地方裁判所において有罪判決を受けました。また、2015年10月、公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。同氏は、従前より同社の取締役会、監査役会等において、弁護士としての豊富な経験および専門的な見地から、同社の経営の健全性に資する提言等を積極的に行っており、当該事実の判明後も、更なるコンプライアンスの徹底に向けた提言を行う等、監査役職責を適切に果たしております。
7. 三浦惺氏は、2017年7月より、当会社の社外取締役に就任しております。
8. 三浦惺氏は、当会社の特定関係事業者（主要な取引先）であった日本電信電話株式会社において、2018年6月まで取締役会長でありました。
9. 八木誠氏は、2017年7月より、当会社の社外取締役に就任しております。
10. 朝日智司氏は、2019年6月の大樹生命保険株式会社の株主総会決議により同社取締役に就任する予定です。

今回の定時総代会終結の時をもって、監査役窪谷治氏が任期満了となります。これに対し、監査役1名の選任をお願いいたします。なお、本議案については、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

新任

●氏名
こばやし かず お
小林 一生

●生年月日
1955年12月8日



●当社における地位

当会社取締役
(審議役(監査部))

●略歴および重要な兼職の状況

1980年4月 当会社入社
2007年3月 執行役員
2010年3月 常務執行役員
2010年7月 取締役常務執行役員
2012年3月 取締役専務執行役員
2016年3月 代表取締役副社長執行役員
2019年3月 取締役

監査役候補者とした理由

小林氏は、入社以来、広範な事業領域を有する当会社において多様な部門の業務に携わり、当会社の業務全般に深く精通しております。また、2007年に執行役員に就任して以降、取締役または執行役員として当会社の経営に参画・貢献してきており、さらに、2016年以降は代表取締役を務め、当会社経営者として豊富な経験および実績を有しております。

これらの経験および実績、ならびに同氏の見識・人格等を総合的に勘案し、同氏が当会社の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる人物であり、当会社の監査役として適任であると判断いたしました。

- (注) 1. 監査役候補者の選出にあたっては、その適格性に関し、保険業法第8条の2および「保険会社向けの総合的な監督指針」で要請される事項について確認しています。
2. 小林一生氏と当会社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 小林一生氏は、2019年6月のニッセイアセットマネジメント株式会社の株主総会決議により同社監査役に、同月のニッセイ情報テクノロジー株式会社の株主総会決議により同社監査役に、それぞれ就任する予定です。

<ご参考>

当社の「社外役員の独立性判断基準」（2015年10月21日制定）は以下のとおりです。

社外役員の独立性判断基準

- 1 当社は、以下の各号に掲げる事項のいずれにも該当しない社外取締役または社外監査役を、独立役員とする。
 - (1) 直近3事業年度において、当社との取引による売上高がその年間連結売上高の2%もしくは1億円のいずれか高い額を超える者またはその業務執行者（業務執行取締役、執行役、使用人その他これらに類する者をいう。以下同じ。）
 - (2) 直近3事業年度において、当社の年間連結保険料等収入の2%を超える保険取引を有する取引先またはその業務執行者
 - (3) 直近3事業年度において、当社から役員報酬以外に平均して年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（法人、組合その他の団体である場合を除く。）
 - (4) 当社の会計監査人またはその社員等
 - (5) 直近3年間に前4号に掲げる事項のいずれかに該当していた者
 - (6) 以下のイからハまでに掲げる事項のいずれかに該当する者（業務執行者については、重要でない者を除く。）の配偶者または二親等内の親族
 - イ 前5号に掲げる事項のいずれかに該当する者
 - ロ 当社の実質子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員とする場合には、業務執行者でない取締役および会計参与を含む。）
 - ハ 直近3年間に前ロまたは当社の業務執行者（社外監査役を独立役員とする場合には、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者
 - (7) その他、前6号に掲げる事項以外の事情により一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがある者
- 2 前項各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合でも、一般保険契約者と利益相反が生じるおそれがないと判断することができる特別の事情が認められる社外取締役または社外監査役については、独立役員とする。

今回の定時総代会終結の時をもって、取締役を退任いたします矢部剛、早田順幸の各氏、および、さきにと取締役を退任し、2019年3月に執行役員を退任いたしました児島一裕氏、および、今回の定時総代会終結の時をもって、監査役を退任いたします窪谷治氏の4名に対し、その在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で慰労金を贈呈いたしたいと存じます。その具体的金額、時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。なお、当社では、取締役在任期間に対する慰労金および監査役在任期間に対する慰労金について、取締役、監査役、執行役員のいずれをも退任する際に、総代会にお諮りすることといたしております。

退任取締役および退任監査役の略歴は次のとおりです。

氏名	最終役名	略歴
矢部 剛	取締役	2011年3月 執行役員 2015年3月 常務執行役員 2015年7月 取締役常務執行役員 2018年3月 取締役専務執行役員 2019年3月 取締役
早田 順幸	取締役	2014年3月 執行役員 2018年3月 常務執行役員 2018年7月 取締役常務執行役員 2019年3月 取締役
児島 一裕	専務執行役員	2010年3月 執行役員 2012年7月 取締役執行役員 2014年3月 取締役常務執行役員 2017年3月 取締役専務執行役員 2017年7月 取締役退任 専務執行役員 2019年3月 執行役員退任
窪谷 治	常任監査役	2011年7月 監査役 2014年3月 常任監査役

コーポレートガバナンス基本方針

第I章 総則

第1条 (目的)

この基本方針は、日本生命保険相互会社（以下「当社」という。）におけるコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および体制を定めることを目的とする。

第2条 (コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)

- 1 当社は、当社の定める経営基本理念に則り、生命保険会社としてお客様に対する長期にわたる保障責任を全うし続けるため、経営の適正性の確保および透明性の向上に資するコーポレートガバナンス体制を構築するとともに、その継続的な発展に努めることとする。
- 2 当社は、この基本方針に基づく当社のコーポレートガバナンスの状況を明らかにするため、「コーポレートガバナンスに関する報告書」を作成し公表することとする。

第3条 (改廃)

この基本方針の改廃は、取締役会の決議をもって行う。

第II章 機関構成の考え方

第4条 (機関構成の考え方)

- 1 当社は、監査役会設置会社を選択し、特定の業務分野を担当する取締役が全事業領域を分担する体制とすることで、取締役会が執行現場の実情を直視した監督・意思決定機関として機能することを確保するとともに、取締役会から独立し、かつ独任制の機関である監査役によって実効的な監査機能を確認することとする。
- 2 当社は、経営に対する客観的な視点からの牽制および助言を確保するため、社外監査役に加えて複数名の社外取締役を選任する。また、その幅広い知見の経営への活用および経営の更なる透明性の確保の観点から、社外取締役委員会を設置し、取締役会における監督機能および執行機能の高度化を図ることとする。

第III章 取締役および取締役会等

第5条 (取締役および取締役会の任務)

- 1 取締役会は、法令および定款その他の当社の定める規程に基づき、重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務の執行の監督等を行う。
- 2 各取締役は、各々の経験および見識を活かし、取締役会の一員として、前項に定める取締役会の任務の遂行に参画する。これに加えて、各業務執行取締役は、取締役会の委任に基づき、各々の担当する業務分野における業務執行の決定および業務執行を行う。

第6条 (取締役会の構成)

取締役会は、25名以内の取締役から成り、当社の幅広い事業領域ならびに客観的な視点からの牽制および助言の必要性に鑑み、取締役会全体としての経験および見識の多様性を確保することとする。このうち2名以上を、別に定める「社外役員の独立性判断基準」に基づく独立役員である社外取締役とする。

第7条 (取締役の選任)

- 1 前条に定める取締役会の構成に基づく取締役候補者の選定基準は、以下のとおりとする。
 - (1) 保険業法第8条の2に定める取締役の適格性を満たしていること。
 - (2) 社外取締役（保険業法に定める社外取締役の定義に該当しない取締役で、実質的にそれと同等の性質を有すると認められるものを含む。以下この項において同じ。）候補者については、企業経営者、学識経験者または法曹その他の専門家等として幅広い経験および見識を有していること。
 - (3) 社外取締役候補者以外の取締役候補者については、当社の経営に資する豊富な経験および実績を有していること。
- 2 取締役候補者は、前項に定める選定基準に基づき、社外取締役委員会における審議を経て取締役会が決定し、総代会の決議を求める。

第8条（取締役の解任等）

- 1 社外取締役委員会は、取締役が次に掲げる事由のいずれかに該当した場合には、当該取締役の解任議案の総代会への提出の要否、ならびに役付取締役および代表取締役の解職の要否について審議を行う。
 - (1) 保険業法第8条の2に定める取締役の適格性を満たさなくなった場合
 - (2) 取締役としての任務について重大な懈怠があった場合
 - (3) 著しい業績不振が相当期間継続した場合
 - (4) 取締役としてふさわしくない非行があった場合
 - (5) 心身の故障等、取締役としての職務遂行が困難となった場合
 - (6) 前各号に準ずる事由が発生した場合
- 2 取締役の解任議案は、前項の規定による審議を経て、取締役会が決定し、総代会の決議を求める。役付取締役および代表取締役の解職は、前項の規定による審議を経て、取締役会が決定する。
- 3 前項の規定にかかわらず、取締役会は、いつでもその決議によって、取締役の解任議案の総代会への提出、ならびに役付取締役および代表取締役の解職を行うことができる。

第9条（取締役の任期）

- 1 取締役の任期は、定款の定めるところにより、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとする。
- 2 当社は、取締役の再任可否を判断するに当たっては、第7条第1項に定める取締役候補者の選定基準に加え、当該取締役の取締役としての貢献度、年齢および在任期間等を総合的に勘案することとする。

第10条（取締役の報酬等）

- 1 取締役の報酬等（退任慰労金を除く。）は、総代会で定められた報酬限度額の範囲内で、各取締役の職務内容等を総合的に勘案するとともに、当社の経営環境・業績等を踏まえた適切な水準で支給することとする。また、取締役の退任慰労金は、総代会決議に基づき、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で支給することとする。
- 2 取締役の報酬等は、前項に定める方針に基づき、かつ第三者による国内企業経営者の報酬等に関する調査を踏まえ、社外取締役委員会における審議を経て取締役会が決定する。

第11条（取締役会の実効性評価）

取締役会は、取締役会全体の実効性について定期的に分析および評価を行い、その結果の概要を公表する。

第12条（社外取締役委員会の任務）

社外取締役委員会は、取締役会の諮問機関として、取締役、執行役員および監査役の選任等に関する事項、取締役および執行役員の報酬等に関する事項ならびにその他の経営に関する重要事項について総合的見地から審議し、その結果を取締役に答申する。

第13条（社外取締役委員会の構成）

社外取締役委員会は、すべての社外取締役およびその他取締役会の決議によって選定された取締役から成り、その過半数および委員長を業務執行取締役以外の取締役とする。

第IV章 監査役および監査役会

第14条（監査役および監査役会の任務）

- 1 各監査役は、各々の経験および見識を活かし、独任制の機関として、取締役会および経営会議等の重要な会議への出席ならびに能動的・積極的な権限の行使等を通じ、取締役の職務の執行の監査を行う。
- 2 監査役会は、監査役監査に関する基準、方針および計画の策定等を通じ、組織的かつ効率的な監査の実施に資することとする。

第15条（監査役の構成）

監査役は、その員数を6名以内とし、監査役全体として、当社の業務に関する知識・情報収集力ならびに監査に求められる客観性および専門性を確保することとする。このうち半数以上を社外監査役とし、社外監査役は、その2名以上を別に定める「社外役員の独立性判断基準」に基づく独立役員である者とする。

第16条（監査役の選任）

- 1 前条に定める監査役の構成に基づく監査役候補者の選定基準は、以下のとおりとする。
 - (1) 保険業法第8条の2に定める監査役の適格性を満たしていること。
 - (2) 社外監査役候補者については、企業経営者、学識経験者または法曹その他の専門家等として幅広い経験および見識を有していること。
 - (3) 社外監査役候補者以外の監査役候補者については、当社の業務に関する豊富な経験および実績を有していること。
- 2 監査役候補者は、前項に定める選定基準に基づき、社外取締役委員会における審議および監査役会の同意を経て取締役会が決定し、総代会の決議を求める。

第17条（監査役の任期）

- 1 監査役の任期は、定款の定めるところにより、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとする。
- 2 当社は、監査役の再任可否を判断するに当たっては、前条第1項に定める監査役候補者の選定基準に加え、当該監査役の監査役としての貢献度、年齢および在任期間等を総合的に勘案することとする。

第18条（監査役の報酬等）

- 1 監査役の報酬等（退任慰労金を除く。）は、総代会で定められた報酬限度額の範囲内で、各監査役の職務内容等を総合的に勘案するとともに、当社の経営環境・業績等を踏まえた適切な水準で支給することとする。また、監査役の退任慰労金は、総代会決議に基づき、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で支給することとする。
- 2 監査役の報酬等は、前項に定める方針に基づき、監査役の協議により決定する。

第V章 取締役および監査役に対する支援およびトレーニング

第19条（取締役および監査役に対する支援）

- 1 当社は、取締役および監査役がその任務を実効的に果たすことを確保するため、取締役会、監査役会およびその他の会議体に対し必要な事項を適時・適切に付議するとともに、各組織の判断に基づきまたは取締役もしくは監査役の求めに応じて、取締役および監査役に対し必要な情報の提供を行うこととする。
- 2 当社が社外取締役および社外監査役に対する情報の提供を円滑に行うため、社外取締役については秘書部および総合企画部が、社外監査役については監査役室が、それぞれ必要な環境の整備に当たる。

第20条（取締役および監査役に対するトレーニング）

当社は、取締役および監査役がその任務を適切に果たすことに資するため、取締役および監査役の就任時および在任期間中に、必要な知識の習得および更新の機会を提供することとする。

第VI章 社員との対話、情報開示

第21条（総代その他の社員との対話）

当社は、相互会社として社員の利益の優先・最大化に資するため、総代会、総代懇談会およびニッセイ懇話会の運営その他の取組を通じ、総代およびその他の社員との建設的な対話を促進することとする。

第22条（情報開示）

当社は、保険業法その他の法令を遵守し、これらに基づく適切な情報開示を行う。また、法令に定める開示基準に該当しない場合でも、お客様、投資家その他のステークホルダーが当社に対する理解を深め、または当社に対する権利行使もしくは投資判断を行うために有用性が高いと考えられる情報、および当社の経営に影響を与える重要な情報等について、適時・適切かつ積極的に情報開示を行う。

「コーポレートガバナンス基本方針」第2条第2項で、作成し公表する旨を定めております「コーポレートガバナンスに関する報告書」は当社ホームページ (https://www.nissay.co.jp/redirect/from_sodaikai_giji.html) にてご覧いただけます。



NISSAY